

令和 8 年第 2 回定例会

(6 月 5 日招集)

山都町議会会議録

令和8年6月第2回山都町議会定例会会議録目次

○6月5日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 提案理由説明	3
日程第5 報告第1号 令和7年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	5
日程第6 報告第2号 令和7年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	5
日程第7 報告第3号 令和7年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	8
日程第8 報告第4号 令和7年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について	9
日程第9 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	10
日程第10 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	12
日程第11 報告第7号 有限会社「清和資源」の経営状況について	14
日程第12 議案第32号 専決処分事項（令和7年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて	16
日程第13 議案第33号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	20
日程第14 議案第34号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	24
日程第15 議案第41号 令和8年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	26
散会	37

○6月10日（第2号）

出席議員	38
欠席議員	38
説明のため出席した者の職氏名	38
職務のため出席した事務局職員	38
開議	39
日程第1 一般質問	39
8番 西田由未子議員	39

3 番 増田公憲議員	54
9 番 中村五彦議員	67
散会	77

○6月11日（第3号）

出席議員	78
欠席議員	78
説明のため出席した者の職氏名	78
職務のため出席した事務局職員	79
開議	79
日程第1 一般質問	79
7 番 眞原 誠議員	79
6 番 坂本幸誠議員	94
日程第2 議案第35号 山都町介護予防拠点施設条例の一部改正について	106
日程第3 議案第36号 山都町緑川生涯学習施設条例の廃止について	108
日程第4 議案第37号 山都町営住宅条例の一部改正について	115
日程第5 議案第38号 山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例 の一部改正について	117
日程第6 議案第39号 山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部 改正について	118
日程第7 議案第40号 山都町水道事業等給水条例の一部改正について	119
日程第8 議案第42号 令和8年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	122
日程第9 議案第43号 町有の組合委託林立木の処分について	123
散会	125

○6月12日（第4号）

出席議員	127
欠席議員	127
説明のため出席した者の職氏名	127
職務のため出席した事務局職員	127
開議	127
日程第1 議案第44号 財産の取得について（山都町コミュニティバス購入）	127
日程第2 議案第45号 財産の取得について（消防団小型動力ポンプ付き軽積載車購 入）	131
日程第3 議案第46号 工事請負変更契約の締結について（水の宇土川③河川災害復 旧工事）	134

日程第4	同意第5号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第5	同意第6号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第6	同意第7号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第7	同意第8号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第8	同意第9号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第9	同意第10号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第10	同意第11号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第11	同意第12号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第12	同意第13号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第13	同意第14号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第14	同意第15号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第15	同意第16号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第16	同意第17号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第17	同意第18号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第18	同意第19号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第19	同意第20号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第20	同意第21号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第21	同意第22号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第22	同意第23号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	136
日程第23	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	144
日程第24	諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	144
日程第25	委員会報告	請願付託報告について	147
日程第26	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	149
閉会			149

6 月 5 日（金曜日）

令和8年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和8年6月5日午前10時0分招集
2. 令和8年6月5日午前10時01分開会
3. 令和8年6月5日午後0時50分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 報告第1号 令和7年度山都町一般会計継続費繰越計算書について
 - 日程第6 報告第2号 令和7年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第7 報告第3号 令和7年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について
 - 日程第8 報告第4号 令和7年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について
 - 日程第9 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について
 - 日程第10 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について
 - 日程第11 報告第7号 有限会社「清和資源」の経営状況について
 - 日程第12 議案第32号 専決処分事項（令和7年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第13 議案第33号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第14 議案第34号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第15 議案第41号 令和8年度山都町一般会計補正予算（第1号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（12名）

1番 梶原 甲 亮	2番 境 公 夫	3番 増 田 公 憲
4番 後 藤 誠 輝	5番 東 浩 昭	6番 坂 本 幸 誠
7番 眞 原 誠	8番 西 田 由未子	9番 中 村 五 彦
10番 矢仁田 秀 典	11番 藤 川 多 美	12番 飯 開 政 俊

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	副 町 長	坂 本 浩
総 務 課 長	工 藤 博 人	清 和 支 所 長	西 田 法 生
蘇 陽 支 所 長	有 働 頼 貴	会 計 管 理 者	高 野 隆 也
政策推進課長	山 下 公 司	まちづくり課長	北 貴 友
町 民 課 長	玉 目 知 穂	健康福祉課長	長 崎 早 智
環境水道課長	菊 地 勝 也	農業振興課長	松 本 文 孝
林業振興課長	村 山 浩 司	建 設 課 長	西 賢
商工観光課長	山 邊 剛	学校教育課長	鈴 木 保 幸
生涯学習課長	平 岡 哲 也	そよう病院事務長	枝 尾 博 文
監 査 委 員	橋 本 由紀夫		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高 橋 尚 孝 外2名

開会・開議 午前10時01分

○議長（飯開政俊君） 改めまして、おはようございます。ただいまから令和8年第2回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯開政俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番、境公夫君、3番、増田公憲君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（飯開政俊君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの11日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（飯開政俊君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

本日までに受理した請願は、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（飯開政俊君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） おはようございます。

令和8年第2回定例会を参集いたしましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年4月、平成28年熊本地震から10年が経過いたしました。

山都町では、地震による直接的な人的被害はなかったものの、その後の6月豪雨で甚大な土砂災害に見舞われました。その後も数年に一度の頻度で、豪雨による土砂災害が発生しております。急峻な地形が多く、自然災害を完全に防ぐことはできませんので、災害への備えをより一層強化する必要性を感じています。

先月5月29日から新たな防災気象情報の運用が始まりました。報道等でも積極的に解説されており、警報・注意報にレベルが付加される形です。例えば、従来大雨警報が、レベル3大雨警報として発表されます。事前に備蓄品等の確認や避難計画を立てるなど、レベル4の危険警戒が発表される際には、直ちに避難行動をとれる体制を整えておかれますようお願いします。

山都町で発表される防災気象情報は、大雨及び土砂災害に関するものが主です。

過去の気象データから、熊本県は夜遅くから明け方に大雨となる傾向が高い地域ということが分かっています。町としても、町民の皆様に対し、早めの避難を呼びかけますので、防災情報に関心を持っていただければと思います。

まず、ふるさと納税の対象団体指定取消に関して報告いたします。第三者の目で客観的に検証していただくために設置しました第三者調査委員会から、先月27日、調査結果を報告いただきました。

調査結果では、原因として、ルール遵守の意識や中間事業者への過度な依存による危機感の欠如、組織的なチェック体制等に問題があったと指摘があり、再発防止策等を示していただきました。

その内容等については、関係者の皆様にお知らせするとともに、町のホームページ上にも公表しています。また、広報やまにも掲載する予定ですので御覧ください。

町としましては、3月に町監査委員からいただきました行政監査報告及び今般の第三者調査委員会報告を踏まえ、速やかに町職員全体で危機意識を共有し、意識高揚を図り、行政の信頼回復に努めてまいります。

なお、国に対する、ふるさと納税の再開の申出は、来年の9月以降にしかできませんが、遅滞なく再開に臨めるよう、今年度から必要な調整や準備を進め、万全の体制を整える方針です。ま

た、ふるさと納税の再開に向け、町の魅力をしっかりと伝え、地域にさらなる活気をもたらせるよう、全庁を挙げて取り組んでまいります。関係者の皆様には、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、私は、令和6年6月23日に町長に就任して以来、今月で任期の折り返しを迎えます。就任以来、誰もが「住みたくなる」「住み続けたくなる」、安心して生きがいを実感できる「山の都づくり」を掲げてまいりました。この2年間、前町長から引き継いだ山都町総合運動公園や通潤橋周辺整備事業といった重点事業を中心に取組を進め、昨年度、第3次山都町総合計画を策定し、今後8年間にわたる本町の目指すべき将来像を示しました。また、本年4月には、その将来像を着実に実現するため、役場内の組織体制を大幅に見直し、町づくりの推進体制を強化しました。今後は、本町が抱える最大の課題である人口減少と少子高齢化に対応するため、問題の本質を見極めながら効果的な施策の展開に努めてまいります。

先般、山都町郷土史伝承会が編さんされた、故井上清一氏の「やべごうの歴史を語る」改訂版の中に、「地殻構造線の恩恵」という項目を見つけました。これによると、山都町は、地殻構造線と阿蘇の造山活動が重なり、農作物を作るのに最高の場所であり、国内でもこのような条件に恵まれた地域は3か所しかないということで、この地がすばらしい農業地帯であることを改めて認識しました。

このような地域であるからこそ、昔から農業を基幹産業として安心安全でおいしい農産物に恵まれてきたのだと実感したところです。同時に、先人から紡がれた地の利を絶やさず、まちづくりにも生かす取組をしなければならないと思いを強くしました。引き続き、地域の魅力を生かした「山の都づくり」の実現を目指し、誠実に取り組んでまいります。

続きまして、今定例会に提案しております議案につきまして、概要を説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、報告7件、専決処分3件、条例6件、補正予算2件、その他24件の計42件です。

報告7件のうち、4件は令和7年度予算の繰越計算書について、3件は出資法人の経営状況について、それぞれ報告するものです。

専決処分事項3件は、地方自治法の規定に基づき専決処分を行ったので、その報告並びにその承認を求めるものです。

条例6件のうち、5件はそれぞれ必要な条例の一部を改正するもの、1件は条例を廃止するものです。

補正予算2件は、令和8年度の一般会計及び事業会計に関するものです。

既に、国の令和7年度補正予算に基づく重点支援地方交付金の一部である特別加算分を活用し、町民の皆様に対し1人当たり5,000円分の山都町暮らし応援券を配付し、5月末までで使用期限として多くの皆様に活用いただいたものと思います。今回の補正予算においては、現在の物価高騰の現状を鑑みまして、新たに暮らし応援券の第二弾等を計画し、今定例会において一般会計補正予算案として提案させていただきます。世界情勢が不安定の中、今後の先行きも見通せない状況ですが、町民の皆様のご生活の一助としていただくことを第一に事業の判断を行いましたので、

議会の判断を仰ぎたいと思います。

その他24件のうち、1件は町有の組合委託林立木の権利を購入するもの、2件は財産を取得するもの、19件は山都町農業委員の任命について同意を求めるもの、2件は人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めるものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細については、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第5 報告第1号 令和7年度山都町一般会計継続費繰越計算書について

○議長（飯開政俊君） 日程第5、報告第1号「令和7年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。それでは、説明いたします。

報告第1号、令和7年度山都町一般会計継続費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和7年度山都町一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出、山都町長。

継続費につきましては、地方自治法第212条に基づき、その履行に数年度を要するものについて、予算の定めるところにより、経費の総額及び年額割を定め、数年度にわたって支出することができるものです。その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで順次繰り越して使用することができ、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものとなります。

表紙の次のページを御覧ください。

9款4項御小屋保存修理事業です。

本件は、令和7年度から令和10年度の継続費で、国宝通潤橋の附指定「御小屋」の保存修理事業に係る業務委託料の予算残を翌年度に繰り越して使用するものです。繰越額は50万6,174円です。

以上、報告いたします。

○議長（飯開政俊君） 報告第1号の報告が終わりました。

よって、報告第1号「令和7年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第6 報告第2号 令和7年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（飯開政俊君） 日程第6、報告第2号「令和7年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

報告第2号、令和7年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出、山都町長。

繰越明許費は、地方自治法第203条の規定により、歳出予算のうち、その年度に支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用できるので、令和7年度第9号及び第10号補正予算において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に令和8年度に繰り越した額について報告を行うものです。

表紙の次のページを御覧ください。

2款総務費につきまして、OCR納付書標準化システム改修事業は、システム標準化移行日を令和8年度へ延伸したことに伴い、OCRのシステム改修が翌年度対応になったことによるものです。

物価高騰対応重点支援地方交付金事業（暮らし応援券発行事業）は、商品券の使用期間が令和8年5月末までであるため、予算を翌年度まで繰り越すものです。

戸籍住民登録事業は、戸籍附票システム改修に関して、補助金の交付決定が年度末となり、年度内の事業完了が見込めないことから、事業を繰り越すものです。

以上3件、4,261万4,000円です。

3款民生費につきまして、介護予防施設運営事業は、県補助金の内示以降に事業に着手する必要があったため、年度内の事業完了が見込めなくなったことによるものです。

4款衛生費につきまして、自家消費型再エネ導入事業は、複数年度での事業実施が可能であることから、予算残を繰り越して事業を実施するものです。

5款農林水産業費につきまして、農業振興事業は、農業振興地域整備計画の策定に関して、基礎調査後に実施する熊本県との素案協議に時間を要したことによるものです。

大矢野原演習場周辺障害防止事業は、用水路改修工事に関して、入札不調が続き、年度内の完了が見込めなくなったことによるものです。

単独土地改良事業は、令和7年8月豪雨災害による被災箇所の自力復旧で、事業箇所が多く、年度内に全ての事業が完了できないことによるものです。

地籍調査事業は、国の令和7年度補正予算の交付決定があった事業について、年度内完了が見込めないことによるものです。

治山事業は、上川井野中津留治山工事において、施工範囲見直しに伴い、計画変更の不測の日数を要したこと。万坂屋敷治山工事は、重機進入路及び施工方法の見直しに伴い、土地所有者との調整に不測の日数を要したことによるものです。

地方創生道整備推進交付金事業は、8月豪雨災害対応により、労務者の手配に不測の日数を要

したことによるものです。

以上6件、5億4,587万6,000円です。

6款商工費につきまして、観光施設管理事業は、遊具施設工事に伴う使用製品の納入に遅れが生じたことによるものです。

通潤橋周辺整備事業は、用地補償に係る現地踏査の資料収集に不測の日数を要したことによるものです。

以上2件、2,994万円です。

7款土木費につきまして、公共施設等適正管理推進事業債事業は、下市畑線舗装更新工事に関して、水道事業との調整に不測の日数を要したことによるものです。

道路維持事業は、交通規制に関する地元調整に不測の日数を要したことによるものです。

道路新設改良単独事業は、大川大矢線に関して、電柱移転に時間を要し、年度内の完了が見込めなくなったことによるものです。

次のページを御覧ください。

地方創生道整備推進交付金事業は、長谷埋立線、原尾野貸上線は、農繁期に影響のない時期の発注となり、年度内完了が見込めなくなったもの。小星線は、小星橋下部工に関して、8月豪雨により仮設盛土が流出したことによる工事の遅れ。大川大矢線は電柱移転に時間を要し、年度内の完了が見込めなくなったことによるものです。

社会資本整備総合交付金事業は、国の令和7年度補正予算による補助金の内示が12月となり、年度内完了が見込めなくなったことによるものです。

道路メンテナンス事業は、入札残が生じ、補助金配分に係る事業間調整に時間を要したことによるものです。

緊急浚渫推進事業は、農繁期を避けるため、事業期間を調整したことにより、年度内の事業完了が見込めなくなったものです。

河川等災害関連事業は、工事用道路の確保が難しく、他事業との調整に不測の日数を要したことによるものです。

災害関連防災がけ崩れ対策事業は、国の補助金交付決定後に着工する必要があり、年度内の完了が見込めなくなったことによるものです。

公営住宅等管理事業は、入札不調が続いたため、工事内容、発注製品の見直しが生じ、年度内の完了が見込めなくなったことによるものです。

高速道路対策事業は、残土処理に係る土地購入及び立木補償に関して、相続人調査に不測の日数を要したことによるものです。

以上11件、9億8,878万6,000円です。

9款教育費につきまして、矢部中学校バリアフリー改修事業は、エレベーターの納期に遅れが生じたことによるものです。

グランドデザイン竣工式典事業は、運動公園及び通潤橋前広場の事業完了に合わせ、7月に式典を実施することになったことによるものです。

10款災害復旧費につきまして、農業施設、林業施設、公共土木施設災害復旧事業に係る現年度分及び過年度分の4件、17億4,617万8,000円です。

以上、全30件、繰越額は33億9,260万6,000円です。

以上、報告いたします。

○議長（飯開政俊君） 報告第2号の報告が終わりました。

よって、報告第2号「令和7年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第7 報告第3号 令和7年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（飯開政俊君） 日程第7、報告第3号「令和7年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

報告第3号、令和7年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和7年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出、山都町長。

事故繰越しにつきましては、地方自治法第220条第3項に基づき、歳出予算のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい理由により支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用できるもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告を行うものとなります。

表紙の次のページを御覧ください。

繰越計算書の支出負担行為額から、支出済額を差し引いた支出未済額に支出負担行為予定額を加えた金額が翌年度繰越額となります。

7款土木費につきまして、公共施設等適正管理推進事業債事業は、下市畑線舗装更新工事。

社会資本整備総合交付金事業は、椎原1号線道路改良工事。

河川等災害関連事業は、令和6年度河川等災害関連復旧工事です。

10款災害復旧費につきまして、農業施設、林業施設及び公共土木施設災害復旧事業に係る現年度分と過年度分、合わせて5事業です。

事故繰越しの理由につきましては、計算書の説明欄にそれぞれ記載していますので、御覧ください。

以上、全8件、繰越額は15億9,690万6,383円です。

以上、報告いたします。

○議長（飯開政俊君） 報告第3号の報告が終わりました。

よって、報告第3号「令和7年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第8 報告第4号 令和7年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（飯開政俊君） 日程第8、報告第4号「令和7年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について」報告を求めます。

環境水道課長、菊地勝也君。

○環境水道課長（菊地勝也君） おはようございます。

それでは、報告第4号、令和7年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度山都町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出、山都町長。

次のページをお願いします。

令和7年度山都町水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1 款資本的支出 1 項建設改良費。

これより、事業名、予算計上額、翌年度繰越額、説明の順で読み上げいたします。

財源内訳については、表を御確認ください。

事業名、令和7年度国庫補助事業施工管理業務委託、予算計上額249万7,000円のうち、翌年度繰越額は175万7,000円です。繰越理由は、本年度国庫補助事業工事を繰り越したことにより、併せて施工管理業務委託を繰り越すものです。

事業名、旧簡水管尾地区水道管更新工事、予算計上額1億2,450万円のうち、翌年度繰越額は8,270万円です。繰越理由は、本工事を施工するに当たり、同時に施工する電気ケーブル等の納期が遅延することから繰り越すものです。

事業名、町道小星線道路改良工事に伴う水道管布設替工事、予算計上額350万円、翌年度繰越額は350万円全額です。繰越理由は、道路改良工事の年度内完了が見込めないことから、補償工事である本工事も繰り越すものです。

次に、事業名、町道下市畑線水道管布設替工事、予算計上額4,850万円、翌年度繰越額は4,850万円全額です。繰越理由は、本工事を施工するに当たり、交通量が多く片側交互通行で慎重に施工を行う必要があり、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

事業名、県道小峰川内線道路改良工事に伴う水道管布設替工事、予算計上額350万円、翌年度繰越額は350万円全額です。繰越理由は、県道道路改良工事の年度内完了が見込めないことから、本工事も併せて繰り越すものです。

事業名、高畑用地登記手数料（名義変更登記手数料）、予算計上額45万7,000円のうち、翌年度繰越額は10万円です。繰越理由は、所有権移転登記手続が関係機関との調整により年度内に完了しないことから繰り越すものです。

合計6件、1億4,005万7,000円です。

次に、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額。

1 款水道事業費用 1 項営業費用、事業名、山都町水道事業変更認可作成業務委託料、予算計上額1,320万円、翌年度繰越額は1,320万円全額です。繰越理由は、当該事業にて実施する水道事業の変更認可に当たり、求められる資料が不足し、準備に日数を要したため繰り越すものです。

以上、御報告いたします。

○議長（飯開政俊君） 報告第4号の報告が終わりました。

よって、報告第4号、令和7年度「山都町水道事業会計予算繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第9 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について

○議長（飯開政俊君） 日程第9、報告第5号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」報告を求めます。

商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） それでは、報告第5号について御説明いたします。

報告第5号、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の5第1項に定める書類を添付し報告する。

令和8年6月5日提出、山都町長。

まちづくりやべにつきましては、平成13年8月に設立され、中心市街地活性化事業のほか、人材派遣事業、地籍調査事業、やまと文化の森の管理運営、移住すまいるセンター運営事業、光通信事業及び携帯電話の営業、販売、アフターサービスなどの推進事業、また、ドローンによる農薬散布事業などにも取り組まれているところです。

資本金は2,000万円で、株式が400株となっています。株式の内訳としまして、町が200株1,000万円、個人出資分は161株805万円、自社株39株195万円で構成されております。

令和7年度の経営状況の説明に入ります。

1 ページを御覧ください。役員構成が記載されております。役員は取締役5名と監査役2名です。

2 ページを御覧ください。事業部ごとの社員数が記載されております。全社員数43名となっております。会議の開催状況は、株主総会が1回、役員会が5回開催されているところです。

3 ページを御覧ください。事業部門ごとの事業内容、受注額、受注原価等が記載してあります。

まず、人材派遣事業部です。町立保育園5園へ派遣社員13名、ケアマネジャー3名、そよう病院10名と派遣契約し、その労務管理が行われております。

収支について、受注額1億467万3,000円から受注原価9,812万円を差し引いた粗利が655万3,000円となっております。

次に、地籍調査事業部です。矢部地区御所の一部の筆地調査及び閲覧業務を実施されております。

収支につきまして、受注額5,220万円から受注原価2,638万円を差し引いた粗利が2,582万円と

なっております。

次に、企画事業部です。中心市街地の活性化事業を主に担当し、食事処「よこまち」の運営委託事業、そよう病院の清掃事業、移住すまいるセンター運営事業、やまと文化の森の管理運営、イベント備品貸出事業など幅広く取り組まれているところです。

収支につきまして、受注額2,515万6,000円から受注原価3,439万5,000円を差し引いた粗利がマイナス923万9,000円となっております。

次に、通信事業部です。町内外の光通信及び携帯電話の営業、販売、アフターサービス、また、ドローンによる農薬散布事業を実施されております。

収支につきまして、受注額6,771万円から受注原価6,176万5,000円を差し引いた粗利が594万5,000円となっております。

4 事業部の粗利合計は2,907万9,000円となっております。

4 ページを御覧ください。貸借対照表です。

左側の資産の部から申し上げます。

流動資産が当座資産、棚卸資産、他流動資産を合わせまして9,187万5,183円。固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資等を合わせまして1,370万773円。資産合計が1億557万5,956円となります。

次に、右側の負債の部です。

流動負債が未払金、預り金、未払消費税等を含めまして1,084万432円となります。固定負債の30万円を加えまして、負債合計1,114万432円となります。

次に、純資産の部です。

資本金、利益準備金、繰越利益剰余金などを含めまして、純資産合計9,443万5,524円となり、負債・純資産合計が1億557万5,956円となっているものです。

5 ページを御覧ください。損益計算書です。

売上高につきまして、補助金収入、派遣事業収入、企画事業収入、地籍事業収入、通信事業収入、家賃収入の合計が2億4,973万9,322円となっています。

次に、売上原価について、期首貯蔵品棚卸高、材料費、業務委託費、事務委託費、商品仕入高、派遣給料手当、派遣法定福利費、期末貯蔵品棚卸高の合計が1億5,484万1,886円となり、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益が9,489万7,436円となるものです。

次に、一般管理費について、詳細は記載のとおりですが、人件費、事務・消耗品費、地代家賃、販売促進費、イベント費などの合計が8,811万2,327円となります。

売上総利益から販売一般管理費を差し引いた営業利益が678万5,109円となります。

営業利益に営業外収益26万7,650円を加えた経常利益が705万2,759円となり、法人税、県民税、事業税、法人町民税等合わせた法人税等充当額166万7,092円を差し引いた当期純利益が538万5,667円となるものでございます。

6 ページを御覧ください。株主資本等変動計算書です。

利益剰余金の繰越利益剰余金の欄を御覧ください。前期末残高の7,060万2,357円に当期利益の

538万5,667円を加え、株主配当、利益準備金を差し引きまして、当期末残高が7,498万5,524円となるものです。この数字は、4ページの貸借対照表、右下の純資産の部の繰越利益剰余金の欄の金額となるものでございます。

以上、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況報告を終わります。

○議長（飯開政俊君） 報告第5号の報告が終わりました。

よって、報告第5号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第10 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について

○議長（飯開政俊君） 日程第10、報告第6号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」報告を求めます。

商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） それでは、報告第6号について御説明いたします。

報告第6号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の5第1項に定める書類を添付し報告する。

令和8年6月5日提出、山都町長。

清和文楽の里協会につきましては、平成9年4月に財団法人として設立され、清和地域に存在する貴重な伝統芸能清和文楽の保存、伝承や食文化などの振興、また、自然景観を活用することで都市と農村の地域間交流を図るなど、豊かで快適な生活がある農村文化邑を創造するという設立目的を達成するため、積極的な取組を行っていただいております。

令和7年度の経営状況の説明に入ります。

2ページを御覧ください。〔1〕番、⑤役員等に関する事項ですが、理事3名、評議員7名、監事2名となっております。

次に、⑥職員に関する事項です。職員は7名となっております。

4ページを御覧ください。〔4〕管理施設の概要と、2、法人会議の経過としまして、理事会、評議員会、監査の開催状況が記載されております。

5ページを御覧ください。3、利用者数の状況ですが、前年度を下回る集客となりました。文楽館、天文台、物産館合わせまして、令和6年度は12万2,750人の利用がっておりますが、前年比5,235人の減少となっております。

各施設の事業報告につきましては、6ページから17ページにかけて記載してあります。その中から概要を申し上げます。

6ページを御覧ください。清和文楽館です。

伝承事業として、定期公演、予約公演、特別公演、合わせて162回の公演が実施されました。人形浄瑠璃清和文楽ONE PIECE「超馴鹿船出冬桜」を定期公演に加えて、11回の公演が行われたところです。

定期公演のほか、出張公演や人形展示を行うとともに、新作や清和文楽の認知度向上並びに新たなファン層の獲得のため、SNSを活用した清和文楽の魅力を発信されました。

小学4年生の社会科見学旅行においても、ONE PIECEの部分公演を行い、117校、7,280名に鑑賞いただいております。

また、補助金を活用しまして、新人向け人形遣い研修、人形修理研修、記録映像の作成等に取り組まれたところです。

対外事業として、県外17か所で公演が実施されています。1月には銀座ソニーパークでONE PIECE熊本復興プロジェクト10年展プレイベントとして、ミニ公演が実施されております。

飛びまして、10ページを御覧ください。清和物産館です。

山都通潤橋インターチェンジの開通により、熊本方面と宮崎方面からの休憩場所として御利用をいただいております。1年を通して、旅行会社やインバウンドの昼食利用は定期的にやっており、特に台湾からの観光客がお越しになられているようです。町内三つの道の駅物産館を巡る道の駅スタンプラリーを開催するなど、集客対策が図られました。

14ページを御覧ください。清和高原天文台です。

夜の天体観測会では、メインの大型望遠鏡や電子望遠鏡を活用し、宇宙の美しさを体験していただきました。そのほか清和高原スターフェスタなど各種観望会の開催や、県内の小・中・高等学校の社会科見学を受け入れるなど、集客対策が図られたところですが、週末や繁忙期における悪天候が多く、利用者数にも影響を与えております。

18ページを御覧ください。貸借対照表です。

資産の部、1、流動資産ですが、(1)小口資金、(2)普通預金、(3)未収金と(12)仮払消費税までを加えました流動資産合計が3,558万7,986円となります。2、固定資産につきまして、(1)基本財産、(2)特定資産、(3)その他固定資産を加えて、固定資産の部合計が8,982万3,770円となります。一番下の段になりますが、資産の部合計は1億2,541万1,756円となります。

19ページを御覧ください。負債の部です。

1、流動負債は、(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税、(4)前受金等を合計しまして、1,381万3,937円となります。2段下の負債の部合計が同額で、1,381万3,937円となります。正味財産の部です。1、指定正味財産が3,000万円、2、一般正味財産は8,159万7,819円、正味財産の部合計が1億1,159万7,819円となります。一番下の負債及び正味財産の部合計が1億2,541万1,756円となるものです。

20ページを御覧ください。正味財産増減計算書内訳表となります。以降、施設ごとに、清和文楽館、物産館、天文台、法人会計、合計と分けて表記されておりますので、順次、合計の欄で御説明いたします。

文楽館の収入の部です。左から2列目、本年度実績欄を御覧ください。公演料、見学科、施設利用料、出張公演、受託料等を合計しまして、3,803万6,509円となります。

21ページを御覧ください。文楽館の支出の部です。左から2列目、本年度実績欄を御覧ください。

い。費用の項目は記載のとおりです。合計4,149万9,223円となります。

22ページを御覧ください。物産館の収入の部です。左から2列目、本年度実績欄を御覧ください。販売売上、受託販売手数料、国町費補助金収入、加工事業、物産館食堂収入等を合計しまして、7,103万1,417円となります。

23ページを御覧ください。物産館の支出の部です。左から2列目、本年度実績欄を御覧ください。費用の項目は記載のとおりです。合計6,055万2,640円となります。

24ページを御覧ください。天文台の収入の部です。同じく本年度実績欄を御覧ください。天文台の売上、観測料、宿泊料、受託料、国町費補助金収入、天文台食堂収入等を合計しまして、2,665万9,616円となります。

25ページを御覧ください。天文台の支出の部です。左から2列目、本年度実績欄を御覧ください。費用の項目は記載のとおりです。合計2,598万2,892円となります。

26ページを御覧ください。法人会計の収入の部です。本年度実績欄を御覧ください。受取利息、雑収入を合計しまして、8万4,088円となります。

27ページを御覧ください。法人会計の支出の部です。左から2列目、本年度実績欄を御覧ください。費用の項目は記載のとおりです。合計582万4,415円となります。

28ページを御覧ください。全施設の合計、収入の部です。本年度実績欄を御覧ください。収入の科目は記載のとおりです。合計1億3,581万1,630円となります。

29ページを御覧ください。全施設の合計、支出の部です。本年度実績欄を御覧ください。支出の科目は記載のとおりです。合計1億3,385万9,170円となります。下の段、当期経常増減額は195万2,460円となります。その下の段にまいりまして、法人税・住民税・事業税の各費用を含めました当期一般正味財産増減額は188万1,460円となります。一般正味財産期末残高は8,159万7,819円となり、指定正味財産期末残高の3,000万円を加えまして、一番下の正味財産期末残高は1億1,159万7,819円となります。

31ページを御覧ください。4、固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高です。当期末残高で1,393万3,599円となっています。5、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高につきましては、記載のとおりです。

32ページを御覧ください。附属明細書における1、基本財産及び特定資産の明細です。一番右、期末帳簿価額の欄を御覧ください。基本財産計が3,000万円、特定資産計が4,589万171円となっております。

以上、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況報告を終わります。

○議長（飯開政俊君） 報告第6号の報告が終わりました。

よって、報告第6号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第11 報告第7号 有限会社「清和資源」の経営状況について

○議長（飯開政俊君） 日程第11、報告第7号「有限会社「清和資源」の経営状況について」

報告を求めます。

林業振興課長、村山浩司君。

○林業振興課長（村山浩司君） 報告第7号について説明させていただきます。

報告第7号、有限会社「清和資源」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「清和資源」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の5第1項に定める書類を添付し報告する。

令和8年6月5日提出、山都町長。

清和資源につきましては、平成13年6月に測量業務、地籍調査の一筆地調査等を行う請負会社として、町の出資金300万円をもって設立されている有限会社でございます。役員は取締役4名、監査役2名、社員はジビエ工房の3名を含む9名となっております。平成29年7月からは、ジビエ工房やまとの管理運営業務を受託しております。

それでは、令和7年度の経営状況について御説明します。資料の下の方に記載してありますページ数にて説明させていただきます。

1枚めくっていただき、1ページでございます。令和7年度実施業務一覧を御覧ください。

まず、山都町委託業務でございます。町からの委託業務といたしまして、地籍調査に伴います一筆地調査業務委託、閲覧業務及び日本型直接支払いに伴います多面的機能支払い事業、管理状況調査委託といたしまして、総額6,744万4,435円の収入となっております。続いて、測量、その他業務、地籍調査測量業務、簡易水道施設、除草作業、その他の業務といたしまして、総額238万2,300円の収入となっております。一番下の段、ジビエ工房やまとの管理運営業務といたしまして、660万円の収入となっております。

続いて2ページを御覧ください。令和7年度のジビエ工房やまとの処理実績表でございます。令和7年度の持込み頭数の実績といたしましては、一番上の表の右側にございます総計816頭で、対前年度比で8%の減となりました。続いて、一番下の販売量につきましては、1万805.5トンとなり、対前年比で約2.5%の減となっております。

それでは、3ページからの第25期の決算報告書で御説明いたします。

まず、5ページの損益計算書を御覧ください。売上です。純売上高の下、測量設計受託収入6,744万4,435円、測量助手人夫賃収入238万2,300円となっております。精肉加工品販売収入は、ジビエ工房やまにおけるもので1,861万38円、有害獣施設受託収入が660万円、運賃収入、精肉加工品の送料徴収分として147万3,529円、売上値引戻り高マイナスの6,020円で、純売上高は右の欄にあります9,650万4,282円となっております。

続きまして、左の欄、売上原価の当期製品製造原価1,858万1,905円を差し引きまして、売上総利益は7,792万2,377円でございます。なお、当期製品製造原価につきましては、ジビエ工房やまに関するもので、内訳は7ページの製造原価報告書に記載しておりますので、後ほど御覧ください。

続いて5ページ、損益計算書に戻りまして、科目表左側の中ほど、販売費及び一般管理費5,588万2,932円となっております。この販売費及び一般管理費につきましては、次の6ページに

内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

5 ページに戻りまして、損益計算書の中段、これらの販売費及び一般管理費を売上利益から差し引き、営業利益が2,203万9,445円となっております。

そのほか、この下に記載があります営業外収益をプラスしまして、経常利益が2,261万7,154円となります。その下の特別利益は、貸倒引当金戻入3万4,000円、その下、特別損失は貸倒引当金繰入4万9,000円、固定資産除却損1円、合わせまして4万9,001円で、税引前の当期純利益は2,260万2,153円となります。

県民税、事業税、町民法人税等合わせました法人税等充当額524万1,000円を差し引いた当期純利益は1,736万1,153円となります。

続きまして、1枚戻りまして、4ページをお願いいたします。貸借対照表の一部について説明させていただきます。

表右下下段の純資産の部を御覧ください。下から2段目、現在の純資産の部合計は2億7,862万2,695円となっております。内訳といたしましては、5ページの損益計算書の一番下に記載のある当期純利益が1,736万1,153円でしたが、前年度までの繰越利益剰余金の2億5,826万1,542円と合わせまして、4ページの右下の欄下から3段目に記載があります当期の繰越利益剰余金は2億7,562万2,695円となります。その上に記載のあります資本金300万円と合わせまして、現在の純資産の部合計は2億7,862万2,695円となります。

なお、最後に、10ページに、有限会社「清和資源」とジビエ工房やまとの決算書を切り分けた令和7年度決算書の補足資料としてつけておきますので、後ほど御覧ください。

以上、有限会社「清和資源」の経営状況報告でございます。

○議長（飯開政俊君） 報告第7号の報告が終わりました。

よって、報告第7号「有限会社「清和資源」の経営状況について」は、報告済みとします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第32号 専決処分事項（令和7年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（飯開政俊君） 日程第12、議案第32号「専決処分事項（令和7年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

議案第32号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号、令和7年度山都町一般会計補正予算（第10号）について。

令和8年6月5日提出、山都町長。

次のページを御覧ください。専決処分書です。

令和7年度山都町一般会計補正予算（第10号）について、年度内に定める必要がありましたが、議会を招集する時間的な余裕がございましたので、地方自治法の規定に基づき、令和8年3月31日付で専決処分を行ったものとなります。

それでは、予算書で説明を行います。

歳出から説明しますので、20ページを御覧ください。

10号補正につきましては、全体的に事業費の確定に伴う補助金額の変更や財源組替えの調整を行っています。

2款1項総務管理費です。

4目諸費では、18節において、物価高騰重点支援交付金事業として実施しました防犯カメラ設置支援補助金について、実績額の確定に伴い減額するものです。

11目企画費では、17節において、公用車購入費の実績額に応じた地方債の減額と、高齢者免許返納効果実証調査受託金52万2,000円の受入れに伴う財源組替えです。

20ページから次の21ページの29目ふるさと寄附金事業費では、寄附金の受入額の方修正に伴い、返礼品等関連経費を減額するものです。

31目物価高騰対応重点支援地方交付金事業費では、18節において、社会福祉施設等物価高騰対策支援補助金の実績額確定に伴い、金額の調整を行うものです。

3款1項社会福祉費です。

1目社会福祉総務費から次の22ページの3目障害者福祉費は、国県の地域生活支援補助金交付額確定に伴う財源組替えです。

8目介護予防費は、介護施設整備事業を繰り越したことにより、補助金の受入れが翌年度以降となることに伴う財源組替えです。

3款2項児童福祉費です。

2目児童措置費では、18節において、私立保育園運営費加算要件が確定したことに伴う負担金増額分を計上するものです。

次の23ページを御覧ください。

4款1項保健衛生費です。

1目保健総務費は、企業版ふるさと納税寄附金の歳入予算充当による財源組替えです。

6目環境衛生費では、18節において、物価高騰重点支援交付金事業として実施しました山都町省エネ家電購入促進事業の実績額確定に伴い減額するものです。

6款1項商工費です。

2目商工振興費では、12節において、山都町キャッシュレス決済ポイント還元事業運営業務委託料を実績に伴い減額するものです。

4目観光施設費は、借入額確定に伴う地方債と一般財源の財源組替えを行うものです。

以降の7款土木費、10款災害復旧費の地方債と一般財源の財源組替えについても、同様に地方債の借入額確定に伴う財源組替えとなります。

24ページを御覧ください。

7款2項道路橋梁費です。

3目道路新設改良事業費では、21節において、大川井無田線道路改良に伴う電柱移転補償費不足分を計上するものです。

次の25ページを御覧ください。

8款1項消防費です。

4目災害対策費では、18節において、地域衛星通信ネットワーク第3世代システム整備事業について、熊本県の事業スケジュール見直しに伴い、負担金請求時期が延期となったことに伴い減額するものです。

9款1項教育総務費です。

3目教育振興費では、18節において、物価高騰重点支援交付金事業として実施しました学校給食費負担軽減補助金を実績額確定に伴い減額するものです。

9款3項中学校費です。

1目学校管理費は、学校教育施設整備費等補助金が令和8年度に入金されることに伴う財源組替えです。

次のページを御覧ください。

10款1項農林水産施設災害復旧費です。

1目現年度農業施設災害復旧費では、12節において、農業施設災害復旧に係る補助率確定に伴う事業費の増額。

3目、現年度林業施設災害復旧費は、補助率確定に伴う財源組替えです。

10款2項公共土木施設災害復旧費です。

1目現年公共土木施設災害復旧費では、重機借上料の増額と補助対象事業費確定による事業費の増額及び補助金額増加に伴う財源組替えを行うものです。

次のページを御覧ください。

12款2項基金費です。

1目財政調整基金費、2目減債基金費は、利子分を計上するものです。

11目ふるさと応援基金費です。令和7年度のふるさと応援寄附金受入額は2億5,004万3,000円となりましたが、そのうち1億4,311万1,000円をふるさと寄附金事業費へ充当しているため、残りの6,193万2,000円が基金積立てとなります。令和7年度中の積立金としては、令和6年度決算剰余分の積立金4,180万9,000円、先ほど説明しました6,193万2,000円、それに預金利息6万8,000円を合算した額1億380万9,000円となり、補正前の額との差額が今回の補正額となります。

続いて、歳入を説明しますので、11ページを御覧ください。

2款地方譲与税から15ページの13款交通安全対策特別交付金につきましては、補正9号の後で確定しました金額に合わせて補正を行うものです。

また、14ページの12款地方交付税については、今回、特別交付税額が確定しましたので、4億9,085万5,000円を増額し、地方交付税総額は65億3,328万4,000円となります。令和6年度と比較しますと約4億8,500万円の増額となります。

15ページの16款国庫支出金から、17ページ、次の18ページの19款寄附金は、歳出予算の財源として確認いただいていますので、説明は省略いたします。

18ページを御覧ください。

20款2項基金繰入金です。

1目財政調整基金繰入金では、財源調整を行い、繰り戻すこととし、減額補正を行うものです。22款諸収入は、令和6年度児童手当交付金確定分と、歳出の2款1項総務管理費の公用車購入費で確認いただいた財源の受入れです。

次の19ページを御覧ください。

23款1項町債は、事業実績に基づき財源調整を行うものです。

ページをお戻りいただき、6ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正です。

6款1項商工費の施設管理事業及び通潤橋周辺整備事業の2事業の追加、また、補正第9号の後に変更が生じた14事業を計上し、補正後は24億5,254万6,000円となります。今回の繰越明許補正により、繰越明許費は、全30事業、総額33億9,260万6,000円となります。

8ページを御覧ください。

第3表、地方債補正です。地方債補正は、事業費の確定により、それぞれ起債限度額を調整したものです。

最後に、予算書表紙の次のページをお願いします。

令和7年度山都町一般会計補正予算。

令和7年度山都町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億4,602万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億4,797万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和8年3月31日専決、山都町長。

よろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「専決処分事項（令和7年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第13 議案第33号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（飯開政俊君） 日程第13、議案第33号「専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、玉目知穂君。

○町民課長（玉目知穂君） 議案第33号について御説明します。

議案第33号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号、山都町税条例の一部改正について。

令和8年6月5日提出、山都町長。

本案は、国の令和8年度地方税制の改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律、そのほか関係する政令及び省令が令和8年3月31日に公布され、原則として令和8年4月1日から施行されることになるため、専決処分により山都町税条例の一部を改正したものでございます。

主な改正内容につきまして、説明資料により、特に住民の方になじみが深いものに絞って御説明いたします。

なお、施行日につきましては、資料に記載のないものは、令和8年4月1日施行と御認識ください。

まず、1点目、個人住民税についてです。

資料の59ページを御覧ください。

個人住民税の控除の見直しになります。こちらは本条例の改正はなく、地方税法や所得税法で

の改正によるものとなっております。物価上昇局面における対応として、給与所得控除額を65万円から74万円とする9万円の引上げを行い、非課税限度額の45万円と合わせて個人住民税の所得割の非課税ラインが、単身者の場合、119万円となります。これは令和8年分所得に係る令和9年度分の個人住民税から適用になります。ただし、給与所得控除の引上げ額9万円のうち5万円につきましては、2年間の時限措置になりまして、令和10年分の所得に係る給与所得控除は69万円となります。

このほか、扶養親族等に係る所得要件が58万円から62万円に引き上げられます。また、独り親の控除につきまして、現行の30万円から33万円に引き上げられますが、こちらは令和10年度からの適用となります。

この改正による減収額につきましては、令和8年の所得の動向などでまだ不明であるため、予想することはできませんが、国の試算では、全体で547億円の減としております。この数字を本町の実績に当てはめましたら、おおよそ220万円ほどの減となります。この改正による減収がありましても、国は4.7%の増収を見込んでおりますが、先ほど申しましたとおり、本町も国と同様に増収となるかは予測がつかないところです。

昨年度も同様の控除額等の引上げがございましたが、本町の個人住民税は、令和7年度と比較しまして約2.5%の増額を見込んでおります。この減収分につきましては、国からの財源措置はございません。

次に、資料の61ページを御覧ください。

(5)の公的年金等受給者の扶養親族等申告書についてですが、この申告書は、所得税の源泉徴収の対象とならない一定の金額以下、例えば65歳以上の受給者でしたら205万円以下であれば提出義務が課されておりました。令和7年度の税制改正におきまして、所得税の基礎控除額が大幅に引き上げられた結果、所得税は非課税でも、この申告書を提出していないと、住民税が課税となる場合があるため、提出義務の範囲を拡大するものです。申告書の提出が必要な公的年金等受給者は、御本人が障害者または寡婦、独り親に該当する方や、控除対象となる配偶者、親族を扶養している方などとなります。ただ、その全ての方が対象ではなく、年金額や年齢、扶養家族の人数などで変わります。対象となる方へは、年金支払者から提出依頼の御案内がされますので、期日までに必要事項を記入して年金支払者へ提出いただきます。提出された申告書を基に、年金支払者により公的年金等支払報告書が作成され、町はそのデータを1月末までに受け取り、システムに取り込む形になります。この改正は令和9年1月1日施行となり、令和8年1月1日以後に支払われる年金につきましては適用外となるため、令和7年以前の扶養親族等の状況も踏まえ、町において適宜個別に対応する必要がございます。また、施行後におきましても、申告書の提出漏れなどの懸念があることから、適切に対応を行うよう留意していきたいと思っております。

次のページの(6)につきましては、いわゆるセルフメディケーション税制と呼ばれるもので、健康の保持増進、疾病の予防への取組として、例えば、保険者が実施する健康診査や予防接種を受けていらっしゃる方が御自分や生計を一にする御家族のために、特定一般用医薬品等購入費を

支払った場合、一定の金額の所得控除を受けることができるものです。特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品からドラッグストアで処方箋なしで購入できる医薬品に転用されたものなどの購入費を言います。この医薬品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。この制度は医療費控除の特例であるため、通常の医療費控除とのいずれかの選択になります。今回の改正は令和9年度までとなっていた適用期限を廃止するものです。資料は、すみません、延長としておりますが、期限はなくなります。施行日は令和9年1月1日です。

次の（７）につきましては、住宅ローンの特別税控除となります。所得税における特別税控除の見直しが行われた部分を改正し、併せて適用期限を5年延長するものです。見直しについては、資料の赤字部分になります。この措置による個人住民税の減税分は全額国費で補填され、本町の令和8年度減税額は、108人、396万3,000円となっております。この見直しについての施行日は令和8年4月1日、適用期限の延長の施行日は令和9年1月1日です。

（８）肉用牛の売却による事業所得に係る住民税の課税の特例の改正は、適用期限を3年延長し、令和12年度までとするものです。この特例措置は、肉用牛生産農家の経営の安定を目的としたもので、指定を受けた食肉卸売市場等で肉用牛を売却した際、1頭当たりの売却価格が100万円未満であり、かつ、年間の売却頭数が1,500頭以内である場合、その売却所得に係る住民税の所得割が免除されるものです。

次のページを御覧ください。

2点目の固定資産税について御説明します。

（１）物価指数等の上昇を踏まえての免税点の引上げとなります。免税点とは、同じ自治体内に所有する土地、家屋、償却資産ごとの課税標準額の合計が、この額に満たない場合には、固定資産税は課税されない基準となる数字です。今回、家屋が20万円から30万円に、償却資産が150万円から180万円に引き上げられました。参考までに、令和8年度の課税標準額で試算しましたところ、家屋が193万7,000円、償却資産が64万6,000円の減税となりました。土地の免税点につきましては、前回見直しのあった平成3年と比較し、地価が下がっていることから据置きとなっております。施行日は令和9年4月1日です。

（２）令和6年能登半島地震の被災住宅用地に係る特例措置につきましては、地方税法の改正に伴う規定整備であり、制度として条例に反映する必要があるため規定しております。

（３）につきましては、既存建築物バリアフリー改修事業の国の補助を受けた特別特定建築物全般につきまして、固定資産税の減額措置の拡充と、適用期限を3年間延長するものです。

次のページ、お願いします。

こちらにつきましては、地方税法の改正によるもので、本条例の改正はございません。新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、床面積要件を引き下げ、立地要件の見直しとともに、適用期間の5年間の延長を行うものです。令和8年度の本町の軽減は50戸、296万3,000円となっております。

続きまして、65ページを御覧ください。

3点目の軽自動車税についてです。

環境性能割の廃止とグリーン化特例の延長になります。環境性能割は、令和元年10月から自動車取得税に代わるものとして導入され、取得額が50万円を超える3輪以上の軽自動車に、取得価額に対し、燃費性能に応じて0%、1%、2%の税率で課税されていました。この税が米国関税措置の影響を緩和し国内自動車市場の活性化を図るため、令和8年4月1日から廃止となりました。これに伴い、軽自動車の所有者に課税される種別割が軽自動車税と名称の変更となりました。環境性能割は県で徴収され、2か月後に町に振り込まれます。本年度、令和8年度の収納は、2月分と3月分の2か月分で101万4,800円を収納しております。また、令和7年度の収納額は463万8,000円となっております。この減収分につきましては、全額国から補填されます。

(2)のグリーン化特例につきましては、環境に配慮した電気自動車等に対して、取得年度翌年の軽自動車税について軽減を行うものと、初回新規登録から一定の年数を経過した軽自動車に対して、その翌年度以降の軽自動車税について、加算して課税を行うものとなります。この適用期限を2年間延長し、令和9年度までとする改正になります。

次のページを御覧ください。

今回の税制改正では、ふるさと納税についても見直しが行われております。こちらは税条例の改正ではございませんが、御覧のとおり厳しい見直しとなっています。本町の指定取消期間が終了するのは令和9年度ですので、そのときには、寄附金活用可能額は55%以上となっており、必要経費は45%未満に抑えなければならないこととなります。このほか、字句の整理、引用している法律の条文のずれに対応するものの改正となっております。

すいません。13ページから14ページにかけて御覧ください。

下のほうなんですけれども、附則第1条第4号につきまして、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の法律番号が空欄となっております。記載のほうは14ページになります。この条例改正は令和8年3月31日に行ったものですので、その日の時点で、この法律は公布されていないことから法律番号を入れることができないため空欄としております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第14 議案第34号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（飯開政俊君） 日程第14、議案第34号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、玉目知穂君。

○町民課長（玉目知穂君） 議案第34号について御説明します。

議案第34号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第3号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

令和8年6月5日提出、山都町長。

本案は、地方税法等の改正が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日に施行されたことと併せて、新たに創設された子ども・子育て支援金制度に伴う子ども・子育て支援納付金の賦課徴収の開始及び国民健康保険税の税率の改定のため、山都町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分を行ったものです。

3月の第1回定例会政策協議の折に、本年度国民健康保険税特別会計の変更点について、前担当課長から説明しており、その内容と重なる部分もございますが、主な改正点につきまして、添付の資料等により御説明申し上げます。

なお、資料は、本年2月に開催しました令和7年度第2回山都町国民健康保険運営協議会で使用したものをそのまま添付しておりますので、課名が健康ほけん課となっております。御了承ください。

主な改正点は5点ございます。

まず、1点目、子ども・子育て支援納付金の賦課についての規定を新たに加えております。この納付金は、少子化や人口減少の危機的な状況を受けて、児童手当の拡充など、年間3兆6,000億円の規模の子ども・子育て政策の給付拡充を図ることになり、その財源の一部を賄うものとして、本年4月から創設されました。このことにより、国民健康保険を含む全ての医療保険者は、この納付金を被保険者に賦課徴収し、国に納付することが義務づけられましたので、新たに加えております。

次に、この納付金の税率について御説明いたします。資料の38ページ、保険税率比較表を御覧ください。

この表の一番右側④の子ども分の欄が本町の子ども・子育て支援納付金の税率となります。所得割が0.31%、均等割が1,600円、18歳以上の均等割は100円としております。これを40歳の夫婦、子どもが15歳と13歳の4人世帯で、課税所得金額が300万円のモデルケースに当てはめると、所得割が300万円掛ける0.31%で9,300円、均等割は世帯の国保加入者数を掛けて算出しますので、

1,600円掛ける4人で6,400円になりますが、制度の趣旨から、18歳未満の子どもについては全額が軽減され、18歳以上2名分の3,200円となります。この減額分に充てるための18歳以上均等割100円を規定しておりますが、この世帯では18歳以上が2名ですので200円となります。合計1万2,700円がこのモデル世帯の子ども・子育て支援納付金となります。こちらは年額です。

5月26日に、この税率で賦課を行いましたところ、本町国民健康保険の子ども・子育て支援納付金の賦課額は1,023万5,000円となりました。この納付金は、町から県を経由して国に納められます。また、子ども・子育て支援納付金の賦課限度額につきましては、地方税法及び地方税法施行令の規定により3万円となっております。今回の税制改正にて追加されたものです。

2点目は、国民健康保険税率の改定です。資料の39ページ、改定理由を御覧ください。

今年度は、県が徴収する事業費納付金が子ども・子育て支援納付金を含んだところでも、前年度より4,100万円程度減額されたため、現行の保険税率では、必要以上の保険税を賦課することになること、また、本町は1人当たり10万円強の基金を保有しており、所得や医療費が窮状する場合にも、当面は基金で対応が可能であることなどから、令和12年度の保険税率完全統一に向けた準備として、県が示す標準保険税率を参考に改定するものです。

事業費納付金につきましては、県内全体での被保険者数の減少に伴う保険給付費の縮減や公費による支援額の維持により総額が抑えられており、先ほど申しましたとおり、今年度分は前年度分と比較して大きく減額となっております。

このことから、1ページ戻っていただきまして、資料の38ページの保険税率比較表にお示ししますとおり、減額の改定としております。

資料36ページを御覧ください。

先ほど御説明で申し上げました4人世帯のモデルに当てはまるものはケース1になります。令和7年度の額は62万7,100円。令和8年度分は、子ども・子育て支援納付金を合わせて62万3,300円となり、若干ではありますが減額となっていることがお分かりいただけるかと思います。

3点目は、賦課限度額の変更についてです。資料の最後のページ、41ページを御覧ください。

地方税法及び地方税法施行令の改正により、賦課限度額が引き上げられたことに伴い改正を行うものです。この改正により、基礎課税額の賦課限度額が66万円から1万円引き上げて67万円となり、子ども・子育て納付金の新設と併せて、年間最高限度額は113万円となります。

4点目は、軽減判定所得の見直しです。こちらも地方税法及び地方税法施行令の改正によるものです。同じく資料の最後のページにお示ししております。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に掛ける金額を30万5,000円から31万円に引き上げます。また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に掛ける金額を56万円から57万円に引き上げております。

3点目の賦課限度額の引上げと4点目の軽減判定所得の見直しによりまして、高所得世帯には負担能力に応じた負担をお願いする一方、中間層世帯については、軽減対象を拡大し負担軽減を図るものです。

5点目の改正点は、現行条例第22条の低所得者の国民健康保険税の軽減と第22条の3の未就学

児の被保険者均等割額の減額について、この二つの条文を国民健康保険税の減額として一本化しています。

以上のことから、令和8年度の国民健康保険税は3億9,100万円の課税を行っております。1世帯当たりおよそ17万円です。令和7年度は4億1,000万円で、1世帯当たり17万2,000円の課税でございました。

このほか、関係法令の改正によります引用している条文のずれに対応するものや字句の整理による改正になります。

6月9日に発送予定の納税通知書に、今回の条例改正による国民健康保険税率の改定と、子ども・子育て支援納付金の新規賦課についてのチラシを同封しております。

資料10ページをお開きください。

附則、施行期日です。この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第34号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第15 議案第41号 令和8年度山都町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（飯開政俊君） 日程第15、議案第41号「令和8年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） それでは、説明いたします。

議案第41号、令和8年度山都町一般会計補正予算（第1号）。

歳出から説明しますので、17ページを御覧ください。

今回、人件費につきまして、当初予算編成後の人事異動に伴う補正を行っています。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、異動後の調整ですので、説明は省略いたします。

次のページを御覧ください。

2款1項総務管理費です。

5目財産管理費では、18節において、伊勢造林組合に管理委託していた町有林を処分し、造林組合との分収契約に基づく収益分配金を計上するものです。

次のページを御覧ください。

12目地域振興費では、18節において、企業派遣型地域活性化起業人負担金に関して、特別交付税措置上限額見直しに伴う負担金の増額。また、地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱に基づく隊員への起業支援としての補助金を計上するものです。

次のページを御覧ください。

31目物価高騰対応重点支援交付金事業費では、11節において、山都暮らし応援券（第二弾）商品券発送に伴う郵便料を、12節において、暮らし応援券発行業務委託料を計上するものです。18節では、町内酒造業者の原料米の仕入価格上昇分に対して補助を行う山都町酒造原料米価格高騰対策支援補助金、社会福祉施設等の光熱水費、燃料費、食糧費の物価上昇分を補助する社会福祉施設等物価高騰対策支援金、また、学校給食費負担軽減補助金を計上するものです。なお、学校給食費負担軽減補助金については、当初予算に計上しているもので、9款教育費から、物価高騰対応重点支援交付金事業費として、2款総務費へ予算を組み替えるものです。いずれの事業も国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当事業となります。

続いて、32目移住定住対策費では、11節において、空き家バンクへの登録希望があった際の物件の登録調査手数料を計上するものです。

23ページを御覧ください。

3款1項社会福祉費です。

3目障害者福祉費では、12節において、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認に対応するための基幹業務システム改修委託料を計上するもので、改修費の2分の1が国庫補助金です。

25ページを御覧ください。

2項児童福祉費です。

1目児童福祉総務費では、17節において、耐用年数経過に伴う放課後児童クラブ5施設のAED更新費用、18節において、物価高騰の影響を受けている保育所等に対して、光熱水費、燃料費等の一部を補助する熊本県保育所等物価高騰対策支援金補助金を計上するものです。

次のページを御覧ください。

7目子育て支援施設運営費では、8節において、会計年度任用職員通勤費用弁償を計上するものです。

次のページを御覧ください。

4款1項保健衛生費です。

6目環境衛生費では、18節において、町内飲食店等が設置するグリーストラップの清掃費用の一部を補助するグリーストラップ清掃費補助金を計上するものです。22節では、浄化槽設置に対する国の補助金である循環型社会形成推進交付金について、過年度分の実績額が確定したことに伴い、交付額の一部を返還するため、返還金を計上するものです。27節では、防衛省から交付さ

れる再編関連訓練移転等交付金で実施する大矢野原地区簡易水道施設テレメータ装置回線工事費として、水道事業会計への繰出金を計上するものです。

次のページを御覧ください。

5款1項農業費です。

3目農政費では、18節において、J A うきが実施する共同育苗施設合理化事業に対する負担金、また、中古ハウスの移設等のための熊本県の補助事業である園芸施設有効活用緊急支援事業補助金を計上するものです。

12目大矢野原演習場対策費では、再編関連訓練移転等交付金で実施する中島地区上鶴の取水施設整備に伴う消耗品費及び測量設計委託料を、それぞれ10節と次のページの12節に計上するものです。

30目有機農業推進事業費では、国のみどりの食料システム戦略推進交付金を受けて実施する有機米ブランド化事業費として、8節に費用弁償、12節に有機米ブランド化関連業務委託料を計上するものです。

次のページを御覧ください。

5款2項林業費です。

2目林業振興費では、18節において、有害獣被害防止対策事業補助金について、資材単価の上昇による補助金額の不足分を計上するものです。

次のページを御覧ください。

6款1項商工費です。

8目観光施設整備事業費では、道の駅通潤橋敷地内の国有地残地80平米について、取得手続の調整がついたため、11節に登記手数料、16節に土地購入費を計上するものです。

次のページを御覧ください。

7款2項道路橋梁費です。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費では、上鶴線道路改良工事に伴い、10節消耗品費、また、11節において立木伐採手数料及び電線保護管設置手数料を計上するものです。

次のページを御覧ください。

6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費では、人事異動に伴う人件費の補正と、調整交付金の内示額に合わせ、8節普通旅費、10節消耗品費、14節久留見尾鍛冶床線町道改良費を増額するものです。

35ページを御覧ください。

8款1項消防費です。

2目非常備消防費では、17節において、コミュニティ助成事業助成金を財源として、低い水位での給水を可能とする消防団各分団用の給水管器具の購入費用を計上するものです。

3目消防施設費では、当初予算で計上していました耐震性貯水槽設置工事の財源である消防防災施設整備費補助金の補助基準額見直しに伴う増額分の財源組替えです。

次のページを御覧ください。

9款1項教育総務費です。

3目教育振興費では、10節において、小中学校8校分のAED用バッテリー及びパドルの交換費用を、18節において、学校給食費負担軽減補助金の2款総務費への予算の組替えを行うことによる減、また、県補助により実施する不登校児童生徒に対する経済的支援補助金を計上するものです。

2項小学校費です。

1目学校管理費では、12節において、清和小学校分の電気工作物保安管理委託料を計上するものです。財源内訳のうち、国県支出金は理科教育設備整備費等補助金で、当初予算に計上しています歳出への充当分です。

2目学校振興費では、10節において、特別支援学級消耗品費を計上するものです。

次のページを御覧ください。

9款3項中学校費です。

1目学校管理費では、12節において、清和中中学校分の電気工作物保安管理委託料を計上するものです。18節は県補助により実施する清和中中学校の防災教育に係る学校安全教育推進研究校補助金を計上するものです。財源内訳のうち、国県支出金は小学校費と同様に理科教育設備整備費等補助金で、当初予算に計上しています歳出への充当分を含んでいます。

次のページを御覧ください。

5項保健体育費です。

1目保健体育総務費では、18節において、県民スポーツ大会実行委員会事務の輪番制が見直され、県スポーツ協会及び県教育委員会が事務を担うことによる市町村負担金を計上するものです。

次のページを御覧ください。

10款1項農林水産施設災害復旧費です。

4目過年度林業施設災害復旧費において、令和7年8月豪雨災害分の矢部水越線事業着手に伴う詳細測量設計費、また、令和6年梅雨前線豪雨災害分の矢部水越線工事費増額分をそれぞれ12節と14節に計上するものです。

2項公共土木施設災害復旧費です。

2目過年度公共土木施設災害復旧費では、令和5年発生災害分、五老ヶ滝川災害関連工事費を、令和7年度繰越明許費から令和8年度現年度予算へ組み替えることに伴う災害復旧費の計上です。

次のページ、予備費は予算額調整によるものです。

41ページ以降は、今回補正分の給与費明細書となっておりますので、御確認ください。職員数に変わりはありませんが、定年延長による給与の減及び退職者分と新規採用職員分との給与額の差が減額の要因と考えます。

続いて、歳入です。

13ページを御覧ください。

16款1項国庫負担金です。

3目災害復旧費国庫負担金では、令和7年災公共土木施設災害復旧費分の補助率確定に伴う増

額分と、令和5年発生災公共土木施設災害復旧費分の計上となります。

16款2項から15ページの17款県支出金までは、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、説明を省略いたします。

15ページを御覧ください。

18款2項財産売払収入です。

1目不動産売払収入は、さきの山都町議会臨時会で議決いただいた清和水利発電所売払収入、また、歳出の2款1項5目財産管理費の分収林収益分配金で説明いたしました町有林売払収入を計上しています。

次のページを御覧ください。

20款2項基金繰入金です。

1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴い、財政調整基金からの繰入金1億2,021万9,000円を減額するものです。

22款5項雑入は、歳出の8款消防費で確認いただいたコミュニティ助成事業助成金を計上するものです。

23款1項町債です。

9目災害復旧事業債は、歳出で確認いただいた災害復旧事業に係る地方債借入額を調整するものです。

戻りまして、6ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正です。

債務負担行為補正は、そよ風パーク指定管理料及び山都町運動公園指定管理料に係る債務負担行為を追加するものです。

10ページを御覧ください。

第3表地方債補正です。

地方債補正は、災害復旧事業債の借入れ限度額変更分です。

続きまして、予算表紙の次のページを御覧ください。

令和8年度山都町一般会計補正予算。

令和8年度山都町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億3,500万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和8年6月5日提出、山都町長。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第41号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） 20ページでしたか、酒米の援助といいますか、補助ですね、この100万円ずつの算出根拠はどうなっておりますか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えします。山都町酒造原料米価格高騰対策支援事業として計画しております。算定根拠としましては、原料米の令和6年度分の平均単価と令和7年度の原料米の仕入れの単価を比較しまして、その差額上昇分の2分の1を掛けて支援したいと思っております。1事業者当たり100万円を上限としているところでございます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） ただいまの答えでいきますとですね、米だけじゃなくて、物価高騰関係はいろんな分野に響いとおもうんですよ。酒米関係だけに補助するというのは、いかななものかという思いもありますが、まあ考え次第で、山都町の酒米が大事だ、酒造会社が大事だということで補助されるということであればですね、それはそれでいいかと思いますが、そこはちょっとお答えください。

それと、幾つもあるんですけども、6ページに債務負担行為が出てきますよね、そよ風パークの債務負担行為というのが。議案説明のときにありましたけども、残った場所ですね、何ていうか、遊具のあるところから、農業用ハウスがあつたりする場所がありますよね。ああいったところをどう活用するつもりで、こういうふうに分けられたのか。その活用方法が決まっていればいいんですけども、あのときの説明では、1,000万ほど町が負担して、町で管理しますという話でございました。ただ、町が管理しますて、じゃ、ハウスをどういうふうにして町が管理するんだ。そういういろんな疑問が出てくるんですけども、そこが一つ。

それと、29ページにも12節に委託料が出てきます、有機農業関係の委託料というのが。この辺もですね、どういう内容になってるのか。それと募集対象者がどうなってるのか、その辺も詳しく知りたい。

それから、36ページの18節に、不登校児の関係がありますけども、これは何人ぐらいに、このくらいの金額なのか、お答えいただきたい。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） 議員御指摘の1点目、酒造に支援する理由と、そよ風パークの管理外区域、特にハウスの利活用についての御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、酒造だけの支援でいいのかというところでございますが、国、それから県

の酒造組合、酒造会社から、それぞれ要望書をいただいたというのが一つの大きな理由でございます。また、酒造業は本当に伝統のある産業でございまして、山都町としましては観光の目玉と、地域振興の核であるということは、私ども認識しておりますので、今回、大変窮状されている現状を確認しましたので、支援させていただきたいと思っているところでございます。

それから、二つ目の質問の管理外区域の活用予定につきましてです。

今回、泊まるエリア、食べるエリア、買うエリアということで、三つ指定管理として募集をしたいと思います。それ以外の区域につきましては、町が管理すると。町が管理する区域は、ほぼ緑地帯ではございます。主に草刈りを想定しておりますが、提案の仕方として、御質問いただいたハウス等については、例えばホテル部門に手を挙げられた方が、ホテルで使う野菜を栽培したいとかいう提案があれば、そちらに、泊まるエリアの指定管理の上限は変えませんが、御提案があれば、そちらに優先でお貸しするとか、管理をしていただくというようなことを想定しております。なので、仕様書はこれからなんですけど、そういった自由な提案を受け入れたいと考えております。

また、もしその指定管理者の中から、そういった利活用の提案がなかった場合は、町として管理しますが、こちらにつきまして、特にハウス等は、指定管理とは別に、全国の民間活力の何かに応募することもできるというふうに聞いておりますので、指定管理とは違った、民間にちょっとここを使いませんかという御提案をさせていただいて、活用方策を探っていききたいというふうに考えているところでです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 農業振興課長、松本文孝君。

○農業振興課長（松本文孝君） それでは、予算書29ページの12節の件につきまして、お答えしたいと思います。

まず、水稻生産農家技術講習会実施委託料でございますけれども、これにつきましては、町民に向けて、環境に配慮した農薬を使わないお米づくり、水田除草技術の講習会、2回ほど開催する予定としております。これに基づきまして、環境に優しい栽培方法により水稻面積の拡大を図っていくものでございます。

それから、次、有機米のブランド化の設計事業委託料になりますけれども、こちらにつきましては、山都町の有機米としてのブランド価値の向上のため、統一したコンセプトや基準を整理しまして、山都町の有機米としての販路拡大を目指すものでございます。今回の有機米ブランド化設計事業におきましては、ブランドとしての基準の構築や新たなブランド名の設定、ブランドロゴやパッケージデザイン等の作成を予定しているところでございます。

今後どうやって進めるかということになりますけれども、基本的には委託して進めてまいりますが、委託業者が決まっているわけではございません。今後の販路等のこともありますので、JAとしっかりした連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思っているところでです。

それから、その下の有機米ブランド化地元お披露目プロモーション事業実施委託につきましては、今御説明しましたブランド化によりまして構築した有機米のお披露目イベントを予定してい

るところです。これにつきましては、11月頃にミエルテラスで出来ればというふうなことで考えております。内容としましては、ブランド化した有機米の新米の試食会、あと生産者を交えたトークイベントや新米の配布などを予定しているところです。あわせて、有機野菜の販売等も行っていきたいというふうに思っております。

それから、有機米ブランド化PR事業の実施委託料でございますけれども、同じくブランド化設計事業により構築した有機米の県外でのPRイベントを計画しているところでございます。時期としましては、12月頃福岡市内での試食会や販売会を行う予定としているところです。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 不登校児童生徒に対する経済的支援事業補助金について御説明いたします。

こちらは今年度から始まります県の補助事業になります。不登校児童生徒が教育支援センターやフリースクールに通うことに対します交通費、また、体験活動、実習等に要する費用に対して補助金を交付するということになります。

補助金につきましては、6月から9月までを前期、10月から1月までを後期として、2回に分け、それぞれ2万円を上限とし、年額が最大で4万円ということになりますが、そちらを保護者に補助という形で交付するというようにしております。

以上になります。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 20ページの物価高騰対策支援金の中身をもう少し詳しく教えてください。

○議長（飯開政俊君） 健康福祉課長、長崎早智君。

○健康福祉課長（長崎早智君） お答えいたします。町内で事業を展開されております社会福祉系の事業者さんに対しての維持費に関する部分の物価高騰分の支援という形になっております。

今回補正しておりますが、県のほうでも同様の事業をされておまして、上乗せでの補助という形になっております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 施設が幾つあって、全部固定の支援なのか、その施設の規模に応じた支援なのかということをもう少しお願いします。

○議長（飯開政俊君） 健康福祉課長、長崎早智君。

○健康福祉課長（長崎早智君） 失礼いたしました。支援先としましては、高齢者関係の施設、また、障害関係の施設、私立の保育園関係の施設がございまして、高齢者関係が15法人、障害者関係が8法人、保育園が5園になっております。それぞれ入所ですとか、通所等ございますが、県で定員区分ごとに金額の設定がしてありますので、その区分に応じまして、町でも補助額を設

定しておりますの補助となっております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） まず、20ページですね、空き家バンクの物件登録調査手数料の増額ということだったんですけども、これあれですかね、当初予算のときに想定してるよりも多い登録数になったんで、足りなくなったから増額ということなのか。その辺りちょっと御説明ください。

それと、ページ数がですね、今すぐすぐページ数出せないんですが、先ほど有機野菜関係ですね、有機農産物関係のところ御説明いただいて、販路拡大を目指すというような御趣旨で、いろいろ御説明いただいてたんですけども、販路拡大といいますか、例えば山都町の有機農産物を、年間どれぐらいの栽培量であったりですとか、どのぐらいの作付とか、どういう品種があるのかとか、そういったところを調査、私独自にしても、なかなかまとまった資料が出てこないような現状がある中で、どのように、その販路拡大ということは、結局、販売数量を増やすということになるのかなというふうに聞いてたものですから、その辺りどうやってですね、現実的に展開なさっていくのか、もうちょっと深掘りして説明してほしいなと思ったところです。

あともう一つは、清和小学校とおっしゃってました、家庭用の電気工作物の管理のお話があったかと思いますが、あそこをもう少し聞いたかったのが、清和小学校とたしかおっしゃった、あと清和中ですか、おっしゃってたかなと思ひまして、他の小学校とか中学校って、これ要らないのかなと思ったとこなんです。具体的にどういう管理委託になるのかをお聞かせ願えればなと思います。

あとは、もう一つがですね、不登校児童を抱える家庭への支援の部分がありました。説明を聞いたときにですね、不登校を抱えてらっしゃる家庭が、フリースクール等に通われるときの負担に対する支援という御説明だったかなと思うんですけども、ちょっと僕そこを何か、直結し過ぎてるといいますか、もう少し詳しくですね、そういったところに対して公金を投入していくことになった経緯みたいなものも説明していただかないと、学校を選ぶというのは、基本的に生徒さんだったり御家庭だったりがですね、自身で選択していかれるような話かなと思います。山都町は、何ですかね、町立の学校がしっかりある中で、それ以外の学校を選択なさるといのは、ある意味家庭の選択になるので、そこに補助金を充てていくというか、支援金を出していくということになるのであれば、何ていうんですかね、それが致し方なくそこに通うものなのか、あるいは、その学校を望んでその学校に行かれるものなのかによって、負担に対して支援するしないとの線引きが必要かなと思ったんですよ。そうした議論があったのかないのかも踏まえて、ちょっとその説明もお願いしたいなと思います。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） 18ページの空き家バンク物件登録調査手数料です。これは当初予算にあって、件数が多くなったから追加するというものではありません。空き家を有効活用した移住定住対策として、空き家バンク制度を運営しておりますが、空き家の所有者と利用者

による契約トラブルも発生しております。このようなトラブルを未然に防ぐよう、熊本県宅地建物取引業協会と協定を締結し、物件の売買、賃貸借等の代理または仲介を行うこととします。具体的に言いますと、貸し出したい空き家が、空き家バンクに登録できる物件なのかの判断を行っていただきます。その他瑕疵についても判断いただけるところです。また、売買や賃貸に関する適正価格についてもアドバイスをいただけます。

33万6,000円の根拠としましては、直近3年間の空き家バンク利用件数の年間48件に、公益社団法人熊本県宅地建物取引業協会が定める日額8,000円を乗じた金額となっております。これまで民々による契約等を、不動産事業者の仲介により不動産契約を結ぶことで、貸主と借主または売主と買主によるトラブルを未然に防ぐことを目的としております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 農業振興課長、松本文孝君。

○農業振興課長（松本文孝君） お答えしたいと思います。有機農業推進事業として組んでおります12節委託料の件に関してですけれども、毎年、有機農家さんに対してはアンケート調査を行いまして、販売額であったり、作付品目であったり、どれぐらいの面積をしているのかというのは、調査はしておりますけれども、ちょっと手元に今日用意しておりませんので、後ほどお調べしてお答えしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） まず、自家用電気工作物保安管理委託料につきまして、こちらは、今回、清和小と清和中をそれぞれ要求させていただいております。これにつきましては、学校のキュービクルの電圧が不足するということで、発電機を清和小と清和中に今回設置を行います。その発電機につきまして、発電機が25キロワットの出力のものを設置するんですが、電気事業法では、10キロワットを超える発電設備には電気主任技術者の選任が義務づけられるということが、今回分かりましたので、その発電機に対して、清和小と清和中にそれぞれ電気工作物保安管理の委託を行うというところで予算計上を行ったものとなります。他の小中学校につきましては、その学校の電源で事足りますので、発電機の設置は行う必要がないというところですので、清和小、清和中だけを計上しているところになります。

もう1点の不登校児童生徒に対する経済的支援事業補助金です。補足しますと、この対象となるのは不登校児童生徒というところありまして、その次に、教育支援センターもしくはフリースクールを利用する児童生徒。で、また、学校が出席扱いということを認めた児童生徒が対象ということになります。それが大前提としてございます。

議員おっしゃいますように、基本的には小中学校に行くというのが、もちろん当然のことだと思いますが、どうしても学校に行くことができない、何らかの理由によって行くことができない不登校児童生徒というのが、全国的に増加傾向にあるということがございます。国としましては、そういった不登校児童生徒の対応、不登校児童生徒が社会で自立して活動するというところの支援の一環として、こういった教育を受ける機会の確保を行うというところを、国の方針、また、

県の補助事業を活用して、今回、山都町でも実施をというところで考えたところです。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 最後ですね、答弁に対して、もう一つだけ確認させてください。そうすると、ここはあれですかね、期間は、その不登校というふうに町のほうで、認定委員になっていて、いろいろと線引きをされてるのは分かったんですけども、では、そのフリースクールなり、どこか違うところに通われる間は、ずっと支援していくということになるのでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 今回、県の補助事業を活用して、まずは事業実施を考えております。今回、今年度実施しまして、来年度以降につきましては、また、その状況を考えて検討していきたいと思っております。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 今の問題ですけども、2万円の2回っていう話でしたよね。フリースクールに行った結果、ここがよかったて、行きたいと思ったときにですよ、今回は支援がありますけども、それから先は自分で行くしかないということなんですよ。

もともと、国県、フリースクールとか、そういったところもありますから、そこで自立してくださいという話で進められるのは非常にいいことだと思うんですけども、この山都町の場合はですね、距離がある。そこで、今度こういう体験をしました、市内辺りのフリースクールに行った結果、子どもが行きたいになったときにですよ、このもとは町が援助してしますからって感じで進めます。その後は、じゃ、どうするんだて。行きたい、子どもが行きたいって言ったときに、じゃ、親が全部負担してやるしなくなるわけですよ。いや、こういうことをしましたから、その先も町が援助していきますよとかいうんであればですね、いいんですけども、そういう考えはないんでしょう。どうですか。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） あくまで小中学校に通っていただくというのが基本といいですか、それが大原則だとは思っております。その中で、何らかの理由で学校に登校することができない児童生徒に対する支援の一つとしての対応というところになりまして、山都町では、基本的には教育支援センター「やまと教室」がございますので、そういった支援については、まずそこで支援をしていく。中には、おっしゃいますフリースクールというところも選ばれる方もいらっしゃるかもしれませんが、それにつきましては、まずは山都町の小中学校に通うというのを原則としてありますので、それについては、保護者がまた本人交えて判断されるということになると思いますので、今回は、国の趣旨と県の補助事業というところを踏まえて行う事業でございますので、何もフリースクールを優先して行ってくださいとか、そういったところで考えているというところではございませんので、そういった形で実施をしていきたいと思っております。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 20ページの酒造原料米のことなんですが、均等に100万、100万の2社

に交付される予定のようですが、片や芋が原料だったりということもありますが、米の価格が高騰したからということでの交付であれば、例えば、7年が、米がですね、高騰しまして、今後も続くということですので、7年産に限って、7年にお米を購入してですね、お酒を造った、その原料として仕入れた、例えば何キロとかですね、その実績に応じて交付するのが適正じゃないかなと思います。ただですね、2社あるから2社に100万ずつあげますじゃなくて、誰もがですね、農業も商工業も、みんなこの物価高騰の支援は欲しいところなんです。ですから、やはりこの100万、100万やる基礎はきちんと、誰にでも説明できるように、その基礎ですね、それはしっかりと提示していただきたいと思います。

それから、31ページの道の駅の土地購入費なんですが、面積を教えてください。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） 質問の1番目です。補助の基礎につきましては、議員さんおっしゃるとおりの、積算というか、調査をさせていただこうと思っております。7年、6年度にどんだけ仕入れて、それが幾らだったのかという資料を御提出いただく。7年度に仕入れた量と単価、金額を教えてください。その資料をもちまして、こちらのほうで差額等を判断して、上限100万円で設定をさせていただいているところでございます。

続きまして、道の駅の土地購入のところでございます。すいません。また、ちょっと資料を下に置き忘れてきて、ちょっと面積が、すいません、申し訳ない。

（「さっき80平米」と呼ぶ者あり）

すいません、80平米です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「令和8年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時50分

6 月 10 日 （ 水 曜 日 ）

令和8年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和8年6月5日午前10時0分招集
2. 令和8年6月10日午前10時0分開議
3. 令和8年6月10日午後1時42分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

8番 西田由未子議員

3番 増田公憲議員

9番 中村五彦議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（12名）

1番 梶原甲亮

2番 境公夫

3番 増田公憲

4番 後藤誠輝

5番 東浩昭

6番 坂本幸誠

7番 眞原誠

8番 西田由未子

9番 中村五彦

10番 矢仁田秀典

11番 藤川多美

12番 飯開政俊

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 坂本靖也

副町長 坂本浩

教育長 井手文雄

総務課長 工藤博人

清和支所長 西田法生

蘇陽支所長 有働頼貴

会計管理者 高野隆也

政策推進課長 山下公司

まちづくり課長 北貴友

町民課長 玉目知穂

健康福祉課長 長崎早智

環境水道課長 菊地勝也

農業振興課長 松本文孝

林業振興課長 村山浩司

建設課長 西賢

商工観光課長 山邊剛

学校教育課長 鈴木保幸

生涯学習課長 平岡哲也

そよう病院事務長 枝尾博文

監査委員 橋本由紀夫

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高橋尚孝 外2名

開議 午前10時0分

○議長（飯開政俊君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（飯開政俊君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告があつておりますので、本日3人、明日2人したいと思います。順番に発言を許します。

8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） おはようございます。8番、西田由未子です。よろしくお願いいたします。

さて、坂本町長が就任から折り返しを迎え、公約にある誰もが住みたくなる、住み続けたくなる、安心して生きがいを実感できる山の都づくりが、どれぐらい具体的に見えてきたでしょうか。誰もが住みたくなるためには、今、山都町に住んでおられる1万2,297人の方が、住んでよかった、住み続けたいと感じておられることが大切だと思います。そのことを中心に置いて質問をいたします。項目が多いですので、簡潔にお答えいただきますようお願いいたします。

それでは、質問台に移ります。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 大矢野原演習場における日米共同訓練について、まず、お尋ねをします。1998年から始まった日米共同訓練については、議会において恒常化反対の決議、オスプレイ飛行訓練反対の決議もされているにもかかわらず、今回で12回目となってしまいました。昨年9月に行われてから、まだ9か月しかたっていない。今回の演習は6月20日から30日まで、大分、佐賀、熊本、鹿児島、沖縄で行われる予定と聞きます。熊本では、健軍駐屯地、高遊原分屯地、そして大矢野原演習場でも行われます。自衛隊員約600名、米海兵隊約40名が、大矢野原演習場の訓練では参加予定だそうです。

そこで、2点質問します。

初めに、6月3日に住民説明会が行われておりますが、これまでも毎回きちんと説明会を開いてきた町の姿勢は大変評価しております。そして、これまでの説明会はどなたも参加できる、傍聴ができる説明会でしたが、今回初めて山都町民に限るとされました。このような対応をされたのはなぜでしょうか。説明を求めます。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。お答えします。防衛省とか自衛隊とは、常日頃から様々な内容について意見を交換しているところです。

日米共同訓練におきましては、これまでも周辺住民の皆様をはじめ、町民の皆様の訓練に対する不安の払拭と地域住民の皆様の安心、安全、これを目的として、町及び地元期成会から防衛省、

自衛隊に対して説明会の開催を要請しまして、開催をしまいいりました。

このような中、地元期成会をはじめ、周辺住民の方からは、説明会の参集範囲を周辺住民のみにしてほしいという意見もあっているところです。

ただ、町としましては、今回、町及び地元期成会が要請して開催となりました今回の共同訓練に係る説明会については、地元期成会等の意見、意向も踏まえた上で、大矢野原演習場が所在する山都町の町民の皆さんと防衛省、自衛隊が率直な意見交換を行っていただくために、山都町民を対象として開催することと判断したものです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 訓練の場所は高遊原も健軍もあると先ほども申し上げました。オスプレイはじめ、大型輸送機など、今回は合計40機の参加があると。そして、それは高遊原から飛んでくる。そうすると、益城も熊本市も御船も西原村も、その他の町の上空を飛んでくる。

そうしたときに、その自治体に住まれる方たちが不安になり、どんな訓練なのか説明を聞きたいと思うのは当然のことです。でも、説明会をしているのは山都町しかない。だから、傍聴だけでもさせてもらえないか。期成会の方の思いも鑑みてということであれば、傍聴だけでもさせてもらえないかという願いにどうして答えられないのでしょうか。

これまで住民側に立って様々な対応をしてこられた山都町の姿勢は評価できていると思っていましたので、大変残念に思っています。次回というのは絶対にあってほしいありませんが、もしも、次回ということになりましたら、これまでのように、誰でも参加できる、せめて傍聴はできる、そのような説明会をよろしく願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えいたします。これまでと同様に、大矢野演習場における日米共同訓練に関しましては、地元期成会等との協議を踏まえ、町民と防衛省、自衛隊が率直に意見交換できる場となるよう、調整をしまっている所存です。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 町としては、前回と同じような傍聴可能としたい旨もお聞きしておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、行きます。今回の訓練の内容と説明会でもたくさんの不安の声が上がっていたことに對し、町民の安全を守るための町の取組の説明をお願いします。

特に、前回銃を持ったアメリカ兵が民間の土地に入ったことに對して、今回の説明会で、自衛隊側のほうでロープを張るようなことの説明がありましたが、銃の携帯のみならず、民地への侵入は他の場合であっても絶対あってはならないと思います。厳格な対応を求めていますし、米軍車がガードレールと接触事故を起こしている。なぜか先月の5月15日に米軍車が町道を通っていたということに對しても、町の対応の説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。先ほど議員がおっしゃったような事案につきまして、周辺住民が不安を感じるような事案があった際には、直ちに関係機関を通じて情報収集しまして、調整する体制を取っているところです。

また、その内容、また、その事故の対応についても、地元期成会にもお知らせをしているところです。

今回の日米共同訓練に限らず、大矢野原演習場で行われる全ての訓練に際しましては、地域住民の訓練に伴う事故とか、混乱等に対する不安の払拭、これを念頭に、国や自衛隊に対し、演習場周辺地域の安心安全を十分配慮した上で、町民生活に支障を与えない訓練を実施するよう要請しています。不適切な対応を確認した場合は、速やかに国に対し抗議を行うなど、訓練の安全実施と、地域住民の側に立った対応を行っておりまして、今後も同様の対応を行ってまいります。

議員がおっしゃった具体的な内容につきましては、米海兵隊の方が民地に入った件につきましては、2年前の事案になります。この際も、地元の方から連絡を受けて、国のほうへ申入れを行って、その後の調査で、米海兵隊の方が道を誤って民地に入ってしまったということが分かっています。

この件につきましては、同様の事案が発生しないように、国を通じて米軍のほうにも申入れしておりまして、昨年はそのような事案は起きていないかと思っているところです。

次に、米軍車両がガードレールの接触事故を起こした件、この件につきましても、地元の方から連絡を受けまして、町の職員とともに現場確認を行って、現場を復旧しております。その費用が今のところ町が負担しているんですけども、この分については、国のほうがお支払いしていただけるということで確認できていますので、その請求手続を行っているところです。この件につきましても、同様に米軍に対して申入れを行っているところです。

説明会の中で5月15日の件とお話があったと思うんですけども、この件につきましては、町としまして、現時点で認識できていなかった、その時点で、認識していなかった時点で、速やかに国に対しまして確認を今依頼しているところです。現時点でこの内容の確認はできておりません。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） ガードレールの修理を町なり国がするというのはおかしくないですか。事故を起こしたのは米軍側であるのに、非常に疑問を感じます。いろんな点についてしっかりと調べをいただいて、また、改めて説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

訓練期間中に、また、前回の訓練期間中のことですけど、携帯がつながりにくくなったり、頭痛や吐き気などの住民の方の訴えがありました。私も聞きました。そのときは説明が曖昧で、本当のことというのは、後で電子戦部隊の訓練があっていたというのが後で分かりました。それも報道で、新聞報道でちゃんと分かったというこのようなことは、住民の方の信頼を損ねる重大なことだと思いますし、九州防衛局には猛省を促したいと思います。

そして、再度町からは、事前の説明のない訓練、これは事前の説明ありませんでしたので、絶対に行わないでほしいということの改めての申入れをしていただきたいと思います。

そして、日出生台での戦車爆発事故やPAC-3の車両から扉が落下する等の事故があったという報道もありまして、大変心配をいたします。自衛隊の方の命を守ること、朝8時から夜8時までの訓練時間を守ること、特に民家上空の飛行は避けること、重ねてきちんと以上のことを町から要望していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それにお答えいただけますか。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。先ほど議員がおっしゃったことにつきましては、今回の説明会の前にも国のほうにも要望しておりますし、継続して、これからも常に要請していく内容になると考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。山都町のごみ処理についてお尋ねをします。山都町は、2025年度から燃やすごみの処理を熊本市へ委託しました。2025年度、1年間の燃やすごみの量とかかった費用について、御説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 環境水道課長、菊地勝也君。

○環境水道課長（菊地勝也君） お答えいたします。2025年度、令和7年度において、熊本市へ処理委託を行いました燃やすごみの量とかかった費用について、実績を申し上げます。

可燃ごみ処理量が計量器を通した集計で2,623.57トン、この処理量にはリサイクルできないプラごみや粗大ごみを破砕した木くず等も含まれます。処理委託料が4,722万4,260円。同じく小峰クリーンセンターから東部環境工場への可燃ごみ運搬委託料は317万6,423円、合計で5,040万683円となっております。

これとは別に、収集業者が各地のごみ収集場から直接小峰クリーンセンターや東部環境工場へ搬入するごみ収集運搬委託料がありますが、この費用には全ての家庭ごみ、瓶、缶類、プラスチック等も含まれますので、東部環境工場への搬入に係る費用の仕分けが困難でございます。その費用が1億2,606万円でございます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） ありがとうございます。昨年6月にも、2024年度のごみ処理についてお尋ねをしました。そのときには、燃えるごみの量は2,444トン、約ですね。プラスチックが75トンというふうにお聞きをいたしました。

今年はプラごみについては74トンというふうに集計していただいていると思いますが、そして、今言われた燃えるごみの処理委託と燃えるごみだけの運搬費用というのは、正確には出ないということでありましたけれども、物価高騰の折、少し上がっている部分もあるのかなと。でも、そ

んなに大きくはないのかなというふうにも思っております。

すいません、去年が、じんかい処理総務費全部としては、2億4,000万ぐらいで、今年は、じんかい処理総務費全体としては、前に頂いていた資料では2億6,000万ぐらいというふうになっております。燃えるごみの量が増えているんですよ。昨年よりも。昨年は2,444トンというふう
に報告をいただいています。

増えているのはちょっと残念だなというふうに思いますが、プラも1トンだけ減っています。プラについては、私は減っていく方向がいいと思うんですよ。そのものを増やさないということで。すいません、通告にはしておりませんでした。が、もしお答えいただければ、2025年度、増えた要因をどんなふう
に分析されていますか。

○議長（飯開政俊君） 環境水道課長、菊地勝也君。

○環境水道課長（菊地勝也君） お答えいたします。増えた要因についての御質問かと思いますが、人件費を含む資機材の高騰ほかの要因、併せて、小峰クリーンセンターの中継基地との行き来をするための経費が軒並み上がっていることもありまして、その影響が大きいかと思
っております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） すいません、燃えるごみの量が増えたということについて通告をしておりませんので、また、私も検討して考えていきたいと思
います。

次に行きます。このまま上益城5町が熊本市に燃やすごみの委託を続けた場合でも、熊本市の処理能力には余裕があると聞いています。

また、現在の熊本市への委託料は1トン当たり1万8,000円ですが、計画されている大型産廃施設に燃やすごみを委託したときの委託料は、当初の説明では1トン当たり2万5,000円という資料がありました。これは5年前の資料ですので、物価高騰の折、上がってくることが予想され
ます。

また、事業者への出資、収集運搬費、土地造成に係る町の負担、分担金、これに万が一の事故の等の場合、責任として費用がかかってくるかもしれません。この責任というのは、事業者が出資をしているからです。出資をする計画があるからです。

リスクも考えた経済的な見通しを持って、熊本市委託を続ける場合と、大型産廃施設へ委託する場合の経済負担の比較検討していただきたいと思
います。

前回も同じことを申し上げ、町長からは、覚書に上益城での施設ができるまでの委託となっているとの御答弁でしたが、持ち帰って検討もしたいとも言われましたので、町長に御答弁をお願い
いたします。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。熊本市への可燃ごみ処理委託は、令和元年度に熊本市と上益城5町で期限を定めた措置であることを前提とした覚書を締結し、その後、受委託者双方の議会の承認を得て実現している委託でございます。

上益城5町においては、令和3年度に事業者と協定を締結した上で、事業者による計画事業の実施を前提に検討を進めている状況でございます。

また、現在の委託料は、東部環境工場の初期整備費用に係る償還が既に終了しているということ、また、施設の処理能力に余力があったことから、比較的安価な処理単価、先ほど申されました1万8,000円と、1トン当たり1万8,000円ということによって、委託が実現しているというふうに解釈、理解しているところでございます。

従いまして、熊本市への永続的な委託、あるいは、熊本市との一部事務組合の設立、施設更新の協議申入れを行うということはないと、現在のところ上益城5町が統一した認識を持っているところでございます。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 今御説明いただきましたことは理解いたしますが、今言われた熊本市へ委託をする場合、やはり永続的になるとときには一部事務組合をつくってというようなことに、私もなってくるだろうと思います。

そういう長い目で見たときに、そちらでの費用の計算と、じゃあ、上野に建設予定の事業者に委託をしたときの比較というのは、やっぱりされるべきだと思うんですね。それなしに、どちらが経済的、経済的な面だけで言ったときですよ。経済的な面で有利といたしますか、より、ベターな形になるかというのは、比較をしなければ分からないと思いますので、検討の中身にはぜひ付け加えていただきたいと思います。

それから、5月中旬に環境アセスメントについての公聴会がありました。いろんな角度からの御意見があって、大変勉強になりました。県のホームページにも載りますので、皆さん、ぜひ見ていただきたいと思います。

そして、すいません。それを終わりました、7月には知事意見が出されて、それを受けた事業者の評価書というものが出される予定です。最終的に環境にどんな配慮をした事業計画なのか。具体的に出されるはずだと思っております。これを受けて、5町で判断するときに、議会や住民の皆さんにしっかりと意見を聞き、説明をしてほしいと何度も提案をしてきました。

6月15日、来週の月曜日には初めて議員向けの説明会が行われます。住民の皆さんにぜひ傍聴に来ていただきたいと思いますし、次は、住民説明会を開いていただきたいと思いますというふうに思います。このことについての町長のお考えをお願いします。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほど議員のほうから御提案いただきました熊本市との継続につきましても、これは熊本市側の考えもあると思いますので、比較検討する、そういうことについては、広くしていくべきだというふうに私も感じております。

それから、現在進めております、5町で進めております廃棄物対策施設につきましては、先ほど議員のほうからもありましたように、今後5町で判断をしていかなければならない時期に来ています。

これにつきましては、また改めて、資料に基づきまして丁寧に説明をしていきたいというふう

にと思いますが、5町といたしましても、しっかりとこの費用対効果等も含めながら、この設置の必要性というものをしっかり住民の皆様方にも説明をしながら、判断をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 議員だけではなく、住民の皆様にも説明会のほうよろしくお願いいたします。

次に、義務教育学校設置についてお尋ねをします。令和元年に山都町学校規模適正化検討委員会が設置され、それから紆余曲折があり、山都町に2校の義務教育学校設置と方針が変わりました。その後、2年半どうなっているのでしょうか。場所の選定や住民、保護者への説明会と進捗状況の説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 義務教育学校につきましては、清和蘇陽地区義務教育学校の設置に向けた検討を進めております。現在、準備委員会の開催に向け、調整を行っているところです。

今後、準備委員会を開催し、その中で、学校の設置場所を含めた学校設置に向けた協議を行い、開校までのスケジュールや設置場所等を含む基本構想、基本方針の策定を進めていきます。住民向け保護者向け説明会につきましては、基本構想、基本方針策定後に開催を計画したいと思えます。

なお、準備委員会の資料につきまして、町のホームページに掲載するなど、義務教育学校の協議状況について周知を図りたいと思っております。

以上になります。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） なかなか具体的なお話が聞けなくて残念なんですけれども、どんなふうになっているんだろうという住民の皆さんのお声もよく聞きます。ホームページ上だけでいろいろな情報発信をお願いしたいと思います。準備委員会があるときには、防災無線できちんと流していただくとか、地区の皆さんに回覧として回していただくとか、いろんな方法があると思えますので、よろしくお願いいたします。

そして、検討を始めてからはもう8年余りになります。その間、私は建設費をできるだけ抑えるために、今ある校舎を大規模改修するべき、山都町に2校の義務教育学校設置となっても、通学時間が1時間近くになることは子どもたちにとってよくないと言っていました。それに追いつかないくらいの子どもの数も減ってきております。もう一度考え直すということも必要ではないでしょうか。

建設費は、新築も大規模改修も国補助が2分の1あると思えます。乱暴な計算にはなりますが、新築を2校するつもりだったのであれば、その予算を現在ある校舎の大規模改修に振り分けるということも考えていただきたいと思います。

義務教育学校については、次の保育園のことも関係しますので、次の質問に移りたいと思えます

す。

保育園のことで、子どもの減少と保育士不足を理由に閉園予定とされている金内保育園、二瀬本保育園の保護者に対し、今後のことや、保護者さん、地域の方の思いの聞き取り等の状況について説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 健康福祉課長、長崎早智君。

○健康福祉課長（長崎早智君） お答えいたします。令和5年10月に策定しました再編計画では、再編の検討期間を1年から3年とする短期計画、3年から7年とする中期計画、7年から15年とする長期計画をそれぞれ設定し、公表いたしました。

また、短期計画に位置づけられました二瀬本保育園と金内保育園について、令和6年度末の閉園を目指す方針を令和6年2月に決定し、保護者会や地域住民への説明会を実施し、意見や要望を伺う場を設けてまいりました。

これまでに寄せられた主な御意見としましては、子どもの環境変化や精神的影響への配慮、友人関係の継続に関する懸念、通院に伴う負担や支援への要望、地域コミュニティや子育て環境への影響、今後の公立保育園の在り方に関する御意見などがございました。

これらの意見を踏まえ、昨年、令和7年10月に、閉園予定時期を令和8年度末へ延期する方針を決定し、通知を行い、その後も保護者会説明会や関係者との協議を継続しております。

参考までに、今回の閉園対象となる2園の状況を申し上げます。各年度4月1日現在で、広域入所を含まない在園児数ですが、令和6年、7年、8年で申し上げますと、金内保育園が11名、11名、9名、二瀬本保育園が12名、14名、16名という状況でございます。特に二瀬本保育園につきましては、今年度の在園児数の増加が見込まれたことから、本年2月に保護者会より閉園時期の延長を求める嘆願書が提出されました。

これを受け、3月の定例会において、厚生常任委員会へ意見をお伺いしましたところ、様々な議論を経ての方針であるため、このまま2園閉園で進めることはやむを得ないとの御意見をいただいたところです。

二瀬本保育園につきましては、今年度に入りましてからも保護者説明会を開催しておりますが、現時点で、全ての保護者の皆さんに十分な御理解をいただけている状況ではないと認識しております。

引き続き丁寧な説明と意見交換を重ねながら、保護者の皆様の声に寄り添い、子どもたちにとって最善の方法を模索してまいります。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 閉園方針については、今、御説明ありましたように、保護者さんの納得と了解というのが大前提で進めなければならないというふうに思っております。

これまでも、学校も保育園も人数が少なくなったからということで、統廃合を繰り返してきました。現在の数というのは、もうぎりぎりまで減らしてきた数だと私は思っております。厚生常任委員会での報告の中身もおっしゃいましたが、申し訳ありませんが、私は反対の意見を持っております。

これから、住宅政策を充実させて、今山都町におられる世帯が別の町を選ばざるを得ないような状況にあるということから、このまま住み続けたいと思えるようにしたい。そして、山都町での人生はいいものだよと。もっとたくさんの人の声が上がリ、そう思っていられの方が大半でございますけれども、それを見聞きして、山都町を選んでくれる、選んで外から入ってきていただく。そんなよい循環を目指しているときに、これ以上減らしたら、町長が目指しておられる子育て支援充実の町と言えなくなるんじゃないですか。子育て支援に逆行しますよと私はずっと申し上げてまいりました。

私は小さな学校、保育所を残し、山都町の少人数保育、教育のよさ、これを最大限に生かして、自然豊かな山都町だからこそできる保育教育の推進を子どもたちと地域の方と一緒ににつくっていく、そんな学校づくり、保育園づくりを目指していったほしいと切望しております。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 町立保育園の再編につきましては、地域における少子化が急速に進む中で、現状の施設運営を維持することが困難であるとの判断に基づき、令和5年度から検討を進めてまいりました。

園児数や出生数が減少するという現実的な課題に真正面から向き合い、子どもたちにとっての保育環境の質を確保しつつ、持続可能な保育体制を構築する必要があると認識しております。

これまで説明会や意見交換会を通じて、保護者や地域の皆様から多くの御意見を頂戴し、それを真摯に受け止めながら、閉園予定時期の延期も含めた方針の見直しを決定してまいりました。

これからも地域の声を丁寧に反映しながら、施策を進めてまいりたいと思っております。併せて少子化への対応は、町全体の魅力にとって喫緊の課題であり、これを解決するために全力を尽くす覚悟でございます。子育て支援の充実はもちろんのこと、若い世代が安心して暮らし、働き、子育てができる環境の整備に向けた施策を幅広い視点で展開してまいりたいと考えております。

例えば、子育て世帯の支援策や地域コミュニティの活性化、保育環境の充実に加え、雇用創出や定住促進のための取組を一体的に進めることで、少子化対策と地域振興を両輪としたまちづくりを目指していきたいと思っております。

また、公立保育園の再編は単なる施設の統廃合にとどまるものではございません。一つ一つの施設が地域の未来を左右するものであることを念頭に置き、特に子どもたちとその御家族にとって安心できる環境を提供すると共に、地域の皆様に長く愛される保育行政を実現していきたいと考えております。

再編の目的は財政的な効率だけではなく、子どもたちへのよりよい環境を提供することが大きな使命であるというふうに改めて申し上げます。

私は町長といたしまして、この課題に対し、決して後ろ向きになることはなく、むしろ未来への責任を果たすため、自ら先頭に立って対策を進めていく決意でございます。住民の皆様と共に知恵を絞り、課題解決に向けて着実に進めていく所存でございます。これからも、町全体が一丸となって取り組めるよう、推進してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ、今回

のことにつきましても、御理解、御協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 今の町の現状をどうにかしたいという思いは一緒だと思うんですね。方法論が違う。でも、そのときに、やっぱりどこを大事にしていくかという根っこにあるものが、残念ですけども、ちょっと違うのかなという今のお答えを聞きながら思いました。

施設運営維持が困難であるということ、財政的なもので言えば、保育園運営については、国からのきちんとした交付金措置がありますので、できないわけではないというふうに思っております。

やはり、子育て世代の保護者さんたちが困ると言われていることが一番、私は大事にしなければいけないと思っておりますので、ぎりぎりまでの御検討をよろしくお願いいたします。

次に、防災の取組についてお尋ねをします。熊本地震から10年、これまでいろいろとお尋ねしてきた点について、進捗状況と今後の提案を含め、お尋ねをします。

最初に、防災重点農業用ため池の防災工事に対する構想設計の予算が出されていましたが、その進捗状況と、ため池管理者が遠隔監視できるためのシステムについては、以前導入推進については、ため池管理者への働きかけを行うという答弁をいただいておりますので、その点について2点、その後の御説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 農業振興課長、松本文孝君。

○農業振興課長（松本文孝君） お答えいたします。山都町には29の農業用ため池がありまして、防災重点農業用ため池が町内7か所ございます。令和7年度末に構想設計が完了し、改修の優先度が決定しておりますが、県、国との再度の協議、調整が必要となっておりまして、令和9年度中に1か所でも実施測量設計を行うと考えておりまして、令和8年度に国への予算要望を行い、はっきりとした段階で予算化をしたいと考えております。国は令和12年度までに改修を終えたいとしておりますので、国の予算次第ではございますけれども、積極的に進めてまいりたいと考えております。

遠隔監視システムにつきましては、これまでもお答えをしておりますが、ため池管理者へは、システムについて御紹介をしているところであります。ですが、現在のところ導入予定されているため池管理者はございません。システム導入助成制度等もありますので、今後も導入に向けて、ため池管理者への働きかけを引き続き行ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） それでは、7つのため池、防災重点農業用ため池の全部が改修予定というふうになったのでしょうか。その点はいかがですか。

○議長（飯開政俊君） 農業振興課長、松本文孝君。

○農業振興課長（松本文孝君） お答えいたします。7つのため池につきましては、いずれも大なり小なりの改修が必要ということになっております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 分かりました。もう一つの、大雨のときに現地に行かなくても、ため池の水位確認等ができる監視カメラ水位計の導入のことですけれども、働きかけはしているということで承知いたしました。ためらわれているのはやっぱり自分たちの自己負担になるということなのではないかと思うんですね。これを私は町で負担してやっていただきたいて。地元負担がないようにしていただきたいてということで、御要望申し上げてきたつもりです。

管理費が年額1万から5万かかります。管理費についての助成もたしかあるというふうには、私の調べた中では思っておりますので、管理費に対しても、一部負担はあったとしても、大分、何ていうかな。最初の初期投資、監視カメラと雨量計、水量計について、町が負担していただければ導入しやすいんじゃないかと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（飯開政俊君） 農業振興課長、松本文孝君。

○農業振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。導入の費用につきましては、国の定額補助があることになっております。10分の10です。基本的には、ため池管理者の負担はないものと考えております。

ですが、総事業費が200万以上となっておりますので、そこら辺のところの検討は必要かなと思っておりますので、そこも含めたところで、ため池管理者としっかりと協議を進めてまいりながら、その維持管理費の助成があるかどうかちょっとこちらで把握できておりませんが、そこも含めて、管理者としっかりと協議をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） ぜひよろしくお願いいたします。

次に、移ります。山都町体育館パスレルの駐車場は、災害時車中泊避難所ともされております。これが有効な避難の手段として機能するための具体的な取組の説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。山都町運動公園は、車中泊やテント泊を想定した指定避難所として位置づけると共に、災害時には消防、警察、自衛隊などの関係機関の活動拠点としての活用も想定しています。

総合体育館パスレルには、約200名分の備蓄品を配備するとともに、運動公園の一部を、具体的に言いますと、中央グラウンド、こちらを車中泊スペース、芝生広場のほう、こちらをテント設営スペースとして活用できるように整備をしているところです。

また、運動公園内には簡易防災倉庫を設置しまして、車中泊避難者への物資供給や支援活動を円滑に行う体制を整えているところです。さらに車中泊避難者が安心して避難生活を送ることができるように、トイレや手洗い設備の活用に加え、東屋とか、ベンチなどの休憩施設も整備しているところです。

具体的な取組としましては、先般でございました防災フェスタにおきまして、車中泊避難を想定した炊き出しや備蓄品の展示を実施するとともに、山都町総合防災訓練、今後予定する訓練で

は、避難所運営訓練を実施し、避難者の受入れや物資配布などの実践的な訓練を行うこととしているところです。

今年度の11月に総合防災訓練を予定しているんですけども、その中では、パスレルへの避難者に加え、運動公園内の車中泊及びテント泊による避難を想定した訓練を実施しまして、車中泊避難所の運営体制を検証したいと考えているところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 車中泊避難の訓練も検討いただいているということでよかったと思います。ただ、かまどベンチとかマンホールトイレとかあるんですが、せっかくあるものが何なんだろう、これは。そして、緊急時の使用の仕方、かぎのある場所、とてもこの間の防災フェスタのときに困られたと聞いております。そういう説明とか、これは何であるというものの掲示をしていただけないかなと思います。よろしく御検討ください。御返事は結構です。

それから、孤立の危険がある地域に対する支援の取組や、緊急避難指定場の備蓄、エアコン設置、トイレ洋式化等の進捗状況を、簡単に結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。町では、孤立が想定される12地区に簡易防災倉庫を設置するとともに、自主防災組織への補助制度を活用いただき、13地区で簡易倉庫が設置されているところです。

また、昨年の下矢部西部地域における土砂崩れによる3集落の孤立、これを踏まえまして、当該地区で孤立を想定する地区への簡易防災倉庫、こちらの整備を進めまして、本年5月に備蓄品の配備を完了しているところです。

さらに今年度、自主防災組織において5か所の整備を予定されるということで確認できております。

指定避難所におきましては、食料や飲料水、毛布、簡易トイレなどの備蓄を進めると共に、エアコンの設置やトイレの洋式など、避難所環境の改善に取り組んでいます。

また、指定緊急避難場所、これは1次避難場所ですね。こちらにつきましても、令和2年当時、61か所だったものを69か所と増やして対応を図っているところです。

今後も、孤立地域への支援体制の強化と避難所環境の充実を図りまして、町民の皆様が安心して避難できる防災体制の整備に努めてまいろうと考えているところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 令和8年度の山都町防災会議の資料によりますと、旧御岳小学校に備蓄品の6割があるとされています。これを災害時に被災地に分配することが可能なんでしょうか。その訓練はされているのかということをお伺いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。議員のおっしゃるとおり、旧御岳小学校には町の

備蓄品の約6割を保管しておりますが、ほかに清和支所、蘇陽支所、パスレル、千寿苑などにも分散備蓄を行っているところです。また、先ほど申しました簡易防災倉庫、各地区に設置しているところです。災害時には、被災状況や緊急性を踏まえながら、必要な地域で備蓄品を配送する体制を整えているところです。

物資輸送につきましては、町の総合防災訓練等において、関係機関と連携した訓練を実施しているところです。

なお、備蓄品の管理は、平時は総務課防災係が行いまして、災害時には、防災計画に基づきまして、救援物資を含めた物資輸送配分を役場の担当部署が連携して実施することとしているところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 災害時は職員の方も被災されるかもしれません。身近にある公民館のような避難所に、初めから防災倉庫がある。防災倉庫があるところ何か所かありますけど、全部じゃないですよ。そこに備蓄品があれば、使用期限が近づいた備蓄品を使って訓練することもできますし、備蓄品の更新もできます。管理が大変な部分もあるかもしれませんが、管理も訓練ということで、地域でできるような体制もお考えいただきたいと思います。

次に、防災会議の資料に、初めてペット同伴避難所が蘇陽支所に開設されるということが書いてありまして、感謝申し上げます。具体的な説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。山都町では、これまでペット同伴避難所の開設について検討を重ねてまいりましたが、適切な施設の確保が課題となっていたところです。この課題を解決すべく、現状の施設使用状況等を鑑みまして、応急的に蘇陽支所敷地内のふれあい交流拠点施設の一部をペット同伴避難所として指定しまして、令和8年度、具体的には7月1日以降の運用を開始する予定です。

受付は蘇陽支所内で職員が行いまして、ペットの管理については、飼い主の責任において行っていただきます。また、えさや飲料水、ゲージ等の必要な用品についても、原則的に飼い主に持参していただくということとしております。

今後は、矢部地区及び清和地区においても、ペット同伴避難所の確保に向けて検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 私も3年前の豪雨のときに、矢部地区の川沿いに住まわれている方から、ペット同伴避難所ないですかねというお尋ねを受けたことがありますので、今言われたように、清和、矢部地区に広げていただくことをぜひお願いしたいと思います。

次に、参ります。通潤橋周辺整備についてお尋ねをします。オープンして2か月余りが過ぎました。私も何度か参りましたが、観光客の方と出会うと、きれいになったねえと喜ばれている声

を聞きます。また、長年お願いしてきました通潤橋へつながる石畳を危険のないように舗装していただき大変安堵しております。

ただ、大雨時のらせん階段の危険性や物産館前の石畳の傷について心配をしています。住民の方からも、もう石畳に傷がついていますよ。これから先、破損したりしないんですかねという声を聞いております。このことについて、御説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えいたします。まず、らせん階段につきましてでございます。らせん階段は雨天時につきましては、雨にさらされますので、当然、滑る危険性があるということは考慮しております。滑り抵抗値の高い合成木材を使用させていただいているところでございます。

ただし、全く滑らないかと言われれば、そうではないところもございますので、雨の際の注意喚起につきまして、施設管理者に対して指導を行い、啓発を行っていただいているところです。

それから、ミエルテラスの石畳についてでございます。こちらは自然石を削って、ブロック状に加工したものをはめ込んでおるところでございます。石畳の傷という御指摘でございますけれども、こちらは自然石特有の模様と御理解いただければと思っております。木材に木目があるように、石にも、石目というものがあるそうでございます。こちらにつきましては、先日、6月5日に経済建設常任委員会におきましても、現地にて説明をさせていただいているところです。削り出してすぐの状態でございますので、今はちょっとその石目が目立つ状態でございますが、今後、経年変化により、周囲と調和していくものではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） らせん階段のことについて言えば、土のうがずっと外の横に積み上げてありますよね。あのままでしょうか。雨で相当、出来上がってから、雨が強いときがあったときに、すごく土砂の流入といいますか、あったというふうにも聞いておりますので、あそこの工事あれで終わりかということも一つと、それと、模様とおっしゃいましたが、そうだとした場合、私、物産館に入るあの辺だけなんですよね。ほかずっと見ても、あとはきれいに何もありませんし、やっぱりちょっとこう削ってあるような、あと人の行き来も多いですし、搬入車が入って、それで傷がついたのかなというふうに思っておりました。デザインというふうにはちょっと見えないかなと個人的には思いますので、どうでしょうかということです。お答えをお願いします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えします。まず、らせん階段の土のうの件でございます。確かに4月26日に大雨が降りまして、雨が降って、らせん階段のわきから泥水というか、上の段の駐車場にたまった水がどうやら物産館のほうに流れ出した、落ちたという事案は確認しております。

その件につきまして、そこを抜本的に解決するには、上の段の駐車場の排水を整備することで

解消されるものと考えております。

そこにつきましては、来年度になるんですが、上段の駐車場につきまして、路面の改修と安全防護柵の改修を予定しておりますので、その中で排水対策もしっかり考えて、対策をしまいたいと思っております。

当面の対応策としましては、今、土のうを積ませていただいて、まず、泥水にならないように、泥をちょっとえぐった水が流れでしたので、土のうの上を通っていくということで、泥水にならないようにするというのと、あと、土のうで、あえて水路、雨の水の流れをこちらで設定して、土のうを積んでおりますので、流れ出た水が物産館の樋にきちんと流れるように、土のうを設置、今しているところでございますので、1回、流れた4月26日以降の雨で、同様の事案は今のところ発生しないと考えております。

今後、もし、同じようなことがありましたら、また、取り急ぎ今年度は応急対策をさせていただいて、来年度に改修をさせていただきたいと思っております。

すいません、石畳につきましては、私も確認したところ、全般的にいろんな傷のようになるものとかを確認しております。入り口だけとかということじゃなくて、私的には、全体的にあると思っております、確認しております。これはデザインとかじゃなくて、その石の特徴なので、そこは設計されたコンサルさんにも確認して、これは石の表情ですということでお伺いしているところで、御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） せっかくできた周辺整備事業ですので、私も応援したいと思っております。ただ、できた後に、いろんなことができるだけ追加工事がないようにしていただきたいなというふうには思います。以前あった急勾配の赤い階段は、幅も広くなだらかに架け替えてあって大変いいと思っております。これがあれば、らせん階段要らんだったんじゃないかと、トイレをもっと広くしたほうがよかったのではないですかという提案が自分としてはできなかったのが悔やまれております。

トイレについては、子ども用の便器の設置をしていただいたり、大型のおむつ替えシートとかもあって、子育て世帯や障害者に配慮したものが造ってあって、よかったというふうに思っております。

次、あと時間ありませんが、最後の質問をさせていただきます。現在大型バス駐車場奥で、通潤橋交流広場に遊具を造る工事が行われていますが、工事費と内容の説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えします。工事名は通潤橋交流広場整備遊具施設工事としております。総額1,487万8,730円で、ミエルテラス北側の芝生法面部分に滑り台、ステップ遊具を設置することとしております。工期は6月30日までとなっております。

工事の概要につきまして、滑り台は約4.5メートルの高さから約16メートル滑り下りるものです。勾配は約40%です。また、ステップ遊具を28基設置します。ステップ遊具とは、半径20センチの円形型で、上る、下りる、渡るなどの動作を通じて、子どものバランス感覚や筋力や養う遊

具で、高さ30センチのステップを20基、高さ40センチのステップを8基、ランダムに設置いたします。

以上が工事費と工事概要の説明になります。よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 3月中に周辺整備事業は終了しましたと報告を受けて、4月29日も竣工式もありましたので、青写真の中には遊具の設置ありましたけども、もう造られないのかなというふうに解釈をしておりました。

でも、周辺整備事業費の繰越しもあって、何の工事だろうとか思っていたことの確認不足も私にありますけれども、しかし、分割発注した5,000万円以下の工事だから、議会の説明はなかったのだろーと思いたいますが、一体となつての工事内容ですので、説明はしていただきたいと思っております。

今後は、よければ、分割発注した5,000万以下であっても、説明のほうはお願いしたいというふうに思っております。ありがとうございました。

最初に申しました、今、山都町に住んでおられる1万2,297人の方が住んでよかった、住み続けたいと感じられるまちづくりについて、これからも一緒に考えて、提案をさせていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（飯開政俊君） これをもって、8番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 皆さん、こんにちは。3番、増田公憲でございます。よろしくお願いします。

本日は傍聴席の皆様方には大変お忙しい中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、退職後、縁ありまして、山都町シルバー人材センターの会員になりました。現在5年目になります。会員数53名、平均年齢73歳です。

仕事の内容につきましては、多岐にわたりますが、すばらしい先輩方に巡り合い、楽しく仕事をさせていただいております。現在は通潤橋周辺と遊歩道の業務管理の責任者として、毎月草刈り業務を請け負っているところでございます。草刈り班につきましては、13名の会員に御協力いただき管理をしております。

皆さん、通潤橋の放水、城山神社、二の丸、三の丸公園、五老ヶ滝までの遊歩道などを散策さ

れてはどうでしょうか。作業後の毎月20日過ぎが仕上がっていますので、どうぞお越してください。
よろしくお願いします。

それでは、通告書に沿って、質問席から質問させていただきます。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） それでは、1番目の質問、東緑川地区の避難所についてお尋ねします。
東緑川地区の山都町緑川生涯学習施設、通称清流館につきましては、地元緑仙峡開発振興会が指定管理者となり、緑仙峡フィッシングパークと清流館を管理されてきました。

しかし、宿泊施設として管理されてきた清流館につきましては、利用者も少なく、管理する人材もないことから、指定管理者施設から除外されて、緑仙峡フィッシングパークのみの指定管理になったわけです。指定管理施設から切り離された清流館につきましては、東緑川地区の避難所として町が管理する体制に移行したと思っています。

そこで、今回提案されています清流館の条例廃止については、地元住民説明会などが行われた上での判断なのかお尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えします。山都町緑川生涯学習施設条例におきまして、施設名は議員おっしゃったとおり清流館と定めております。

この施設につきましては、指定管理施設として令和2年度までは地元の緑仙峡開発振興会が運営されてきたところです。

議員おっしゃったとおり、令和3年度からは指定管理者の応募がなく、町が直接管理を行ってまいりました。その所管課が商工観光課でございます。

清流館につきましては、イベントが年に1回開催されている舞台となっていたところですが、令和6年度以降は清流館の利用は1件もございません。

所管課としまして、今後の清流館の活用方策につきましては見いだすことができませんでした。また、地元住民の代表ともいえます緑仙峡開発振興会の当時の会長さんにも、地元としての御活用の意向を確認したところですが、地元としても利用の意向はないということを確認させていただいております。

御質問でございますが、これらのことを踏まえまして、地元説明会までは開催しておりませんが、所管課として一旦条例を廃止し、普通財産に移行させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 分かりました。しかしながら、やっぱり地元説明会をしなくて、条例廃止をするということは、本当に残念なことだと思います。

次の質問に移っていきますけれども、それでは、次に、（2）番と（3）番を併せてちょっとお尋ねしますが、この施設は地域の避難所として位置づけてあることから、廃止となれば、防災計画書の位置づけから抹消されるのではないのではないかと心配しております。その場合、

東緑川地区の避難所はどこを考えておられるのか、お尋ねします。

また、グラウンド内には数年前には防災倉庫が設置されました。2年前までは、災害訓練として、その倉庫内の備品を活用し、簡易ベッドやテントなどの組立て訓練が行われていたと聞いております。

しかし、今後、地域の防災訓練等はどこで行うのか、お尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。まず、前半のお尋ねなんですけれども、まず、避難所は安全に避難できる施設の存在が前提となるものでありまして、避難所として施設を維持するものではないということをまず御理解いただきたいと思います。ですので、避難できる施設がなければ、最寄りの安全な施設に避難していただくのが原則となります。

清流館は指定緊急避難場所の位置づけですが、地元から、先ほど議員と商工観光課長も申しましたとおり、施設を使用されていないと、地元のほうでの管理が難しく、今後も使用することができないとの申入れを受けまして、6月1日に開催しました山都町防災会議において説明しまして、防災計画から削除することとしているところです。

地元の方に災害時にはどこに避難されるのかということを問いかけましたところ、近くの沢津公民館、こちらなどに検討するということなんですけれども、町としては、東緑川地区に指定緊急避難場所となる施設が存在しなくなりますので、災害が予測される場合には、清和支所への早期避難を促すこととしているところです。

次のお尋ねの部分で、確かに防災倉庫がございます。グラウンドがございます。当該地区において、この設置経緯としましては、当該地区において過去に孤立した経緯があるということで、町が設置したものになりますけれども、今後も孤立の可能性は否定できませんので、現状を維持して運用してまいる所存です。

地域の防災訓練につきましては、地域の自主防災組織におきまして、期日とか場所、訓練内容を計画して実施していただくことが基本になるかと思っております。

なお、自主防災組織をはじめ、地域等から要望がございましたら、町職員を派遣しまして、防災講話であったり、訓練指導を行うことは可能ですので、訓練内容も含めて、必要に応じ御相談をいただければと思うところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） ちょっと私も、回答ありましたけども、疑問を感じまして、これまでやっぱり鉄筋コンクリートという施設を造った上で、ずっと避難されてきて、水の森体育館もございますが、あそこは赤木川というのがありまして、氾濫するということで、地元としてはあそこの緑仙峡の施設が一番いいと言われています。

施設には50万ほど月にかかるという話を聞いておりますので、致し方ないかなとは思いますが、自主的に避難してといっても、もう年寄りばかりなんですよね。その方たちを自主的に避難しろといっても、到底そういうのは考えられません。夜中とか、かなり災害、豪雨災害が来ま

すので、そういうのはどうでしょうかね。やっぱり避難所として持つとくべきじゃないかと思っているんですけども、そういう方針であれば、今回の議案が出ております条例廃止ですか。それには私も反対していきたいと思っております。

次に、行きます。この地域は、防災災害によって道路決壊や土石流等が発生し、幾度となく孤立された経緯があります。極めて危険な地域であります。町長の提案理由の説明の中にもありました災害への備えをより一層強化する必要性を感じている。早めの避難を呼びかけ、防災情報に関心を持っていただきたいと。地域住民はもとより、キャンプ場のお客さんや釣り客のお客さん等も対象となり、避難所を残していくべきべきであると思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。町といたしましては、この東緑川地区に関しまして災害が予想される場合、孤立の可能性も考えられますので、いち早く清和支所への早めの避難をしていただくということが重要かというふうに考えております。

先ほど、議員のほうからもありましたけれども、この清流館におきましては、土砂災害警戒区域にも入っているということで、非常にいつ災害が起きるか分からない地域内ということでもありますので、町といたしましては、その区域内に防災避難所を設置するというのは非常に危険であるという判断をしているところでございます。

その上で、日頃からの訓練を通じた自助、共助の意識を重要になるかというふうに考えております。避難の在り方、また、総務課防災係に相談をいただきながら、自主防災組織や地域においても十分検討をしていただきたいと思いますし、確かに高齢者の方が多い地域でございますので、なかなか住民だけの避難等についても懸念があるというのは重々承知しておりますので、そのことにつきましても、早いうちから町と一緒にしながら、対策を講じていければというふうに考えております。

先ほど申されました清流館の条例の廃止につきましてですが、これはあくまでも、この観光施設といえますか、商工観光課が管理している施設としての機能を廃止するものでありまして、施設自体は残ります。普通財産として、先ほども総務課長が申し上げましたように、残って、何らかの活用についても含めて、その施設の有効活用等は今後考えていかなければなりませんので、これと条例廃止は別ということで御理解いただければというふうに思っております。

また、キャンプ場等を使用される方につきましては、大雨が予測されるときには、指定管理者において閉館措置や早めの帰宅が呼びかけられております。

避難所として維持していくべきとの御意見に関しましても、災害が予測されるときは安全な施設に避難することが原則となっております。危険区域にある施設を避難所として指定することは避けなければならないということで、改めて御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 行政財産から普通財産に移して、その後の活用はまだあるという話もありましたけども、できますなら、避難所として位置づけてほしいということが願っているところ

ろでございます。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。地域の農村施設等についてお尋ねします。合併以前から農林業に関わる施設として、国庫補助事業を活用し、地域の公民館や改善センター等を建設してきました。建設された施設の管理については、町と地元で契約を交わし、管理されています。

しかし、地元で管理ができない状態になってきた施設がございます。このような施設の管理を、町は今後どのように考えておられるのかお尋ねします。例えば、東緑川滝下の東緑川地区交流促進センター、通称水の森交流館の施設です。これまで緑仙峡開発振興会によって管理されてきました。

しかし、地域の高齢化により、令和7年度末をもって解散されることにより、令和8年度からは管理者が不在の状態になっているわけです。この施設については、地元シニアクラブ緑樹会が毎週水曜日に集まり、100歳体操を9年間活動されてきました。この活動は、テレビや新聞でも紹介されております。毎週、ゆめマートの移動販売も来ることになり、楽しみにしておられました。

しかしながら、活動ができなくなっています。この施設の管理経費については、年間電気料と浄化槽費用で25万円程度です。この25万円が、地元では払えない状態になっているわけです。

町長が就任された当時のやまと広報を拝見しますと、町長公約の4番目に、高齢者が元気で生きがいを感じられる山の都づくり、生涯現役で生活できる健康づくりを支援し、一人一人が生きがいを感じられる社会を目指すとあります。

町の公助として、施設の運営はもとより、健康寿命を延ばすため、緑樹会のような積極的な活動を支援していただきたいと思いますが、町長の考えはいかがですか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。町が整備しました地域の農村施設につきましては、町全体で31施設がございます。地域の交流拠点施設として活用していただいているものでございます。

このうち、御質問にあります水の森交流館につきましては、平成15年度に国の林業木材産業構造改革事業を活用し、整備されたもので、平成16年4月1日より、管理運営受委託契約を緑仙峡開発振興会と取り交わし、地区の交流施設として管理運営がなされてまいりました。

今回、緑仙峡開発振興会が解散するに当たり、水の森交流館を町に返したいという申出があり、契約解除に同意したところであり、解除の経手を経た後、本年5月7日に施設の鍵の返却を受けております。

返却に至った主な要因といたしましては、緑仙峡開発振興会として施設を維持するための経費が賄えないことが主な要因ということでございます。緑仙峡開発振興会におかれましても、これまで緑仙峡フィッシングパークの指定管理者としての収入がございましたけれども、この指定管理をやめられており、維持管理経費を捻出することができないということであるのかというふうに思われます。

水の森交流館の維持管理経費でございますけれども、先ほど議員がおっしゃったように、3年間の平均で年間20万から25万というようなことが必要になるということでございます。管理運営受委託契約には、施設の維持管理に要する経費は受託者が負担すると記載され、山都町農村施設等条例施行規則第5条には、管理委託は無料とし、管理委託業務に要した経費を受託者の負担とすることになっております。

これから先、同じような地区での管理が困難な状況が発生することが予想されます。町といたしましては、地区の交流施設として整備したものでもありますので、引き続き施設の活用が継続されていくよう、様々な観点から必要な施策を検討していきたいというふうに考えております。

また、その施設を利用されておりましたシニアクラブの緑樹会の皆様が、長年100歳体操を継続されて、活動をされており、介護予防において非常に意義があるものであり、参加者の健康寿命の延伸や生きがいがいづくりにも大きな成果を上げてきたというふうに認識しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、管理団体の解散によって水の森交流館の管理者が不在となり、緑樹会の皆様が活動拠点を失われたことは、町としても深刻な問題であると受け止めております。

この課題に対応すべく、町では現在、担当課を中心に、社会福祉協議会と連携しながら、具体的な対策を検討しているところでございます。

具体的には、まず、活動拠点を地域内の別の公共施設などへ移すことはできないか。活動拠点の変更が可能な場合、これまで同様、地域の方で送迎支援の継続をお願いできるか。また、新たなサロン活動の立ち上げに当たっては、熊本県共同募金会や県のサロン活動支援事業など、費用面でも支援を受けられる可能性もあります。

これらを進めるに当たり、特に大切なのは実際に活動されております緑樹会の皆様や地域区長、民生委員など、関係者の皆様の御意見や御要望を十分に伺い、それを反映した形を進めることだというふうに考えております。近々、担当課が関係者の皆様と協議の場を設け、具体的な方針について意見交換を行う予定となっております。

今回の緑樹会の活動休止はほんの1例で、町全体を見ましても、年々シニアクラブの会員が減少しているのが課題となっております。活動休止や解散を検討されているクラブもあると聞いております。

こうした中で、地域の高齢者の皆様が安心して活動し、生涯現役として社会に参加できる環境づくりは、町としても引き続き力を入れて取り組まなければならない重要な課題であると考えております。

今後も、町全体の課題として、広い視野を持ちながら、高齢者の皆様がより充実した暮らしを送ることができるよう、具体策を着実に進めてまいりたいというふうに思いますので、議員並びに地域の皆様の御協力をお願い申し上げます。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 今後、協議を設けて意見交換をするという話が進んでいるということでございますので、できるだけ地元の意見を住民を含んでいただきながら、進めていただきたい

と思います。

それでは、3番目の質問、天昇苑勤務職員の雇用体制の見直しと施設修繕等についてお尋ねします。天昇苑の職員につきましては、お二人勤務されております。その職員の雇用契約内容については、委託契約を結んでおられると思います。その契約内容をお聞きしたいと思います。また、近隣施設の雇用体制等も調査していただき、お示しいただきたいと思います。

また、関連しまして、火葬される数字も分かればお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 環境水道課長、菊地勝也君。

○環境水道課長（菊地勝也君） お答えいたします。清和天昇苑の職員につきましては、2名体制で業務を行っており、職員と業務委託契約を結び、月額報酬に火葬1件につき2,100円、税込みを加算した額をお支払いしています。

また、近隣施設の雇用体制等について調査したところ、益城町の益城斎場は益城、嘉島、西原衛生施設組合の運営で、正職員2名、会計年度任用職員1名、シルバー人材センター2名、令和7年度の火葬の件数は516件です。

次に、美里町の寂静の里は宇城広域連合の運営で、正職員2名、会計年度任用職員2名、火葬件数は665件です。

次に、南阿蘇村の南阿蘇霊照苑は、阿蘇広域行政組合の運営で、会計年度任用職員3名、火葬件数は251件でございました。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 近年、年間通じて死亡者が増えており、特別な業務内容であると思います。環境衛生施設の説明資料の中では、令和6年度火葬実績は398体、うち地域外が46体であると承知しています。

年間通じて火葬依頼があり、職員も休むにも休めない状況ではないかと思われます。山都町の公共施設の中では、この施設だけが委託契約での形態だと思えます。平成6年に清和天昇苑の新たな施設となり、32年間たっています。旧火葬場から新火葬場の管理として、旧火葬場当時から御夫婦が火葬場にお住まいながらの委託業務でした。現在でもその契約内容を継続しているようです。基本給は増額されたとお聞きしていますが、業務体制の改善はなされていない状況だと思えます。

先ほどの課長の答弁では、近隣の施設では広域的な施設の管理であるようです。清和天昇苑も3か町村の一部事務組合への管理だったわけです。

このようなことから、近隣施設管理のような業務体制に検討していただきたいと思えます。例えば、現在の職員を技術職として雇用するなど考えていただき、安心して働ける職場環境を改善していただけないかと思えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。現在、天昇苑における業務委託体制は、先ほど議

員のほうから申されたように、合併以前から長年にわたりまして、業務委託という体制により運営がされており、個人契約により、火葬業務、施設の管理、清掃などを委託している状況でございます。

昨年度の火葬実施日数は216日、火葬件数は、先ほど議員も申されましたが、町内で339件と、特別な業務としての重要性を十分認識しているところでございます。

令和6年度には業務委託費用の見直しを実施し、全国的な賃金上昇を踏まえた適正な報酬体制へ改定を行い、業務環境の改善を図っており、現行の体制で適切な業務運営が実現できるとの認識をしているところでございます。

一方で、議員が御指摘されました会計年度任用職員制度の活用につきましても、今後有効な選択肢ではあるというふうに認識しているところでございます。

そのためにも、今後、先ほど一部事務組合等の事例を挙げましたが、ほかの自治体の事例や施設運営状況を参考にしながら、さらなる効率化と適切な運営体制の整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 御検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、（3）番目の、この施設は32年間ほどたっています。死亡者増加により、町内外からのお参りで施設利用者数も併せて増えているところです。施設が古いため、毎年毎年修繕費を計上しながらの運営と思います。

先日、私も施設を利用することになりましたが、お参りの方でコンビニに行ってくるというものですから、理由を聞きますと、トイレが汚いということでした。冷たい便座には便座シートを張ってありますが、あのままでは座る気はしません。トイレでも快適に使用していただくためにも、洋式のウォシュレット付きの改善等が必要だと思います。

まずは、女性のトイレから随時、予算の範囲内で改修していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 環境水道課長、菊地勝也君。

○環境水道課長（菊地勝也君） お答えいたします。現在の天昇苑のトイレの状況ですけども、男性トイレが小便器が3、大便器が和式1、洋式1、女性トイレは和式1、洋式1、子ども用の小便器が1、多目的トイレにつきましては洋式1となっております。洋式トイレについては、ウォシュレット等がついていない状況でございます。

トイレの改修等については、要望等が上がっているのは承知しておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 火葬場には親戚の方たちが全国から来られます。快適な環境整備をお願いしたいと思います。

それでは、4番目の質問、ふるさと納税第三者委員会の報告を受けて、職員等の処分内容につ

いてお尋ねします。

去る5月27日にふるさと納税第三者委員会の調査報告が提出されました。その調査内容では、4つの点を報告され、原因の一つとして、情報共有が担当課のみにとどまったガバナンス不全とあります。さらには、職員個々の過失ではなく、町の組織全体の責任と結論づけてあります。前回の議会では、町長及び副町長の処分の提案があり、可決されました。

報道によりますと、町長のお話では、職員の処分については、報告の内容を踏まえ、適切に対応するとのことでした。報告書を受け、今後職員に対する処分については、担当課のみの処分なのか。組織全体での処分なのか、会計年度職員までなど、方針をお尋ねします。

さらには、当時の町長、副町長及び退職した課長級等の責任問題はどうか考えておられるか、併せてお尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。ふるさと納税第三者調査委員会の報告書を受けまして、町としても今回の事案を深刻に受け止めております。

報告書で指摘のありました、先ほど議員がおっしゃったガバナンス不全という点につきましては、町の組織全体としての課題であると認識しております。

今後の組織運営の教訓として、適切に活用するため、当時の対応状況等に係る問題点や、実務の在り方等を再確認しまして、改善を図ってまいります。

職員の処分につきましては、報告書の内容を踏まえた上で、規定に基づき、公平かつ慎重に判断し、対応してまいります。当時の町長、副町長、退職した職員につきましては、処分というお尋ねなんですけれども、こちらがもう既に退職されております。直接的に処分を行うことは、制度上ちょっと困難かと思っているところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 了解しました。

それでは、ふるさと納税の再開についてですが、令和9年10月1日を開始とすれば、1年4か月余りとなります。来年の再開を見据えて、今後の取組については、提案理由の説明の中にありましたが、再度、現在どのような新たな取組を計画されているかお尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 政策推進課長、山下公司君。

○政策推進課長（山下公司君） それでは、お答えいたします。ふるさと納税制度につきましては、町の地域振興や財政基盤の強化に向けて取り組んでまいりましたが、令和7年9月26日付の総務大臣通知により、ふるさと納税指定団体の取消処分を受け、現在に至っているというところでございます。

本町としましては、指定団体取消後、最優先事項としまして、ふるさと納税返礼品提供事業者支援策を実施すると共に、第三者委員会を設置し、並行して、役場内業務執行体制の検証と体制改革の検討を進めまして、本年度、庁内の機構改革を含め、ふるさと納税に係る体制づくりを実施してきたところでございます。

現在の取組に関しましては、昨年に引き続き、返礼品提供事業者向けの支援策を最優先事項に位置づけて実施しているところであり、具体的には、新たな取組としまして、販路開拓支援事業補助金を創設し、販路開拓に向けた支援、イベント等による物販、出店支援を通じて、販売機会の創出、販路の確保、拡大の支援を行うと共に、商品開発事業補助金を拡充しまして、新規開発商品や既存商品の改良等の支援を行い、ふるさと納税再開を見据えた各種商品の魅力化や事業規模拡大の後押しを実施しているところでございます。

併せまして、商工会と連携した地元事業者向けの経営相談窓口を設置しまして、事業者の経営課題への対応や新たな商品サービスの創出につながる支援を行っているところでございます。

御質問の来年度のふるさと納税再開に向けた取組ということに関しましては、まず、先般、総務省を訪れまして、第三者委員会の結果報告や、これまでの取組状況を説明すると共に、再開に向けた情報収集を行うなど、国との信頼関係の回復に努めているというところでございます。

再開に向けての事務手続の工程に関しましては、令和9年9月に総務省へ申出書類を提出する予定としております。こちらにつきましては、9月以前には申請書を出せない決まりとなっているためです。

総務省による審査を経る必要がありますので、正式な再開時期は審査結果を待っての決定となりますが、令和9年10月のふるさと納税再開を目指し、具体的な準備を進めているというところでございます。

その準備につきましては、ふるさと納税制度に関する関係法律を再確認し、過去の課題を精査した上で、適切な運用体制の構築を図るとともに、本年度中に返礼品管理や受入れ事務を担う中間事業者をプロポーザル方式による選定に向け、同事業者関連の情報収集を行うと共に、仕様書や募集要項の作成を進めているというところでございます。

早期に中間事業者を選定することによりまして、再開前に返礼品提供事業者との連携を図り、返礼品の審査や品質向上、また、品ぞろえのバリエーションの充実にも力を注いでまいりたいという所存でございます。

これらの取組を通じ、関係事業者の方々と密接に連携しながら、本町の信頼回復を図ると共に、地域の魅力を発信する返礼品の充実に努め、ふるさと納税の活用を通じた地域貢献及び本町経済の活性化の促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

引き続き議員の皆様並びに関係者の皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 来年に向けてしっかりした計画がなされているようですので、安心しております。執行部が提案された返礼品が売れますように、ふるさと納税の税金が多く納税されるよう期待したいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、5番目の質問に移りたいと思います。民営化した通潤山荘の当時の契約内容についてお尋ねします。

通潤山荘には、昨年2月、私の地元の組の祭りがありまして、13名ほど予約を取って、食事会をしました。料理も接待もまずまずよかった感じがしました。

しかしながら、最近の通潤山荘のインターネット等での評価では、低い評価が公表されています。以前、宿泊を利用していた知人も、料金が高いことや高速道路ができたこともあり、熊本市内に宿泊するようになりました。

そこでお尋ねします。経営難により、通潤山荘は東京の民間会社に譲渡されましたが、その後、町としてはどのような関係を築かれているかお尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えします。通潤山荘につきましては、民間施設になったとはいえ、町内で最大の宿泊施設であり、町の重要な観光拠点であるという認識に変わりはございません。民間経営だからこそその通潤山荘を拠点とした観光施策の展開を町として期待しておりますし、町民の皆さんの期待も高いものがございます。

町長、副町長、担当課としましても、何度も町民の皆さんからの声をお伝えさせていただいております。そのような関係性は有しているところでございます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 次に、当時の譲渡契約内容では10年の間に双方の協議結果次第では、町に譲渡してもよい契約を交わされていると聞きました。実際そのような契約をされているのか。契約されていれば、その内容をお尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えします。契約の内容について御説明いたします。令和5年第6回臨時会におきまして、財産処分について議会の承認をいただいたことを受けまして、町有財産売買契約をエネルギープロダクト株式会社と締結させていただいております。

御質問に関連する売買契約の条項について、簡単に御説明いたします。

まず、この売買契約の第15条におきまして、所有権の移転禁止が定めてございます。これは、引渡しから10年間は所有権を第三者に移転してはならないというものでございます。

次に、第16条におきまして、買戻し特約について定められております。これは、第15条で定めた所有権の移転禁止義務に違反があった場合、町が物件を買い戻す権利を有し、その権利を登記するという内容になります。

ただし、10年間所有権移転禁止義務に違反がなければ、買戻し権の有効期限も終了する旨の記載がございます。買戻し権を登記することで、相手方は売買物件の引渡しから10年間は山都町以外に所有権を移転することはできないということになっております。

次に、第17条におきまして、契約の解除について定めがございます。これはエネルギープロダクト株式会社が、町有財産売却募集要項に示した条件に違反した場合に、この売買契約を解除する権利が町にあるという内容になります。

募集要項に示した条件といいますのは、簡単に申し上げますと、物件の購入者は物件の引渡し

から10年間は旅館業法に定める旅館、ホテル業を運営すること。また、同じく引渡しから10年間は、公衆浴場法に規定する浴場業を運営することとあります。

つまり、物件の引渡しから10年以内に旅館、ホテル業と浴場業を運営できなくなれば、売買契約を町が解除することができるという内容になりまして、それ以外の理由による解除はできないということになっております。

その他、買戻し権や解除権を行使した際の返還金の規定や原状回復義務、違約金等に関する規定もございます。町有財産売買契約の一部について、概要の御説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） いろいろ、この契約の中で結んであるようです。令和5年の6回の財産処分ですかね。ですから、6、7、8、9、10、5年間ですね。あと5年間で10年経つということになると思います。

そのような中で、東京の会社に譲渡されてから、施設には相当な投資がされているようです。お互いの協議次第と思いますが、通潤山荘を今後、町として買い戻すような計画はないのか。町長にちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。ただいま担当課長が説明しましたとおり、相互の協議によって物件の移動等が行われるものではなく、あくまでも相手方に何らかの事情が生じなければ、買戻しや売買契約の解除の効力が発生しないという契約内容になっておりますので、買い戻す計画というものは現時点ではございません。

また、民間施設でございますので、町がその運営に直接介入することはできないことも承知しておりますが、これまでも、町民の皆様から通潤山荘に対する多くの御意見をいただいております。

私といたしましても、その都度、社長にも内容をお伝えし、改善できるところは改善をお願いをしてきたところでございます。

通潤山荘は町民に対する福利厚生施設として、また、観光振興の核となる施設として、山都町を牽引する役割を担ってほしいと多くの町民の皆様が期待されておりますので、地域住民や観光客の満足度向上につきまして、情報交換を行いながら、よりよい施設運営を行っていただけるよう、これからも建設的に対話をする機会を設けていきたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 町長もいろいろ話をされているということを聞きました。できるだけ、安価な料金で多くの皆さんに泊まっていただきたいというのが私たちの願いですので、実現に向けて頑張っていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。前回の一般質問時に、令和8年度の町長の肝煎り事業についてお尋ねしましたが、第三次総合計画の話で終わったような気がします。基本的にはそうなんだろうが、今後の2年間は折り返しの重要な期間ではないかと思います。坂本町長になってよ

かったと言える何かを示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。私が町長に就任し、現在、任期の折り返し点として重要な時期を迎えております。

この機会に改めて、町長としてどのような山都町づくりを目指していくのか、その方向性と具体的な取組につきまして、話をさせていただきたいと思います。

新たなスタートを切りました第三次山都町総合計画に基づき、本町の将来像である山の都の魅力を生かし、みんなで築く、誰もが住みたい町を目指し、本町の魅力を生かした町民全体で築く誰もが住みたい町を実現するために、計画内で掲げた3つの重点目標と6つの基本目標に沿った施策について、実効性を持って展開しているところでございます。

この総合計画には、恵まれた地域資源や豊かな自然を基盤にした山の都づくりの理念が込められており、町の基幹産業である農業や林業の振興、商工業や観光産業の活性化、歴史文化遺産の保存活用、そして地域経済の循環を目指しております。

具体的には、昨年8月の豪雨災害からの復旧を最優先課題として位置づけ、一刻も早い復旧を進めることで、山都町の農業や地域の基盤を支えるインフラの整備を進めてまいります。

また、中央グラウンド周辺整備事業や通潤橋周辺整備事業の完成を迎え、これら新しいインフラを最大限に活用し、町全体の発展に寄与する施策を計画的に展開してまいります。

さらに、昨年度から取組を本格化している移住定住施策や空き家対策においても充実を図っており、新たな取組として民間分譲宅地開発支援を開始いたしました。移住者のニーズに丁寧に寄り添いながら、移住定住を推進し、若い世代にも選ばれるまちづくりを進めてまいります。

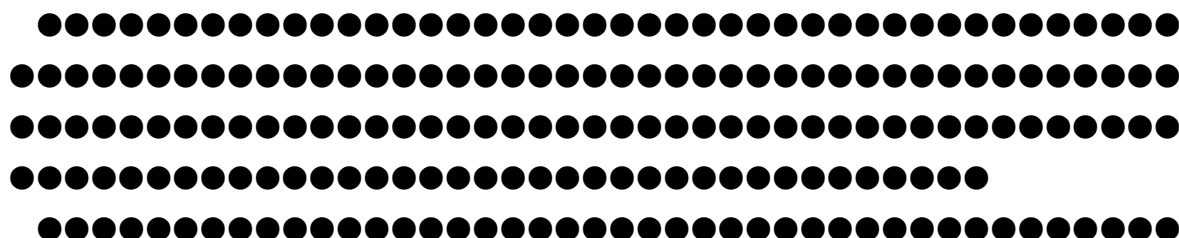
特に私が重要視しておりますのが、町の子どもたちの健やかな成長を支えるための教育施策です。本年度より小中学校の学校給食を無償化とすることで、家庭の負担を軽減し、子育て世代が安心して暮らせる環境整備を先行して取り組んでおり、各種施策と共に推進してまいります。

また、本町から指定が取り消されておりますふるさと納税制度の再開に向けた準備も進めており、喫緊の課題を着実に進めていく所存でございます。

これら一つ一つの施策が山都町の未来を切り開く重要な取組であるため、町民の皆様と共に全力で歩み進めてまいりたいと思っております。引き続き、本町の発展に向け、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（飯開政俊君） 3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 町長の折り返し施策、第三次総合計画を基本にやっていくという、慎重な体制でやられるということでございます。



ます。

次に、将来に夢と希望を持つ子どもが育つ山の都づくりでは、こどもまんなかSDGsサマースクールを継続し、矢部高校応援事業や英語検定受講料補助を拡充し、子どもたちの学力向上と可能性を広げる取組を強化しております。また、義務教育学校整備に際し、学校教育課に義務教育学校整備室を設置し、整備を加速させております。

次に、高齢者が元気で生きがいを感じられる山の都づくりにおいては、医療Ma a S事業の実施場所の拡大を図り、医療体制の強化と健康づくりの環境整備を進めております。令和7年度以降は民間医療機関とも連携し、事業を展開しております。

次に、自然環境を守り、安心して暮らせる山の都づくりでは、ごみ減量化対策を強化し、環境保全に向けた施策を引き続き推進してまいります。

次に、自然と伝統文化を後世に受け継ぐ魅力あふれる山の都づくりでは、観光情報の発信をSNSなどで強化し、観光DX事業を展開中であります。また、重点プロジェクトである通潤橋周辺整備事業が完了しました。今後は、既存施設やランドデザイン施設を活用した集客施策を展開してまいります。

次に、公共インフラの整備を進め、住みよい山の都づくりにつきましては、これまでの災害復旧を着実に推し進める中で、町道整備なども確実に実施してきました。また、九州中央自動車道の早期整備促進のため、期成会と連携し、要望活動を進めてまいりました。併せて移動販売車を活用した買物支援事業の維持など、日常生活を支える施策を継続的に取り組んでおります。

次に、地域経済の好循環をつくり、活気あふれる山の都づくりにつきましては、空き家バンクの創設や空き家解体補助金の創設、移住定住者向けの住宅改修、購入補助の拡充、そして今年度は宅地造成開発の支援を始めました。これらを積極的に活用いただくことで、より一層の移住定住施策を進めてまいります。企業誘致は継続的に検討を進め、新たな働く場の確保につなげてまいります。また、スポーツ、文化合宿助成金を通じ、地域経済のにぎわい創出を図ってまいります。

最後に行財政の見直しを行い、住民に寄り添った親しみある山の都づくりでは、窓口業務の効率化やDX化に取り組み、住民対応の充実を目指しております。また、町有林を活用した財源確保のための体制づくりも実施し、持続可能な財政運営の実現を図っているところでございます。

引き続き町民の皆様と連携を大切にしながら、政策の実行に努めてまいりたいと存じます。改めまして、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（飯開政俊君） 9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） 町長の1年目には、梅田町長の予算そのままだなというふうに感じておりました。2年目の令和7年度のときは、さっき言われました宅地造成の可能性のあるところを探すというところで、300万ぐらいの予算が出ておりました。それも結果がまだ全然我々には見ておりませんが、何もなかったんじゃないかという心配をしておりました。そして、8年度では、業者による宅地開発に1区画100万円という、さしより5区画分500万という予算でござい

先ほど述べられました様々な施策一つ一つを見ますと、非常に金額が小さい、目立たない施策ではなかったらうかと思います。

先ほども増田議員からありましたが、少子高齢化、高齢化も非常に人口が減りつつあります。そのために、介護事業者は仕事がだんだん減ってきて、競争が激しくなり、大変だというような話も聞いております。子どもたちの人口減、そして老人の人口減、やはり最大の問題は、若者の人口減だろうということは、先日、町長も言うておられましたが、それに応じる対策というのが、何か大きな対策が見えておりません。町民にも見えないだろうと思います。

町長は何をされているかというような思いが募っているのではないかと思います、それについてお考えはありますか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今、議員のほうから御指摘いただきましたように、山都町の最大の課題は少子化ということになるというふうに思っております。

町内の人口が現在1万1,000人を超えるところまで減少をしている中で、子どもの数が特に減少しており、今後非常に人口減少に拍車がかかるのではないかとこのように考えております。

そういう中で、この子育て世代がいかにこの山都町に住んでいただけるか、これを進めることは非常に重要なことであるというふうに思っております。

そのためにも、先ほど申し上げましたように、住環境の整備を今後しっかりと進めてまいりたいということで、これまで予算的には多くはつけておりませんが、少しずつでも可能性を調査しながら、ある程度財源の見通しもつけて、今後しっかりと、早急にこの若者定住を進められるようなまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（飯開政俊君） 9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） 思っておられるというのは分かります。そのために何をするかというのが、やはり今年予算じゃ500万しか上げてないということで、500万の5戸が対策になるかということですね。いかがでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。山都町の財源は非常に自主財源が厳しい中、多岐にわたるこれまでも行財政の運営に当たってきたところでございます。これまで行ってきた、合併以降21年間行ってきました事業の継続ということも私は重要であるというふうに思っております。

そういう中で、今後におきましては、財源をもう少し確保しながら、今御指摘のあるような若者定住に向けた住環境整備等にもっとお金がつけられるような体制をつくりたいと思っておりますが、現時点といたしましてはその財源が見いだせていない状況であります。これを国県にもいろいろ働きかけをしながら、今後できる限り財源を確保し、早急にそういった整備が進められる、まちづくりが進められるように進めることが重要であるというふうに思っておりますので、より一層、執行部一丸となりながら、この取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（飯開政俊君） 9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） もう緊急事態というような状況じゃなかろうかと思います。保育園の閉園のことですが、利用者からは、子育てをしやすい環境が少子化対策ではないかというふうに言われます。確かにそうです。目の前のそれができなくて、そして、少子化対策をしますというのが非常に矛盾しているというか、この人は何ば言いよんなってだろうかって、町民から見られやせんかというふうに思いますが、町民に納得のさせるような説明をいただきたいです。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、私の公約の一つに、子育て家庭が安心して生活できる山の都づくりを掲げております。その実現に向け、保育事業の充実や子育て環境の整備を重要課題として認識し、全力で取り組んでおります。

特に少子化が加速する現状では、子どもを安心して産み育てられる環境づくりと意欲的に働ける社会環境の整備が一層重要であると考えております。

議員の御質問のとおり、本町は広大な土地に集落が点在しており、保育園の集約により、地域の子育て環境への影響が懸念される状況にはございます。

しかしながら、町立保育園の再編につきましては、園児数や出生数の減少という現実的な課題に対応するため、令和5年度に山都町公立保育園の在り方検討会に諮問し、その答申を基に、令和6年2月に、町としての再編方針を正式に定め、現在その方針に基づいて、一旦、保育園の集約を進める施策を実施しているところでございます。

再編に際し、少子化対策への影響を懸念する声を重く受け止めながら、子育て環境のさらなる充実を図りつつ、慎重に対応してまいりたいと思っております。

また、町では、少子化対策を総合的に推進するため、子育て支援策の充実を図ってまいります。これまで出産祝い金や医療費の無償化、各種検診事業の充実に加え、今年度からは小中学校の給食の無償化や保育園の通園支援助成事業を開始するなど、子育て世代の負担軽減を行います。

これらの取組を着実に進めることで、保育事業の充実と子育て環境の整備、さらには少子化対策の推進を両立させ、子育て家庭が安心して生活できるまちづくりを実現してまいりたいというふうに思っております。

○議長（飯開政俊君） 9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） 充実とか言われますが、なかなか具体的なことは述べられません。保育園の送り迎えの費用の経費を出すとか言われましても、それも僅かなことですよね。町民が、ああ分かりました。それならば、新しい保育園に行きますというような説得あるような理由というか、原因が欲しいと思います。

義務教育学校においても、清和のほうに監査で行きますと、先生も事務の方も何か遠慮されております。後から、ここは建て替えられるから、我慢しますとは言われませんが、我慢されとるわけですよ。そこまで期待されておった状態ですが、全く進んでおりません。

このようなことが町民に対しても、町に期待ができない、自分の教育のためには町外に転出しようかというような動機になりやせんかと思います。

そういうところをしっかりと締めていかんと、なかなかいろいろ網羅的に言われました施策が、

無駄に終わってしまいやしないかと思います。また、財源がなければ、どっかを切らんといかんわけですよ。町長は今まで、何を廃止します、やめますということは一言も聞いておりません。その点ではいかがでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。議員が御指摘のとおり、義務教育学校につきましても、これまでもなかなか先のほうに進めてない。このことによって、町民の皆様方が先行きが見えないということで、御不安をお持ちであるというのは重々私のほうも感じているところでございます。

ただ、この施策を進める上では、しっかりとこのことについて段階を踏みながら、町民の皆様方にお示しができる段階で行かなければ、スピード感だけでは私はいけないというふうに思っております。

財源の削減ということにつきましても、なかなか見えるところではされてないという御指摘でございますけれども、全庁的にいろいろと効率的な財政運営には努めながら、現在山都町では100億を超えるような一般会計の中で運営をしているところでございます。自主財源が少ない中、交付税等も活用して、しっかりと今取り組まなければならない課題について、まずは取組ながら、新たな事業については今後しっかりとそこを進めていくということで、着実に進めることも私は大事だというふうに考えております。

何もかも切ってしまうと、新たなことだけをすればいいというふうには感じておりませんので、そういったことをしっかりと、全体の町の中を見ながら、必要に応じて削減できるところは削減し、そして、取り組むべきは取り組むということで、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） 急いだらいかんと言われますが、もう義務教育学校8年たちました。私たちが総務常任委員会で産山村に研修に行きました。すぐ取りかからんといかんというような感じで帰ってきましたが、8年が過ぎてしまったわけです。急ぐといかんじゃなくて、急がんといかんと思います。

しかしながら、急速な少子化で、どのような教育体制がいいかというのは、なかなか判断できないかと思いますが、検討委員会等の返事を待つじゃなくて、町長の個人的な意見としてはどのようにお考えでしょうか。義務教育学校を含めてです。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 義務教育学校は本町の減少する児童生徒への対応として、教育環境の充実に向けた取組として、教育委員会が主体となって協議を進めていただいているところでございます。

教育長、教育委員の皆様とは、年に数回開催いたします総合教育会議や様々な場面で意見交換をするなど、本町の学校教育の現状や課題等につきまして、情報共有を行い、その都度対応等について協議し、本町の教育行政の推進を図っているところでございます。

義務教育学校につきましても、状況や課題について協議を行っており、清和、蘇陽地区の義務教育学校につきましても、一番の課題であります学校設置場所の調整が現在まだまだ難航しているところでございます。皆様に開校時期をお示しすることができない状況でもあります。

今年度は機構改革により、学校教育課に義務教育学校整備室を新たに設け、これは本町に義務教育学校の整備を行うこととして、今回新設をさせていただいた部署でございます。

義務教育学校の設置は、今後も減少が見込まれる児童、生徒、また、先ほど御指摘がありました老朽化した学校施設、また、教育現場を支える人材不足への対応として、既存の小中学校を統合して設置するものでございます。

本町の児童、生徒の教育の充実を目指し、よりよい学校整備を図り、学びの充実を図ることが重要であるというふうに考えております。

少子化がかなり進む中で、現在、清和、蘇陽地区での義務教育学校を進めているわけですが、令和7年の出生数を見ますと、清和、蘇陽で4名ということで、激減している状況でもございます。

そういう中で、この義務教育学校を基本的にはこれまでのことを進めつつ、また、新たないろいろな対策ができないか。そういうことも含めまして、この山都町に住む児童、生徒が安心して教育が受けられる体制を、この義務教育学校を中心ではございますけれども、広く、今後検討を進めてまいりたいということで、各課と連携をして進めてまいります。

○議長（飯開政俊君） 9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） 町長は具体的にどうお考えかというのを聞いたところなんですけれども、ありませんね。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 繰り返しになりますけれども、町にとっての教育環境というのは非常に重要であるというふうに思っております。

その中で多くの方が考えられている今後の教育環境をいろいろと私なりに理解をしながら、今後、ここで住みたい、若い世代の子育て世代がここで子どもを育てたいというような環境をつくるためには、この学校教育環境というのは非常に重要でございますので、これはもう、まだまだいろんな情報も入れながら、広くそこは私なりに整理をし、具体的な方針を示していければというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） 具体的にどのような学校を私はつくりたいというような言葉が本当は欲しいわけです。

次に、行きます。通潤橋周辺への大きな投資というのは、風景も変わるぐらい大きな改善をもたらしました。今後ますます来客が増え、にぎわいが増え、潤ってくるかと思えます。この恩恵を町内全体にもたらせばよいのですが、今後の町内全体の振興をどう考えておられますか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今回のグランドデザインに基づく観光の拠点とな

る道の駅通潤橋や、物産館等の通潤橋周辺整備事業、加えてスポーツ拠点となる運動公園施設整備の効果を町全体に波及させることは、町の持続的な発展を図る上で極めて重要であると認識しております。

そのため、まず、今回のグランドデザイン施設を本町の活性化に寄与する拠点として機能させ、ここを起点として町全体の発展につながるよう、長期的かつ計画的に波及効果を求めていくことが現実的であると考えております。

将来の方向性としては、この整備による付加価値を生かしながら、観光振興、スポーツ振興や経済活動の連携を推進する取組をこれまで以上に推し進めていきたいというところでございます。

具体的には、観光客が山都町内に消費を促進する仕組みづくりを行うこととし、グランドデザイン施設等で開催されるイベントや実施される事業、また、グランドデザイン施設と既存施設との連携を含め、町の魅力を包括的に引き出す形で運営していくことを目指していきたいと思っております。

例えば、町内で生産される多様な特産品について、一体的なブランド力の向上へつなげていくことを目指します。さらに、内外に対する情報発信の強化を図り、山都町全体の魅力について統一感を持って打ち出すことで、観光客の誘致や経済活動の拡大を目指してまいります。併せて町内に点在する観光資源や文化資源を相互に関連づけ、一体的な町内の観光ルートやイベントプログラムを企画する取組も推進してまいります。

グランドデザイン施設を核としながら、清和文楽やそよ風パーク、また、蘇陽峡といった観光地をつなぐルートを構築することで、町全体を訪れる観光客の回遊性を向上させ、地域経済の活性化を促進していくことが可能となると考えております。

観光資源や文化資源などを有効に結びつけることによって、町の魅力を向上させ、集客につながると共に、経済波及効果を求めていきたいと考えております。

本町のポテンシャルの高い多様な資源や可能性を最大限に活用しながら、それぞれの素材の魅力を一体化した形で、イベント力の強化やPRなどを行い、持続可能な発展を推進してまいりたいと考えております。

○議長（飯開政俊君） 9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） 町内全体に恩恵をどうもたらすかというのは、町が農業主体の町だと言われますが、そうすると、農家1軒1軒にどうやってその潤いが届くかって、それを具体的に考えてほしいというふうに思っております。なかなか金のかかることでございますが、観光は観光ばかりじゃなくて、観光と経済は一体でお願いしたいと思います。

次に、総合計画、私あまり好きではない総合計画ではございますが、これを読みましたというか、ぱらぱらとめくったところに、町道の改良目標値ということで、114ページに、四十数%って書いてありました。それが5年後には四十数.5%とかいう、計画的に各地の町道の整備を図ってまいりますと言われますが、実際にはほとんど進まないというのが現状のようです。この数字を見て、唖然としました。地元のことを言うとおかしいですが、毎年その部落の人たちは

町長室に行ってお願ひされます。願ひします、願ひしますと言って。その後、僕に向かつて、あんた町議の何人目だったかいとか、もちっとガツンと言わんとかとか、いろいろもう不満たら言われます。それはもう40年、50年ずーっと続けてこられたんですが、この総合計画を見ますと、20年たってもあと10%は伸びらんだろうと思います。これがですよ。通潤橋周辺には莫大なお金を投資されます。

しかし、国道、県道から離れた奥のほうに住む人ほど、小さな荒れた道で危険な目に遭って、通行されているわけです。その人たちの交通の安全さえ保障できないんですよ。どのように考えられますか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。ただいま議員のほうからもありましたけれども、現在、町の町道につきましては、1級町道、これは幹線道路でございます。それから2級町道、準幹線道路、それから、その他道路ということであります。この町道が全部で1,051路線ございます。全延長で申しますと、942キロメートルの町道を町のほうで管理をしているところでございます。この改良率というのが現在では42.5%ということで、まだまだ未改良区間というのが540キロが残っているという状況でございます。

これは合併以前から改良を行っているにもかかわらず、なかなか全線開通に至っていないという路線ばかりであるというふうに私も認識しているところでございます。改良工事のほかに、現在は舗装更新、それから、道路のメンテナンスということで、橋梁補修、トンネルの補修、除草委託、また、維持管理というようなことを行っております。

本年度の土木予算につきましては、令和7年度災害からの復興を重点目標に位置づけておりまして、早期復旧に努めているところでございます。

道路改良事業につきましては、国交省、また、防衛省などの補助事業に依存している状況であり、要望額に対して満額回答をいただけていない状況でもございます。

本町におきましては、急峻な地形にあり、事業単価が不利な状況であることを国、県、関係機関に説明をし、予算獲得にこれまでも努めてきているところでございます。なかなか国のほうでも公共工事のほうで、いつも申されるんですけれども、前年対比、もうほとんど前年から変わらない予算は確保していると言われます。

しかし、近年の物価高騰等により、実質的な配分額による完了に向けた予算額というのは、ほとんど短くなっているような状況でもあり、また、先ほど申し上げましたように、これまで造ってまいりましたインフラの維持管理、老朽化による維持管理のほうに国のほうの予算が流れているということで、改良予算については減少傾向にあるという状況でございます。

全国的にこの地方をいかに活性化していくかということにつきましては、道路というのは非常に私も重要であり、これを一日も早く結ぶ必要があるということで、日々、国県に対しましても実状の話をさせていただいているところでございますが、現実的には満額回答がいただけないという状況でもございます。

私の公約にも挙げております公共インフラ整備を進め、住みよいまちづくりをしたいという気

持ちは十分ありますので、今後とも、九州中央自動車道、また、国道、県道、それから町道、全ての道路に対しまして整備が行き届くような予算確保には努めてまいりたいと思いますが、一足飛びにはなかなかこれが解決していないという事実も御理解いただければというふうに思いますので、皆様方のまずは災害復旧からを進めながら、それぞれの生活拠点であります道路の整備をしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（飯開政俊君） 9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） なかなか地元の住民にこのことを説明するのは難しゅうございます。町長のますますの努力をよろしく願いいたします。

次に、ふるさと納税関係ですが、第三者委員会を設けられた理由には、総務省や県からの要望とか意向があったのでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。このたびのふるさと納税指定団体取消しにつきましては、町にとって大変重大な事案であり、原因の究明と改善策の検討に際して、透明性や客観性を確保することが求められると考えてまいりました。

令和6年9月に、総務省のほうからこのお話をいただき、また、総務省の方々ともお話をする中で、しっかりとこの内容を検証し、今後の対策に講じていただきたいというお話はありましたが、町といたしましては、内部組織等の問題調査に際しまして、当該組織の関係者のみで進めることは、現在の社会情勢から見ても透明性や客観性に欠けるということで認めていただけない懸念を抱き、外部の専門家で構成する第三者調査委員会により調査していただくことが大事であるというふうに、私が判断したところでございます。

さらに、原因究明の後、具体的な改善策を実施するに当たり、幅広い視点や専門的知見から、より実効性と信頼性の高い提案をいただき、活用していきたいという考えから行ったものでございます。

中村議員も含め、監査委員による行政監査報告及び、第三者調査委員会の報告書の指摘事項を真摯に受け止めまして、行政の責務を果たしていくべく、信頼回復と再発防止に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） 取消しを受けてすぐさま、返礼品事業者に対して販売促進会等が続けられました。その効果、また、業者の要望に業者が満足されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。町では、ふるさと納税の指定取消しの影響を受けた中で、ただいま議員のほうからもおっしゃっていただいたように、事業者の課題や不安、町への御要望について把握するため、説明会の開催、アンケート調査、さらには、職員による直接訪問といった取組を通じて、事業者の声を丁寧に収集してまいりました。

それらを基に施策の検討を進め、具体的な支援策の実行に着手しております。例えば物産、物

販の拡充や、商品を広く認知していただくための地元イベントへの出展、他市町村への出展機会の提供、さらには関西や首都圏をターゲットとした販促活動を実施しました。特に、これらの出店期間につきましては、原則ブース料を無料とし、職員も現場に同行するなど、事業者に寄り添った形での支援を心がけてまいりました。

また、地域資源を活用した特産品の販路拡大に向け、新しい視点から施策を展開することにも力を入れております。昨年、熊本DMCとの包括連携協定を締結したことを受け、県内の回転ずしチェーン店への食材提供や、その生産地の現地視察を調査し、町の食材を採用されたところでございます。

これらの取組は、いずれも単なる短期的な対応ではなく、将来につながる長期的な視点を持って進めているところでございます。

町といたしましては、ふるさと納税返礼品事業者だけではなく、イベント等の主催者をはじめとした全ての関係者との連携を強化し、信頼関係の構築に努め、持続可能な販路の確保、さらには拡大を目指してまいりたいと考えております。

現在進めておりますふるさと納税指定取消しに伴う事業者支援に関する一連の取組につきましては、町としましては、可能な限り迅速かつ丁寧に対応していくものであり、情報収集から支援策の実施までの流れを着実に進める中で、事業者が抱える課題や御意向に寄り添った形での施策展開を図っております。

ただ、ふるさと納税指定取消しという影響の大きさを踏まえますと、町としての対応が十分であるか否かにつきましては、今後の施策の効果や取組により成果を見極めつつ、事業者からの様々な御意見をいただきながら判断していく必要があると考えております。

今後も事業者や関係者の皆様と連携を深めながら、より実効性の高い支援策を講じ、地域産業の発展につながる取組を継続して進めていくことで、丁寧かつ適切な対応であったと評価いただけるように力を注いでまいりたいというふうに思っております。

○議長（飯開政俊君） 9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） ふるさと納税制度を再開できるようになったとき、スムーズな運営ができるように準備を始めることは重要でございます。一昨年、総務常任委員会で関東地方にて研修した際、100億円ほどの事業されている自治体の担当者が帰り際に声をかけられました。自前でしなさいということです。40%制限経費のなったときを考えれば、自前は当たり前になりはしないでしょうか。

山都町では無理だと諦める前に、この失敗の状況を見返してやるぞとの思いで、努力、実行していくことが、役場組織の再生、町民との一体感につながり、一つの物語の始まりであり、未来の創造につながるのではないかと思います。この苦境を利用するのも一つの手ではないかと考えております。お互いに頑張りましょう。これにて終わります。

○議長（飯開政俊君） これをもって、9番、中村五彦君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1 時42分

6 月 11 日（木曜日）

令和8年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和8年6月5日午前10時0分招集
2. 令和8年6月11日午前10時0分開議
3. 令和8年6月11日午後2時32分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

7番 眞原 誠議員

6番 坂本幸誠議員

日程第2 議案第35号 山都町介護予防拠点施設条例の一部改正について

日程第3 議案第36号 山都町緑川生涯学習施設条例の廃止について

日程第4 議案第37号 山都町営住宅条例の一部改正について

日程第5 議案第38号 山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第39号 山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第40号 山都町水道事業等給水条例の一部改正について

日程第8 議案第42号 令和8年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第9 議案第43号 町有の組合委託林立木の処分について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（12名）

1番 梶 原 甲 亮

2番 境 公 夫

3番 増 田 公 憲

4番 後 藤 誠 輝

5番 東 浩 昭

6番 坂 本 幸 誠

7番 眞 原 誠

8番 西 田 由未子

9番 中 村 五 彦

10番 矢仁田 秀 典

11番 藤 川 多 美

12番 飯 開 政 俊

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	副 町 長	坂 本 浩
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	工 藤 博 人
清 和 支 所 長	西 田 法 生	蘇 陽 支 所 長	有 働 頼 貴
会 計 管 理 者	高 野 隆 也	政策推進課長	山 下 公 司

まちづくり課長	北 貴 友	町 民 課 長	玉 目 知 穂
健康福祉課長	長 崎 早 智	環境水道課長	菊 地 勝 也
農業振興課長	松 本 文 孝	林業振興課長	村 山 浩 司
建 設 課 長	西 賢	商工観光課長	山 邊 剛
学校教育課長	鈴 木 保 幸	生涯学習課長	平 岡 哲 也
そよう病院事務長	枝 尾 博 文	監 査 委 員	橋 本 由紀夫

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 高 橋 尚 孝 外2名

開議 午前10時0分

○議長（飯開政俊君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

増田公憲議員から発言の申出がっております。発言を許します。

3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 議長の許可がありましたので、発言をします。

私の6月10日の一般質問の最後において、介護事業者の要望活動に関する発言をしましたが、通告外でしたので、発言の取消しを申し出ます。

○議長（飯開政俊君） ただいま増田公憲君から6月10日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、発言の一部を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、増田公憲君からの発言の一部取消しの申出を許可することに決定しました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（飯開政俊君） 日程第1、一般質問を行います。

7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） おはようございます。7番議員、眞原誠です。

昨日の一般質問の中で、今の山都町は緊急事態の状況だという御発言がありました。私もそう感じております。先日、私よりもずっと若い町民の方と一緒にお酒を飲んでいたときに、「もう山都町は崖っ縁で後がないんですよ」と強く訴えられました。今、大胆に手を打たなければ、このまちを未来につないでいくことができなくなる、そういう危機感を私も抱いています。

若い世代の人口をこれ以上減らさないようにするために、今、町が打てる手だては何なのか。

あらゆる角度からの施策が考えられる中、本日は、ここ山都町が抱える、民間・公を合わせました遊休資産、これをもっと有効に活用できないかということを念頭に、空き家の利活用、それから、空き店舗の利活用、そして、公有財産の利活用の3点について質問をいたします。

それでは、質問席に移動します。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 総務省が住宅土地統計調査という5年ごとの統計調査を行っておりまして、直近では、令和5年にこれが行われています。それによりますと、全国の総住宅数、これが6,502万戸だそうです。その前の調査から4.2%、261万戸の増加です。人口減少が続く現在でも総住宅数は増えているということです。

この統計には空き家のデータも載っておりまして、空き家数が約900万戸で過去最多となっていました。前回調査から51万戸の増加で空き家率も13.8%と過去最高です。ただ、ここで言う空き家には、賃貸や、それから売買目的の住宅、あとは別荘など二次的利用のものも含まれていまして、そうしたものを除きます、いわゆる私たちが一般的にイメージする空き家につきましては、385万戸ということで、35万戸の増加、総住宅数に占める割合は5.9%となっていました。

さて、この空き家については、私たち山都町民にとってもすごく身近なテーマになってきています。ただし、空き家といいましても、お住まいにはなっていないなくても、所有者の方が定期的に通われて、そして適切に管理されているものが多いのですけれども、中には長年放置されて地域問題となっているものもあります。

こうした背景の中、町では、昨年、山都町空家等対策の推進に関する条例、これを制定して、町民の住環境、生活環境の保全を推し進めているところだと思っております。

そこで質問なんですけれども、本年度の予算の中に、空き家等実態調査業務、これが委託料として計上されていました。こちら、町内の空き家の全量調査を想定していたと思うんですけれども、現在の執行状況がどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） おはようございます。

お答えします。空き家等実態調査業務につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、国からの交付決定を受けた後に実施予定です。内定は受けているのですが、交付決定は今月中にあるものと思います。交付決定の後には、委託事業者の選定をプロポーザル方式で行い、適切な事業者を選定する予定となっております。

調査の内容としましては、町内全域の家屋を対象に現地調査を実施し、空き家等を特定するとともに、それらの状態を確認し、ランク分けを行います。また、空き家の所有者の特定を進めた上で、本町における空き家に関するデータベースの構築及び空き家等の分布図の作成を実施する予定です。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 交付決定の後の実施ということで、これからだということが分かりま

した。

では、この調査をして、その調査結果を基にランクづけをしたり、データベースを構築したりなさるんですが、その後、どのような空き家等対策を、次年度以降実施される予定なのか、お聞かせください。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） 空き家等実態調査の結果につきましては、令和9年度策定予定の山都町空家等対策計画における各種施策の指標として活用してまいります。また、調査結果に基づき、次のような取組を予定しております。

状態が良好な空き家につきましては、所有者または管理者に空き家バンクへの登録を促し、利活用を進めてまいります。状態が悪く、周辺へ悪影響を及ぼす恐れのある空き家につきましては、管理不全空家、特定空家などの認定を行うほか、必要に応じて除却補助金への誘導を図ってまいります。

また、特に空き家が集中している地区につきましては、地域住民との意見交換などを実施し、課題共有と改善策についての議論を深めてまいりたいと考えております。

これらの取組により、空き家問題への対策を着実に進め、地域の持続可能な発展を目指していきます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 先ほど申し上げました山都町空家等対策の推進に関する条例、これの第1条にも記載があったんですけれども、この空き家が抱える問題というのは、大きく分けて3点あるようです。一つ目が安全性の危機、それから二つ目が衛生、景観の悪化、そして、三つ目が犯罪の誘発ということなんですけれども、安全性の危機というのは、老朽化による屋根や外壁の崩落などですね。それから衛生、景観の悪化というのは、これごみの不法投棄だったり、害虫の発生だったり、あとは雑草が生い茂るといったことですね。ごみの不法投棄に関しては、私の下にも、つい最近なんですけれども、報告、相談があったところで、実際にあるんだなということを認識したところです。それから犯罪の誘発というところで言いますと、不法侵入ですとか、それから放火の標的になる懸念もあるということで、私も心配しているところです。

既にこうした状況にある、あるいは放置すればこうした状況になりかねない物件の早期改善を望んでやまないところではあるのですが、町では数年前から利活用のための空き家の改修ですとか、あとは利用のための空き家の取得、あと老朽化してしまった空き家の除去に関する補助事業等が進められて、今年度も予算化されています。先ほど課長からの答弁にもあった内容かなと思っています。こうした補助金、事業の過去の実績ですとか、あとは現在の執行状況ですね、今年度予算化されていますので、そこについて御説明お願いできますか。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） 空き家等の対策に関する補助金に関しまして、大きく三つの補助金があります。

まず、空き家家財等撤去支援事業補助金です。この補助金は、町内の空き家を活用し、移住定住を促進するため、家財等の撤去、処分を行う所有者や入居者を支援する制度です。補助対象は山都町空き家バンクに登録された空き家で、過去に別の補助金を受けた物件は対象外となります。補助金額は処分及び運搬費用の総額の2分の1で最大10万円です。申請者は、必要書類を添えて申請し、補助金の交付は年度内完了が求められております。また、補助金は同一物件に対して1回限り交付されます。実績としましては、R7が22件、R8、5月まで2件となっております。

次に、山都町空き家改修支援事業補助金です。この補助金は、移住定住促進を目的として、空き家の改修等に関する費用を補助する制度です。補助対象の空き家は空き家バンクに登録された物件で、居住を目的とする物件を改修するための補助金です。補助対象者は賃貸借契約または売買契約が成立した所有者や賃借人で、補助金は対象経費の5分の4以内で最大100万円。過去に同様の補助金を受けていないことが求められます。改修工事は、町内事業者が担当する必要があります。また、補助対象者は、事業完了後5年以上居住する必要があります。申請には事業計画書や契約書、見積書など指定書類の提出が必要となっております。実績としましては、R6が21件、R7、27件、R8、5月まで6件です。

次に、山都町定住支援住宅取得補助金です。この補助金は、町内で住宅を取得した個人に対し、取得経費の2分の1以内で100万円の補助金を交付する制度です。補助対象の住宅は、自己所有の居住用住宅で、新築、建て替え、中古住宅購入が含まれます。さらに、子どもの同居で1人につき10万円、また、町内事業者による施工で30万円が加算されます。申請は登記日から1年以内に必要書類を添えて行い、不正取得や交付日から5年以内での転売の場合は返還義務があります。R6実績、空き家取得が8件、新築が7件。R7の実績です。空き家取得が9件、新築が9件。R8年の5月まで、空き家取得が4件、新築3件となっております。

以上ざっくりとした説明になりますが、空き家に対する補助金については、充実した内容となっておりますので、空き家をお持ちの所有者や管理者の方に対して、広く周知していくことが重要だと考えております。

除去についての補助金については、次の質問でお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 実績を今答弁の中で教えていただきましたけれども、年々、年を追うごとに実績数多くなってるなという実感です。また、令和8年は、これがですね、施行されてから間もないのに、もう既にこういう実績があるというのは、やはり興味、皆様のですね、利用に対する意欲があるのだなと実感したところです。

山都町空き家対策の推進に関する条例、これの第3条のほうには、「空家等の所有者等は、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるとともに、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」というふうに規定がありました。

今御説明いただいた、この補助金は、空き家を所有する方の管理、こちらを軽減して、あるいは、放置状態を改善するための補助金だと理解しておりまして、周知を広げて、さらなる活用が

広がるといいなと思ってるところです。

ところで、次の質問でもお答えするというふうにいただきましたけれども、その前に、特定空家の認定と、それから管理不全空家の認定ということが、先ほど御答弁の中に挙げられてきました。この特定空家と管理不全空家について、できれば御説明いただければなと思うんですね。それから認定の数、こちらのほうも、もし今現在認定されてるものがあれば、教えていただけたらなと思うんですが、そちらも併せてお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） 御質問にありました管理不全空家と特定空家は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた用語となっており、管理不全空家とは、所有者や管理者により適切な管理が行われていない空き家で、建物が老朽化し崩壊や破損の危険性があり、周囲に悪影響を与える状態を言います。特定空家は、適切な管理がなされておらず、崩壊のおそれがあり、著しく不衛生な状態にあって、景観を損なう状態の空き家を特定空家と呼びます。

管理不全空家と特定空家については、山都町空家等対策協議会へ諮問を経て認定するものですが、現在は認定している空き家はございません。特定空家等として認定するためには、町から協議会に該当空き家を諮問し、協議会からの答申を受けて、町が認定するという流れになりますが、協議会への諮問に関する条例が令和8年1月からの施行であるため、現状として認定件数がないということになります。

現在、特定空家などに該当するであろう空き家の近隣住民からは20件ほどの報告があっており、併せて今年度実施する空き家等実態調査の結果なども踏まえ、適切に判断していきたいと考えております。

また、本町では老朽危険空家等除却促進事業補助金を設けておりまして、この補助金は崩壊の危険性がある老朽化した空き家の除却を促進し、住民の安全と生活環境の向上を目指す制度です。補助対象は、町内にある老朽化が進んだ空き家で、所有者または管理者が申請者となります。補助金は、除却に係る費用の5分の4以内で最大50万円が上限となっております。老朽化した空き家をお持ちの所有者に積極的に利用していただけるよう周知していければと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 今御説明いただきました補助金の内容に関して、少し確認させていただきたいんですね。特定空家と認定されるような状態になってしまった空き家、これはもう除去するしかないのだと思うのですけれども、仮にこれから認定を進められるという、そういう御答弁だったかと思いますが、管理不全空家であったり、あるいは特定空家として認定された場合、先ほどの補助金というのは、活用しての除去というのが可能なんでしょうか。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） 所有者や管理者が申請をされれば、それは使えるものという形になっております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 細かく通告項目になかったところだったんですが、御回答ありがとうございます。

すごく気になる場所だったんですよね、認定を受ける前に使わなければいけない、認定を受けたら、もうその補助金使えないということになると、なかなか改善に向かっていくのが難しくなるかなと心配してたところでした。

では、次の質問なんですけれども、数年前から、町では空き家バンクという制度を設けて、貸したい、それから借りたい、あるいは売りたい、買いたいマッチングを行っていると思います。この空き家バンクの現状について御説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） 本町の空き家バンク制度は、町内の空き家を活用し、移住定住や地域活性化を促進する仕組みです。所有者と利用希望者が各自申請し、町が情報提供を行います。平成28年度から制度として始めており、令和5年度時点で、空き家の登録が延べ136件、空き家を求める利用登録者数は延べ253名でした。その後、空き家の登録は、6年度が50件、7年度も50件、空き家を求める利用登録者は、6年度が74名、7年度が70名でした。これは、あくまでも登録件数であり、空き家の売買成立や登録の取消しなどの諸事情がありますので、あくまでも空き家バンクの利用件数ということになります。現在の登録件数としましては、空き家の登録が47件、利用希望登録者数は82名となっております。これまで空き家の売買が69件、賃貸契約は149件となっております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 実績数、今お伺いしましたけれども、私が何となく感じていた実績数よりも、特に売買とか賃貸とかのほうが多かったので、すごく有効に機能してるんだなと感じたところです。

空き家バンク、やはりこういう制度は、できれば本当に悩んでいらっしゃる方はどんどん利用いただいて、有効活用につなげていただければいいなと思っております。

それでは、空き家に関して、最後の質問になりますけれども、現在、建築部材の高騰ですとか、あとは人件費の上昇で、新築住宅の価格が大幅に上昇している、そういう状況だと認識しています。そうした昨今では、家の新築をちゅうちょして、中古の物件を購入してリフォームするという、そうした需要が全国でも増えているようです。

そうした背景におきまして、この空き家に関する需要と、要するに空き家を求められる方と、それから山都町における空き家の供給、空き家を使ってほしいと思ってる方々、そこの状況について町はどのように見ているのかを、これは町長のほうにお伺いできればと思います。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほど申し上げました件数のとおり、移住定住希

望者をはじめ、需要ニーズに応じてきたところでございます。

しかしながら、一方で、空き家所有者側が市場のニーズに合った物件を提供できないケースも見受けられ、供給とのミスマッチが課題となっております。

今後の方針といたしましては、空き家バンクを通じた物件情報の発信を進めるとともに、空き家所有者への適切なアドバイスを行い、登録物件の向上を図っていきたいと考えております。また、移住定住希望者のニーズを把握し、供給側との連携をさらに深めることで、町内の空き家需要と供給のバランス改善に努めてまいります。

このような取組を通じまして、地域活性化及び人口流出の抑制に向けた効果的な空き家の活用を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 例えば山都町に住んでいらっしゃる方がですね、山都町内の家屋を相続した場合、これが負の遺産とかそういったことにならず、少しでも所有者に付加価値をもたらす、そういう資産として生かしてもらえるように、先ほど課長からも様々に御説明いただきましたが、町のほうではいろいろと施策を展開していますので、そうしたところを活用していただきながら、少しでも有効に機能していければいいのかなというふうに思っているところです。

さて、ここまでは遊休資産となっております空き家をうまく活用して、空き家が地域課題となることを回避していこうと、あるいは地域活性化につなげていこうと、そういう話題だったんですけれども、これ、空き店舗につきましても、当てはまることだというふうに考えています。お店をやめられても住居としてお住まいの場合、これは別としまして、誰もお住まいではない空き店舗は、そのまま放置しますと、空き家と同じ問題が発生することになると思います。

そこで質問ですけれども、数年前からの取組で、今年度も予算化されている、事業所改修等支援事業補助金があるかと思いますが、こちらについてお伺いしてまいります。

まずは、この事業の目的を再度確認させていただきたいと思いますが、御説明をお願いします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えします。本事業につきましては、まちに人の流れを生み、商工業の発展と地元客や観光客でにぎわうまちづくりを推進することを目的としております。既存の事業所や店舗または空き家等の改修工事についての支援を行うこととしておるところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 地元客や観光客でにぎわうまちづくりの一環だということで、目的のほうを確認させていただきました。

続いて、そしたら、こちら、昨年度も実施なさっていますけれども、実績のほうがどうだったか、お伺いします。また、今年度の執行状況、これも分かるころがあれば、お願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） 令和7年度の実績につきましては、1,500万円の予算に対しまして、17件、1,043万5,000円を補助しております。令和8年度につきましては、同じく1,500万

円の予算で、5月末現在でございますが、3件、375万円の申請があつておるところでございます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） こちらも、空き家関連の補助金と同様で、年度入って間もないところで、もう既に3件ですか、問合せがあつてるといふか、申請があつてるといふことで、驚きうれしさが併せ持ったところですよ。

じゃんじゃん活用していただいて、どんどんと空き店舗が解消されていくといいなというふうに思うところなんですけど、こちらの、実は募集要項の内容を私もダウンロードして詳しく見てみたんですよ。補助金事業として、例えば、こういった事業所を改修したいんだけど、それが、今回のこの補助金事業として認められるか否かというケース判断がちょっと難しく感じたんですよ。事業として4事業上がってたかと思ひます。2番目に上がってたと思うんですけど、従業員の住居ですか、の改修に関しては、ここ分りやすかったんですけど、1番と3番と4番が、その適用の幅が、理解がしにくかったかなと思ひておりまして、ここに関して、いま一度御説明いただけるとありがたいんですけど、よろしくお願ひいたします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えします。議員御質問のとおり、この補助金につきましては、四つの事業区分がございます。一つ目は経営力向上支援事業、二つ目は従業員宿泊施設設備支援事業、三つ目が起業支援事業、四つ目が経営革新計画推進支援事業となります。この四つの区分ごとに、それぞれ対象者、対象経費、補助率、補助上限が設定されているところでございます。全ての区分で補助対象となる経費は、工事請負費は全ての補助の対象になるところでございます。また、起業支援事業、経営革新計画推進事業につきましては、設備の購入費用も対象となるところでございます。

さらに、本補助金の申請には、商工会の意見書を必須としておりますので、事前に商工会へ御相談いただく必要があるところでございます。

議員おっしゃるとおり、それぞれの、何ていうか、区分といいますか、使い方、補助対象要件ですね、が分りにくいというところがございます。簡単に御説明申し上げますと、経営力向上支援事業につきましては、事業所の外装工事を必須としております。外装工事を伴う工事と、またそれに付随する工事を該当としております。従業員宿泊施設事業につきましては、従業員が宿泊できるような施設の改修が対象ということになります。起業支援事業につきましては、この起業というのは、起こす業ですね、新たに事業を起こされる方に対する支援ということで、起業に要する経費、設備も含めたところの経費を対象としているところでございます。それから、最後の経営革新計画推進事業につきましては、県のほうに経営革新計画というのを提出する制度がありますが、その経営革新計画を策定された場合、補助率等ですね、上乘せするという内容になっております。

そうですね、なかなか分りにくいので、事前に商工会にお尋ねいただいたり、役場も対応し

ますので、御相談いただければと思っているところです。

よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 今の御答弁に対して、もうちょっとだけ説明をお願いしたいところがあるので、質問させてください。

まず、商工会に事前に相談が必要だということだったんですけれども、これは商工会の会員になってらっしゃる方だけになるんですかね、それとも商工会の会員じゃない方も、何ちゅうですかね、ちゅうちょすることなく相談に行ってもよいのか。ここは恐らく、こういう補助金があると知られても、商工会に相談しに行かなきゃいけないんだってなると、自分は商工会入ってないもんねということで、ちゅうちょなさる方もいるのかなと思ったんで質問しています。

あともう一つが、外装工事ですね。どのぐらいの程度なのかなと。例えば店の入り口の上部の看板を架け替えますとか、そういったところだけでも大丈夫なのかどうか、その辺ぐらいはある程度、利用されようという方が認識しておいたほうが、この補助金に向かって行きやすいのかなと思ったところと。

もう1個が、3番目の起業支援のところ、起業ということなんですけれども、例えばもう登記済みの会社が新しく別の事業を始めるので、会社というか、団体がですよ、新しく別の事業を始めるということを起業という認識で扱ってらっしゃるのか。そこもこの補助金に向かっていこうとするか、いや、これは無理だろうと諦められる大きな分岐点かなと思うので、ちょっと今のところを御説明いただけますか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えします。まず、一つ目の質問、商工会の会員以外を対象かというところでございますが、はい、もちろん商工会の会員さん以外も対象になっております。そうですね、確かに相談しづらいところもあるかと思いますが、今後周知を広めて、商工会以外の方も御相談、補助対象であるということはお知らせしていきたいと思っております。ありがとうございます。

それから、二つ目の御質問は、外装の程度でございますが、議員おっしゃったとおり、看板、外側の看板とかと改修する場合は、対象と、これまでも対象としておりますので、そこらの程度も、ケース・バイ・ケースで、ちょっと個別に判断をさせていただこうと思っておりますので、まずは御相談いただきたいと思います。なるべく幅広にすくいたいと考えているところでございます。

それから、最後の三つ目の御質問が、既に事業はされていますが、新しい分野に取り組むというところが起業支援に該当するかというところでございますけれども、すいません、私の記憶では、たしか該当しなかったとは思いますが、すいません、1度確認させていただいて、正しいお答えをさせていただければと思います。

すいません、申し訳ございません。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 要綱の内容を詳しく御説明いただいたんで、私も理解したところです。さらに御利用が加速されるといいなと思っておるところです。

山都町のやはり最大の課題は人口減少をいかにして止めるかということ、これはもう、この議場にいらっしゃる皆様共通の認識だというふうに思います。

ここ山都町での働く場所を増やすということが、これ、重要な解決策の一つであることはもう明白なことだろうとも思っております。そこで、やはり産業振興ですね、これは重要な鍵でありますし、また、以前、私の一般質問でも触れましたけれども、若い世代、特に女性が職場として目指す産業として、観光産業というのは有力であります。そうした背景も踏まえつつですけれども、商店街を活性化させるための空き店舗の利活用、これについて、先ほどの私の質問に課長から御回答いただきました補助金の補助事業の目的にも、そういう目的があるというふうにおっしゃっていましたが、その補助金事業だけではなくて、町としてどのように商店街を活性化させるための空き店舗の利活用の手段としてですね、取組を計画していらっしゃるのか、ここは町長のほうにお答えいただければと思います。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。商店街の活性化における空き店舗の利活用は、町の産業振興、観光振興に直結することはもちろんのこと、移住定住対策としても重要な施策であるというふうに考えております。

現在も、若い世代の方から新規出店に関する相談が寄せられており、これを地域のにぎわい創出の好機と捉えております。こうした動きに対応し、今後も空き店舗の改修費や初期事業費への助成を積極的に行うことで、新規出店時の負担を軽減し、出店希望者がよりチャレンジしやすい環境を整備してまいりたいというふうに思っております。

さらに言えば、空き店舗バンクのような仕組みが構築できれば、貸したい人と借りたい人の負担を軽減することができ、空き店舗や事業所改修補助金の活用促進にも効果的だと考えておりますので、そういった仕組みや体制について、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 空き店舗バンクもぜひ実現すると思ってお伺いさせていただきました。

あともう一つは、この空き店舗を所有されている方々との意見交換であったり、意思の疎通などもぜひ取り組んでいただければと思うところです。

それでは質問項目の最後になりますけれども、町が保有しています資産の活用、これについて伺っていきたいと思っております。

昨日の一般質問でも話題になっておりましたが、昨年度400万円だったかと思いますが、委託料で、宅地整備調査事業ですか、これが行われていたと思います。宅地整備計画の策定を目的としているというふうにお伺いしたところですが、委託先からの報告、調査結果、これがどのような内容だったのか、まずはお聞かせいただきたいと思いますのですが、よろしく願い

いたします。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） 昨年度、山都町宅地開発基本計画策定業務として行いました調査の内容としましては、運動公園に隣接している下市ふれあいの里や、旧蘇陽病院跡地などの町有地を含む六つの宅地開発候補地に対して、生活道なども考慮し、1区画200平米以上の宅地が何軒建てられるのか、どれくらいの残土が出るのか、どれくらいの盛土が必要かなど、どれくらいの費用がかかるのかを積算いたしました。

六つの候補地につきまして、今回の調査では民地もありますので、具体的な場所は明言いたしません、山や農地の場合、一つの候補地で2億から4億の工事費がかかるような積算となっております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 調査報告が、そういうことが出てということで伺いました。

この調査の結果、これを受けた今後の取組など町長のほうで、何か御計画があったらお知らせください。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。本調査を行った六つの候補地に対する費用や区画数が見えてきておりますので、これから優先順位等をつけながら、候補地を絞っていくこととなるというふうに考えております。

その中でも、戸建てがいいのか、また、アパートタイプ、集合住宅タイプがいいのか、また、そういう集合住宅タイプであれば、単身用なのか、家族用なのか、また、移住者や定住者のニーズに合わせた選択が必要というふうに考えているところでございます。

宅地開発事業は相当な期間を要する事業でございますので、しっかりとスピード感を持って、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 宅地の活用方法ということで、戸建てがいいのか、集合住宅なのか、集合住宅も単身向けなのか、ファミリー層向けなのかというところの分析をなさっていくということだったんですけれども、そうしたことを分析していかれるに当たって、具体的にはどのような取組で、そういうのを判断できるというふうにお考えなのか、そこもちょっと併せて御回答いただけますか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほども申し上げましたように、まずは、この6か所については、町有地、それから、可能性があるようなところにつきまして、今回、調査を行いました。概略の調査でございます。もう少し精査もしながら進める必要があるというふうに思いますが、このことにつきましては、場所場所におきましても、地域住民等々の意見も聞きながら進める必要があるのではないかとこのように思っております。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 周辺地域の住民の皆さんとも意見交換がということで、ぜひ、そちらは取り入れていただきたいと思います。

次の質問ですけれども、こちら昨日話題になっておりましたが、今年度は一般会計に、民間分譲宅地開発支援補助金ですか、これが計上されております。民間の宅地造成事業に1区画当たり上限で100万円と、5区画分の合計500万円ということで上がっております。まだ要綱が出てから間もないですけれども、こちらの執行状況、問合せ状況などは、いかがかなと思っております。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） 民間分譲宅地開発支援補助金は今年度から設けた補助金であり、町内事業者が2区画以上の宅地開発を行う場合に、1区画につき100万円を補助する事業となります。執行はまだありませんが、事業内容のホームページへの掲載のほか、今月下旬に行われます山都町建設業協会の総会におきまして、本補助金の説明をする時間を設けていただいております。事業者の皆様に制度を理解していただき、補助金利用による民間での宅地造成が進むよう調整を行いたいと考えております。

昨日500万円という話が出てきましたが、要望があれば、財政当局とも話を煮詰めながら、補正が打てるような状況になれば、補正のほうでも考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 今答弁の中で、補足していただいたので、あれだったんですけれども、例えば山都テラスのように、10区画分、民間の事業者の方が土地を入手されて整備される場合どうなるのかなというふうに思ったところだったんですけれども、そういう要望があればということでしたので、安心したところです。

空き家の質問でも発言いたしましたけれども、近年の物価高騰で住宅の価格が急激に上がっています。宅地造成販売の事業ですとか、あと、あるいは公営住宅の整備事業、こちらのほうにも影響が出ると、あるいはもう既に影響が出ていると推測しているところなんですけれども、こうした物価高騰の世相を受けた様々な住宅整備に関する制約といいますか、事情に関して、これを町のほうではどのように捉えていらっしゃるのか、ちょっと町長のほうのお考えを伺いたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。昨今の建築物、物価の高騰につきましては、建材価格や人件費の上昇が主な要因であり、これは全国的な問題となっていることでございます。6月8日月曜日の新聞にも自治体における入札不調の記事が掲載されておりましたけれども、本町におきましても、公共事業や施設整備計画において影響が出ており、計画の見直しをはじめ、柔軟な対応を進めているところでございます。

また、町民や事業者の皆様からの相談に応じられるよう、情報提供を充実させるとともに、国

や県の補助制度や支援策の活用につきましても、積極的に周知をしてまいりたいと思っております。物価高騰が続く状況の中でも、今後のまちづくり計画において、持続可能な運営を目指し、引き続き細やかな対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 冒頭でもお話をいたしました、全国の住宅総数、こちらは増え続けていて、ニーズの急激な落ち込みはないようです。単身世帯が増え続けているということで、人口減少局面においても住宅総数は増えているようで、2030年まではこの局面が続くだろうということを国立社会保障・人口問題研究所が予測しているということでした。

山都町内外にお住まいの方が何かの転機の際に、この山都町を生活拠点として選んでもらうための政策、施策、これを検討するにはこうした情報も加えての分析をお願いしたいなと思ったところです。

何が言いたいかといいますと、物価高騰して建物を作るのが高いからといって、人口減少だからもうやめたほうがいいんじゃないかと、そういうふうに直結した考えではなくて、こうした、何ていうんですか、全国的な動きなども捉えた判断をしていただければなと思ったところです。

ところで、昨日の3番議員からの質問にもありましたけれども、今定例会に上がっている議案の中に、山都町緑川生涯学習施設条例の廃止というのがありますけれども、この条例を廃止する狙いが何なのかというのを、まず説明いただきたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） 今の御質問にお答えする前に、先ほどちょっと曖昧にお答えしました、空き店舗の補助金のことについて、確認がとれましたので、回答させていただきます。

既に事業をされてる方が起業支援補助金を使えるかというところにつきましては、もう既に事業開始されてるので、起業には当たらないという判断をさせていただいております。とはいえ、経営力支援向上支援事業のほうで対応は可能ですので、そちらのほうで対応させていただければと思っております。すみません、遅くなりました。

それから、すみません、緑川生涯学習施設条例の廃止についてお答えさせていただきます。

先日の3番議員の御質問にもお答えさせていただいたとおり、令和3年度から、施設の管理を町が、商工観光課が所管として管理を行うことにしております。ただし、令和6年度以降が施設の利用申込みが1件もなく、所管課、地元共に、今後の活用見込みがないということから、条例を廃止しまして、普通財産として活用方策を探ることを目的としているところでございます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 行政財産としての利用にめどが立たないということで、普通財産にして、普通財産になさるということは、民間の利活用に期待するということかなというふうに思っています。緑川地域の活性化につながる利活用にたどり着くことを期待したいなと思っております。

続いてですが、旧蘇陽病院と関連する建物が解体されて、現在広い敷地が広がっています。先ほど私の質問の中で、宅地の適地の調査に周辺も上がっていたということだったんですけども、そちらの答弁いただいたこととかぶるかもしれませんが、そして広い敷地が広がっている跡地なんですけれども、ここの今後の活用方針について伺いたいと思います。

先ほどは、宅地としての候補地として挙がったということですが、宅地以外にも、何か利用の構想があれば、お伺いできればと思います。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。宅地整備調査事業につきましての全体的な調査につきましては、先ほどまちづくり課長の答弁のとおりでございます。

御質問の旧蘇陽病院跡地につきましても、宅地化検討の対象地として調査を行ったところでございます。その上で、この当該地の利活用につきましては、この調査結果を参考しつつも、先ほども申し上げました地域住民の意見も踏まえながら、また、庁内での関係各課との協議、調整も行い、改めてその方向性については、しっかりと考えて、幅広く考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） かなりの広さだというふうに、僕も現地を見ましたが、感じております。有効な活用ができるといいなと思っておりますので、先ほど、今の町長の御答弁の中にもありました、近隣住民の方との意見の交換というのも重要なと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、公有財産といいますと、森林総面積がおおよそ3万9,000ヘクタールですか、あるこの山都町では、町有林、こちらも重要な資産だなというふうに思っております。こちらを有効に活用する計画、あるいは既に取り組んでおられることなどあれば教えてください。

○議長（飯開政俊君） 林業振興課長、村山浩司君。

○林業振興課長（村山浩司君） 町有林の有効活用ということでお答えいたします。山都町では、現在約1,500ヘクタールの町有林を有しており、木材生産をはじめ、水源涵養、土砂災害防止、景観形成、二酸化炭素吸収など多面的な機能を有する町の貴重な財産であると認識しています。

町有林の活用につきましては、まず、適切な森林整備を行いながら、森林の持つ公益的機能の維持向上と、森林資源の有効活用による収益の両立を図ることが重要であると考えております。このため、昨年度は約55ヘクタールの間伐を実施し、今年度も約40ヘクタールの実施を予定するなど、適切な森林整備に取り組んでおります。また、間伐により生産された木材については、市場等を通じて販売し、森林資源の有効活用と収益の確保に努めております。

このほか山都町総合体育館パスレルの建設に際し、町有林の木材を活用した実績もございます。さらに、伐期を迎えた森林が多くありますが、そういうところについては、林道の整備状況や木材の搬出条件などを総合的に見て、採算性が見込める箇所から計画的な伐採販売を進めてまいります。

一方で、木材生産に加え、森林が有する環境価値を収益につなげる観点から、J-クレジット制度の活用を進めるとともに、企業との連携など、新たな価値創出につながる取組についても検討してまいります。

町有林の経営に当たっては、木材価格の変動や搬出コスト、再造林費用、保安林等の法的制約など課題もありますけれども、森林の公益的機能を維持しながら、町有財産としての価値を高め、将来にわたり町民共有の財産として有効に活用できるよう、計画的かつ段階的に取り組んでまいります。

また、管理面につきましては、17名の町有林の巡視員による定期的な巡視を実施しており、今後も巡視員との連携を図りながら、適切な森林管理と森林資源の把握に努め、計画的な利活用につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 町が積極的に町有林のほうの活用を考えていただくことで、民間の方ですね、個人の方で、山あるいは木を所有なさってる方々の活用意欲っていうのを湧いてくるといいなというふうに、私は思ってる場所なんです。そういうところも視野に入れながら、今後、新しくできました森林課のほうで進めていただければなというふうに思っております。

さて、最後の質問になりますけれども、町の公有財産のうち、遊休資産を稼働させていくということは、町の活性化に向けて必要な取組だというふうに、私考えております。さきの質問でお答えいただいている清流館のように、そうした個別具体的などころではなくて、今回の質問で御答弁いただきたいのは、これ、町長にぜひお願いしたいと思っているんですが、町全体の遊休資産を積極的に活用させていくため、活用していくための取組、これを町長、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。町有財産の活用につきましては、持続可能なまちづくりを進める中で、町民ニーズや企業誘致施策等の推進や財源確保の観点により、積極的に利活用を目指してきたところですが、現状といたしましては、近年の人口減少に比例し、遊休資産が増えてきているというところでございます。

その状況から、遊休財産、未利用の建物等を保有し続けることは、維持管理費用が発生し続けるため、町財政の負担が重くなる一因ともなっております。そのため、遊休財産につきましては、迅速に処分や活用を進めることが重要であり、そのことにより、売払い収入や貸付け収入の確保、さらには固定資産税の新たな財源確保につなげてまいりたいと考えております。

こうした課題に対応するため、町では令和7年3月に改定いたしました第2期山都町公共施設等総合管理計画に掲げる基本的な考え方の下、総務課、政策推進課や財産を保有する各課が連携し、遊休財産を含む公有財産の効果的、効率的なマネジメントの推進体制を構築しているところでございます。

なお、これまでの事例につきましては、旧校舎、旧体育館を中心として事業用として貸し付け、

地元自治会などの利用希望者への一時貸付けのほか、地域の災害避難所として活用をしております。

今後も人口減少が続くことが想定されており、将来的に町財産についても縮小時代の到来が危惧されるところでございます。遊休資産を効率的かつ効果的に活用し、また処分し、住民サービスの持続的な提供につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） 昨年の3月とおっしゃいましたか、マネジメント体制を構築して進めていらっしゃるということを聞いて少し安心したところです。

私たち議会を構成してます議員のほうも、何なりと、今後思うところがあれば、提案、提言させていただきながら、みんなで一緒になって、こうした公有財産の有効活用を模索していきたいと思っております。

本日御用意いたしました私の質問は以上になります。

○議長（飯開政俊君） これをもって、7番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） おはよう。最後の質問になります。

この前、道の駅のところにバイク神社ができて、5月の1日、鎮座祭がやりました。部落の皆さんたちも、いろいろ賛否両論あったんですけども、今では、おさい銭が結構な額上がっているということで大変喜んでおられます。駐車場のほうに回ってみましたら、矢印ができてりました。観光客も、安心して回って、何か車の流れがスムーズになったというような意見を聞いておりますので、本当安心しとります。

では、一般質問を通告文に従って行いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） まず、学校施設の修繕について、令和8年度の学校施設の修繕計画について伺いたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 小中学校の施設につきましては、毎年学校と確認を行い、優先度を決め、予算を確保し、修繕工事を行っております。

まず、令和7年度においては、修繕が34件で約600万円、工事が8件で約3,200万円行いました。本年度におきましては、修繕が32件で約1,400万円、工事が10件で約4,600万円を計画しております。

す。

小中学校の施設は、年々老朽化に伴い、修繕工事は必要な場所及び費用が増加しております。学校施設の状況は、日頃より学校と情報共有を行いながら、現場の確認を行っております。緊急性等を見定めながら対応を進めていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 矢部小学校の卒業式に行ったんですよ。そのときに校長先生から、「今日雨が降らんでよかった」と。「何ですか」と言ったら、体育館が雨漏りをしよると。「雨漏りしたら、体育館で卒業式がでけん」と言いなつたですよ。「いや、それ町に言ってあつとですか」と、「ああ、町には言ってあります」と。ちょっと「大体雨漏りて、いつからしたんですか」と聞いたんですよ。したら、平成24年、14年前に雨漏りを確認しとんなつとですよ。そのところは、町のほうには、いつぐらいに体育館の雨漏りは指摘されてますか。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 御質問ありました矢部小学校体育館の状況につきましては、以前から学校と情報共有を行って、確認はこちらとしても行っているところです。

おっしゃいました15年ほど前に、雨漏りの大規模修繕改修工事は行いましたが、それでも解決には至っていないというような状況になります。

状況として確認してるところでは、雨が降ってない日にもあること、また、冬場に多く発生していること、また、水滴が落ちている箇所の上が天井の鉄骨部分に多くあること、そういう状況から、雨漏りではなく、結露によるもの、要は構造的な問題ではないかと考えているところです。

今後も状況確認を行いながら、どういった対策が適切なのかというところを見ながら、とるべき対応はとっていききたいと考えているところです。

以上になります。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） じゃあ、結露で片づいたちゅうことですか、雨漏りじゃなくて。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） まず、15年ほど前に大規模な天井ですね、屋根の部分の修繕工事を行ったけれども、その後もそういう水滴が落ちてくるという状況がありました。それでいろいろ確認をとっていたんですけども、屋根の部分の改修ではなく、では、この状況は改善しないというところの状況をまず確認したところです。その後、先ほど申しましたとおり、雨が降ってない日とかいうところがあるので、結露ではないかというところで、今考えているというところでございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） いや、この前の卒業式行ったときは、「雨が降らんでよかった」と言われたんですよ。雨漏りが原因じゃないとですか。違いますか。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 学校と常に情報は共有はしておるところです。先ほども御説明しましたが、雨が降ってない日もあると。前日雨が降ってない日とですね、また、冬場に多く発生しているというところを受けまして、結露ではないかと考えているところです。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） それは、学校側ともう一回確認してください。「雨が降らんでよかった」というこつは、雨漏りと私は思うですよ。「どこですか」と言ったら、「ちょうど卒業生が歩いてくる上から雨が漏ってる」と言われたんで、そこんところはもう確認してください。私は雨漏りと聞いておりますんで。

学校教育整備資金基金ですね、整備基金ですね、ここに1億円の寄附をしてあるのが入ってると思いますんで、予算的にはあるんじゃないかと思っておりますんで、学校側と、ま1回話してもらっていいですか。

○議長（飯開政俊君） 学校教育課長、鈴木保幸君。

○学校教育課長（鈴木保幸君） 議員今おっしゃいました1億円の寄附、こちらについて、ちょっと御説明させていただきますと、令和6年度に寄附いただきまして、令和7年度におきまして、教育関係備品に7,600万円活用させていただきまして、学校教育施設整備基金、こちらに2,400万円積立てをしております。この学校教育施設整備基金につきましては、令和7年度末で7億4,000万ほど積立てがございます。現在積み増しを行っているものにつきましては、今後計画します義務教育学校の整備費、こちらを想定して積立てを行っておるところでございます。ただ、基金があるなしに関わらず、必要な修繕工事については、しっかりと対応を進めていきたいと思っております。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） あそこは避難所にもなつとりますんで、雨が降った時、避難所が雨漏りしとったじゃ、話になりませんので、ぜひよろしく願いしときます。

じゃあ、次行きます。

山都町の介護施設の支援について、町内に介護施設がいっぱいありますけれども、この経営状態があんまりよくないというような話聞いてるんですけども、経営状態の把握を町としてしていらっしゃるかを確認したいと思います。

○議長（飯開政俊君） 健康福祉課長、長崎早智君。

○健康福祉課長（長崎早智君） お答えいたします。介護施設への支援についてのお尋ねですが、まず、介護施設とひとくくりに申しまして、サービス内容や形態、対象者の違いによって、様々な種類がございまして、入所系、通所系、訪問系と大きく分かれております。現在、町内では15の法人がそれぞれ、一つまたは複数のサービス事業所を運営されております。

施設の経営状況の把握についてでございますが、町としましては、各法人の具体的な経営状況の把握は行っておりませんが、介護事業所との情報交換などを通して、様々なお話をお伺いする中で、介護事業所の経営が厳しい状況にあることにつきましては、十分に認識しております。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 令和8年の1月30日に介護事業所との意見交換会をやっていると思うんですけども、そのとき、いろいろな問題があるっておっしゃったんですけども、何が一番問題だと思われてますか。

○議長（飯開政俊君） 健康福祉課長、長崎早智君。

○健康福祉課長（長崎早智君） お答えいたします。まずは、現場側の介護人材の確保についてが大変重要な課題になってあられると思いますが、それに加えて、近年の物価高騰もございいますので、その維持等に関する費用等も上がっておられることと推察しているところです。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 私がちょっとお聞きしたところでは、電気料について、以前より300万円アップしてると。これ、158%アップですよ。これは大体どっから出るとというようなことですよね。やっぱり年中ですね、冷暖房が必ず必要になってくるですよ、介護施設になるとですね。そういったところで、やっぱり町としての、介護施設だけ、もう今からどんどん介護施設利用する人が多くなってきますよね。ここが潰れたんじゃ、どこに行くtoになってしまうんですよ。これ、やっぱり町としても、手だてが必要じゃないかというように思うんですけども、介護施設の運営を支援するために、町が貸付けを行うような福祉基金、これの設立をするお考えはないでしょうか。これ、町長、お聞きしたいんですけども。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。福祉基金の設立という御提案でございます。これにつきましては、先ほど申し上げました情報交換会や個別での相談などでも要望を聞いているところでございます。

介護保険の保険者である町といたしましては、介護保険制度に基づいて、地域の介護サービス基盤が安定的に維持されることは、極めて重要であると認識しております。しかしながら、福祉基金の設立により、公的資金を用いて民間施設の経営支援を直接行うという提案につきましては、慎重な検討が必要になってまいるといふふうに思っております。

介護施設に限らず、社会福祉法人は、地域の高齢化、人材不足、経営基盤の脆弱化といった課題に直面しており、法人単独での経営が難しい事例も全国的に増加している状況でございます。

町といたしましては、介護施設の安定運営のため、課題を丁寧に把握し、必要に応じて国や県とともに連携を取りながら、介護報酬制度や地域包括ケアシステム等を活用した持続可能な確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、経営改善支援や法人間での連携促進を通じて、財政負担以外の多角的な支援策を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上を踏まえて、現時点といたしましては、福祉基金の創設につきましては、慎重な姿勢を取らせていただいているという考えでございますが、地域の介護基盤の安定に向け、町としても引き続き取り組んでまいりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） これ、やっぱり介護施設というのは町のためには必ず必要ですよ。

補助金の額が少ないんじゃないですか。それに見合っていない、そういう気持ちはないですか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほども申し上げましたように、介護施設につきましては、措置費を、国のほうから各事業に応じまして、支出をされておるところでございます。現在でも非常に運営上、なかなかこれが見合っていないというような声も聞いておりますので、町としては、国県に対しまして、そういった実態をつなげながら、そこの改定、見直しを進めていただくようお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） よろしくお願いします。

これ、今が、今もうちこしとかんと、あと10年後、がばって増えてくっけんですね。そんなとき施設がないじゃ、やっぱり大変だろうと思いますんで、よろしく願いします。

じゃあ、3番目行きます。

浜町市街地の側溝についてです。浜町市街地のちょうど新裏町線か、あその側溝について、悪臭対策のために掃除をされていらっしゃる方がおられます。どぶさらいを1週間やりましたというような話聞いてますけれども、この側溝の掃除や悪臭対策を町することはできないでしょうかということですが。

○議長（飯開政俊君） 環境水道課長、菊地勝也君。

○環境水道課長（菊地勝也君） 悪臭対策についてお答えしたいと思います。

まずは、地域の環境美化のために側溝清掃されている方に対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

町道新裏町線の側溝は、道路表面にたまる雨水の排水や、民地からの排水路として機能しています。この側溝には浄化槽の処理水や生活雑排水が接続されており、屋外施設であることから、ごみや砂、泥、落ち葉などの流入は避けがたい構造となっていると思います。泥や落ち葉などが原因で、側溝の水の流れが悪くなると、生活雑排水等が側溝内に滞留して悪臭を発生させることがあります。そのため、悪臭対策としましては、環境保全にもつながる一環としまして、合併処理浄化槽の普及促進、及び、それに伴う補助制度や省スペース対応可能な浄化槽の導入に向けた情報提供を引き続き継続してまいります。

また、各家庭における生活雑排水の適切な処理についても、今後も啓発活動を強化して、周知徹底に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 建設課よりお答えします。市街地における町道部の側溝について、土砂等による堆積で断面を阻害している箇所につきましては、側溝の流下能力に支障が生じるため、高圧洗浄、土木工事専用のバキュームカーにより吸引清掃を行うことがございます。実績で申しますと、平成16年度において、町道横町新町線、新町通りですけども、ここをバキュームカーによる吸引清掃を行った事例がございます。今回質問の市街地部の町道につきましては、土砂

等の堆積状況を調査し、必要に応じて道路維持費において対応していきたいと考えております。
以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） ありがとうございます。

何か、さっき、町内の空き店舗のお話があったんですけども、そのどぶさらいをした人は不動産屋をやっとして、こっちに空き店舗紹介したそうですよ。そして、最終的に悪臭がするからということで断られとつとですよ。それが2件か3件あつとるとこのような話聞いとりますんで、町内に住んでる人たちは、そこまで気にしないか、我慢しとるか、かもしれんけれども、よそから来た人は、やっぱり悪臭のあるところには、別に家買って住まんでもいいというような思いがするのは当たり前と思うんですよね。

さっきのバキュームカーで掃除してくれるっていうのは大変ありがたいんですけども、根本的な解決策にならんですよね。やっぱり常時水が流れているような状況にしとかんといかんとかじゃないだろうかと思いますけれども、以前、そこの用水のところを、水を開けてもらって、常時流すことはできないかというような話したんですけども、そういうことも検討していただかん、結果的にまた、何年か1回、この土石がたまって、どぶさらいした人が言ったのは、どぶをさらいよと水が流れてくると。もうはっきり分かるということですよね。だけん、常時水を流し流しをちょっと考えとつたがよかじゃないかなと私は思いますけれども。あそこは、用水は、水は行っはいますから、それは検討していただいてください。よろしく願いしときます。

次行きます。

4番目、有害獣対策について、令和8年度の金網、電気柵補助金の予算を受け付けて、これ、予算が2,600万だったと思うんですけども、これ2週間で終わつとると。これ大体一体何件採択されたのか、その採択の内容辺りもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（飯開政俊君） 林業振興課長、村山浩司君。

○林業振興課長（村山浩司君） お答えいたします。今年度の有害獣被害防止対策事業補助金、いわゆる電気柵でありましたり、ワイヤーメッシュの補助金の採択件数ということですが、4月末時点で127件の申請状況ということでした。

その時点で申請に係る補助予算が既に9割近くを消化したという状況となり、一旦受付を停止しているという状況です。原因といたしましては、申請が年度当初から集中したことはもちろんですけども、物価高騰の影響、さらに1件当たり100万円を超える大口申請が数件あったことなどから厳しい状況となりました。大口申請を除いても、今年度は1件当たりの平均申請額が昨年度と比べて約3万6,000円程度増加しており、このような状況に鑑み、その時点で申請をお断りするという事態に至ったものです。

このことから、6月議会において補正の計上をさせていただいたところでございます。
以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 127件あつて9件が大口申請と、だけん、900万はこっちで飛んどるわ

けですたいね。あとの1,600万を残りの、これ、何になるか、118件で分けたちゅうことですか。そういうことですか。

○議長（飯開政俊君） 林業振興課長、村山浩司君。

○林業振興課長（村山浩司君） 当初200件を申請件数としておりましたけれども、127件、4月時点でもう9割を超えてたというところですよ。見込みとして、これは、もうこれはもう必ず、必ずというか、補助がなくなるという見込みでした。例年でしたら、7月ぐらいまでは補助金をお断りするような状況はなかったんですが、今年は4月の中旬ということでしたので、内部で検討して補助を行ったという状況でございます。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） いやいや、さっき言ったのは、100件の大口が9件あったと。

（自席より発言する者あり）

違う。

○議長（飯開政俊君） 林業振興課長、村山浩司君。

○林業振興課長（村山浩司君） 失礼しました。100万を超える大口申請は、件数として4件でした。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） すいません、私、聞き間違い、4件ですね。じゃあ、400万はこれで行ったと。あとの2,200万か、2,200万を残りの123件の人で分けたということでもいいんですか。すと、1人、1件当たり何になつとかな。まあ、いいたい。

今度補正が300万ぐらいとってありますね。それで、山都町の町民に、できるだけ分散して分けていすよね。上限の100万ちゅうのは高過ぎると私は思うんですけども、どうですか。

○議長（飯開政俊君） 林業振興課長、村山浩司君。

○林業振興課長（村山浩司君） お答えします。現時点で補助金の交付を進めている中では、年度途中での補助制度の見直しということは適切でないと考えておりますので、また、今後、補助金の予算枠に達した場合は、年度内における再度の計上については、なかなか厳しいとは考えていますが、そのときの状況により慎重に考えてまいりたいと思っております。

来年度に向けては、議員の提案も含め、補助金の運用方法についての検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 最初は、私が聞いて2,600万の被害対策費で出すと言ったとき、「おお、多いな」と思ったんですけども、それが足りんようになって、これ6月、異例ですよ、補正を出すというのは。それはもう必要なんですけれども、しても、やっぱり300万ぐらいしか取れないですよ、補正だったらですね。

何ちゅうかね、やっぱりイノシシと鹿が非常に問題になっております。もう今ちょっと聞いたら、鹿の害がかなり多くなって、高速道路でも鹿がかなり死んどるというような、鹿の頭数が多

くなってるような話も聞いております。せっかく課長、新規で専属でなりましたんで、抜本的な考えを、あったらお聞きしたいんですけども。

○議長（飯開政俊君） 林業振興課長、村山浩司君。

○林業振興課長（村山浩司君） お答えします。現時点で抜本的な対策といたしましては、まず、現行の対策、体制を維持しつつ、電気柵やワイヤーメッシュ設置における技術指導講習会の開催、設置後の管理徹底、野生動物のえさとなるようなものを農家や家の外に設置しないなどの広報活動を、まず進めてまいりたいというふうに考えております。

野生動物にとって、近寄りにくく、住みにくい集落、地域にする環境整備の取組を徹底していきたいと考えています。これは基本的なことと思われるかもしれませんが、これは、いま一度徹底していくべきことであるというふうに考えております。

また、現在捕獲地点や被害地点、出沒地点の既存データや資料、猟友会情報などを集約、地図化を行い、これをデータなどで見える化し、重点的な捕獲につなげることができないかを検討しております。

また、ICTを使った遠隔監視、ドローンを使用した生息調査等の導入も同時に検討したいと考えております。個体数の減少、被害の減少を最終目標としながら、次年度以降は国の補助事業を併用しながらの補助、一方で、ジビエ工房やまとでのジビエ肉加工品の有効活用なども併せて進めていきたいと考えています。

今年度新たに設置した有害鳥獣対策室を中心に、抜本的な解決を目指して、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 今、ジビエ工房の話が出たんで、入れていいですか。

駄目。

なら、次行きます。

では、ありがとうございました。

5番目、通潤橋駐車場について、物産館上段の駐車場に水たまりができてる、この改修が必要だと思うが、どう考えてるかというような質問ですけども、これ担当課長、今水がたまってると思うですか。どうですか。今ですよ。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えします。恐らく、今は確認してないんですが、たまっていると思っております。

（自席より発言する者あり）

今たまってると思います。

（自席より発言する者あり）

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 今日の朝見に行きました。9時、たまっとつとですよ、あそこの物産

館の上、ちっとですね。そして、砂もたまってる。その横、もう水がたまっとつとです。今、今ですよ。普通駐車場もうほとんどたまってるところはないですよ。あれはやっぱり今時点でたまつとるというとは、あり得んと思うですよ。だけん、雨が降ったときはかなり深くなるですよ。ということです。改修してください。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） 水たまりについては、たまる原因としましては、ちょっとやはり、駐車場の傾斜の問題が大きいかと思います。あそこにたまるような傾斜がついてるかと。あと、排水が機能していないということと認識しております。

こちらについては改善を検討してるんですが、ちょっと費用的に高額になるだろうという予測と、あと、来年度に上段の駐車場を、路面の改修と安全防護柵の改修を予定しておりましたので、抜本的には、来年度、そちらに排水対策も含めて改修をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） なら、来年度改修すると、それまでやっぱり我慢しとってくれちゃうことですね。そっちがいいですよ。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） そうですね、できるだけ応急処置はさせていただこうとは思いますが、応急的に処置をしていこうとは思っておりますが、御迷惑、御不便をおかけすることもあるかとは思っております。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） すいません、応急処置で、どんなことをするんですか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） あまり水がたまって、晴れてるけど歩けないとかいう状況であれば、ちょっと水を掃き出すとかいうことをさせていただければと思っております。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 掃き出して、毎回行かなんど、それは大変、それは言わんがよかつじやないかなと思うばってんが。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） できるだけ御不便はかけないようにしますが、苦情等ですね、どうにか、観光客とかの御指摘とか、あった場合は対応したいと思います。

ただ、議員おっしゃるとおり、毎回毎回はちょっと難しいかもしれませんので、様子を見ながら対応させていただければと思います。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 来年度きれいになるならば、そんまで私は我慢しとった方がいいかなと思ったりします。

その駐車場の奥、右手のほうの道路の斜面ですね、あそこが、やっぱりもうかなり草が生い茂

っとして、駐車場にかぶつとるわけですね。あそこ、1回、去年か、質問したときに、あその土地の所有がどこか分からんというような返事があったんですけども、その伐採をしてほしいんですけども、どうお考えですか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） 私も改めて現場を確認させていただきました。議員おっしゃるとおり、木とか竹とかが、もううっそうとしている状況でございました。

土地につきまして、確認をしましたところ、ほぼ間違いなく町の土地だと思います。あとはちょっと、境がですね、境界がどこまでかという確認が今後必要にはなりますが、町の土地だというふうに認識をしているところです。

つきましては、竹や草で今うっそうとしておりますので、まずは下草刈りをさせていただいて、その後、立木につきましても、予算措置であるとか、境界の確認、そこら辺条件が整いましたら、対応したいと考えております。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） あそこきれいになれば、ちょっと真っ暗なところに入っていくような駐車場になるんで、向こう側も利用しやすい。あそこ上の段も駐車場として利用するんですかね。どうですか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えします。議員おっしゃるとは、今、木がうっそうとしてるところ辺りから斜めに登って広場に、広場ていうか、なってるところ、あちらにつきましては、既に駐車場として活用させていただいておりますので、駐車場として使う計画でおります。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） もうだったら、やっぱりあそこきれいに伐って、見通しがよくなって、できればこっち側の杉山辺りも一緒に伐っていただくなら、伐らせてくれというのは、嫌では言いなんと思う。個人のところですもんね。できるだけ明るくなるようにしてください。10億かけて、あそこ整備して、駐車場が草だらけじゃいかんと思いますんで、よろしくお願いします。

じゃあ、6番目行きます。

町長、申し訳ない、何回も何回もおんなじこと聞くような感じですけども、人口減少対策ですね、昨日から、もう何人からも言われてますけれども、これちょっと都城の話をさせていただきたいんですけども、都城市が令和5年4月から保育料の完全無料化にして、今現在が、保育園が足らんぐらいに移住者がおるんですね。都城ちゅうとは、これ言うてあつとか、令和5年、令和5年度で全国1位をとって、193億のふるさと納税額、これ、もうふるさと納税額としては、画期的な額、193億だけなんです。193億8,400万取ったと。これ令和6年が176億9,200万、これでも全国4位というようなことですね。

私が思うとに、やっぱりふるさと納税、今回2年間止められたんですけども、これは起爆剤にせないかんですよ。これ、逆手にとってどんどん打ち出して行って、やっぱりもうちょっと額を、もうふるさと納税、いい取組、国が考えとるけん、それ利用して、もうちょっと財源的に多くし

て、保育料無償化すると、移住者が、保育園が足らんぐらい多くなるってことですんで。さっき言われました土地の宅地化とか言ったんですけれども、もうこっち来てくれ、希望があれば土地はただでやるよと、もうどんどん来てくれて、山都町盛り上げて下さいぐらいの意気込みでやっていった方がいいんじゃないかと思います。

すと、私ちょっと台湾人のえらい金持ちと知り合いになって、山都町にマンションを造ってくれて、もう土地は、町長に話すなら、ただでやるかもしれんよというような話ばしたら、もうちょっと面白いなというふうな感じを시켰たんですよ。大金持ちがおりますよ、しゃばには、とんでもない。

町長の人口削減に対する対策、これ、やっぱり思い切った政策、何か。もう今、町長、いろいろやってますけん、見えない。言っちゃ悪いが、見えない。何か思い切ったことやりましょう。何かないですか。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。先般、厚生労働省が公表した人口動態統計によりますと、2025年に国内で生まれた日本人の子どもの数は67万1,236人で、過去最少となりました。前年比1万4,937人の減ということでございます。女性1人当たりが生涯に産む子どもの推定人数は0.01ポイント減の1.14で、最低を更新したということでございます。また、熊本県の2025年の出生数は1万193人で、この合計特殊出生率は1.40となっております。

翻って、本町の現状を申し上げますと、令和7年度の出生数が28人、男性が17名、女性が11名となっております。また、令和7年の国勢調査人口速報集計によりますと、令和2年度の人口が1万3,503人であったのに対しまして、令和7年の速報値では1万1,670人ということで、この5年間で人口の減少が1,833人という減少となっております。これを1年間で考えますと約366人の減少という状況でございます。

こういったことから、全国的に地方の過疎化が進む中、本町も少子化等の問題による人口減少が最大の課題であるというふうに考えております。

そこで、御質問の人口減少に対応した具体的な施策につきまして、政策のくくりといたしましては、まず、自然増減、それから、社会増減対策に分けられるということでは、思っております。

自然増減に対応させる少子化対策につきましては、熊本連携中枢都市圏事業によりまして、出会いの場の提供を行っております。その後の子育て支援として、妊婦健診や妊婦歯科健診を無料で実施する。また、乳幼児健診は法定の1歳半、3歳児健診に加えまして、町単独で4か月、7か月、1歳児の健診も実施しております。また、2歳及び4歳児の歯科健診や、小学校五、六年生を対象とした小児生活習慣病予防健診を行っております。子育て世代の経済的支援といたしましては、出産祝い金、第一子が3万、第二子が5万、第三子が10万、第四子以降は20万円という支援を行っており、子どもの医療費につきましても、ほかの市町村よりも、いち早く18歳までの無料化を実施しております。また、子どもの予防接種につきましても、無料ということで行わせていただいております。その他、町独自の予防接種助成も実施しているところでございます。あわせて、保育料につきましては、国基準額の60%であり、熊本県内の市町村保育料においても

低い料金となっております。子育てに関する相談支援につきまして、子ども家庭センターで妊婦期から就学後まで、子どもに関する相談窓口を設置しており、安心して子育てができる体制をとっております。また、不妊治療につきましても、自己負担の一部を補助しており、申請件数につきましても増加し、妊娠につながる方が増えている状況となっております。

次に、社会増減に対応した移住定住施策につきましては、昨年度から取組を本格化しております移住定住施策や、空き家対策においても充実を図っており、空き家改修等の支援事業補助金、限度額100万円、定住支援住宅取得補助金、限度額100万円、空き家家財等撤去支援事業補助金、限度額10万円、老朽危険空き家等の除去促進事業補助金、限度額50万円、また、新たな取組といたしまして、民間分譲宅地開発支援を開始し、2区画以上の開発で1区画当たりの限度額100万円の支援をすることとしております。全国的に多くの自治体で人口減少が止まらない中、若者を奪い合う構図となり、自治体の支援策は財源力により格差が見られる状況となっているところであります。

本町といたしましては、先ほど申し上げました手厚い支援を継続しながらも、他自治体の成功事例なども情報収集を行うとともに、さらなる効果的な施策の構築に向け、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上を踏まえまして、引き続き住民ニーズに丁寧に応えながら、移住定住に促進する若い世代に選ばれるまちづくりを進めたいと思っております。

議員がおっしゃったように、思い切った対策ということにつきましても、本当に昨日から、多くの議員の皆様方から、現状の山都町の在り方については、非常に危惧していただいている状況でございます。九州中央自動車道が、現在、山都通潤橋インターチェンジまで開通をいたしました。こういった、これからこの町を取り巻く環境はまだまだ変わっていくと思います。そういった地理的条件なども合わせまして、こういった自然の中で子育てをしたい子育て世代の方々が安心して住んでいただけるような、そういった施策を、この場で、じゃあ、これをやりますということとは言えませんが、先ほど申し上げましたような、これまでの施策に合わせまして、新たに、さらに、今後しっかりと取り組み、早急に、若者世代が増えていくようなまちづくりを進めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 山都町、何か小さいことをいっぱい、いろいろ調べてみれば、ああ、補助金があるなというようなことが分かるんですけども、だけん、それが見えてこないんですよ。職員の仕事は増えるなというふうな気がしとります。

それよりも、例えばもう、1軒空き家をですよ、何ていうか、畑つきで、10件、もう無償であげますよとか、どんと打ち出したほうが、注目を浴びるんじゃないかなと思ひます。

有機農業、もちろん有機農業をうたっていないかんばってんですね、有機農業をしに来る人たちは、もう不安で仕方がない。もう土地もちょっと町が見つけてやってですよ、お米作れますよ、来た時点でお米作れます。だけん、住まいと農地と、これセットになって紹介するとかですよ、そういったことをやっていって、PRしていけば面白いかなと。やっぱりあめは必要と思う

んですよ、最初。いると思いますんで、よろしくお願いします。

すと、ここにおられる人たち、職員も、議員もそうですけれども、それぞれ知り合いに、いい人がいると思うんですよ。その人たちの知恵や力を借りて、まちおこしにつなげていかんと、もったいないと思うんですよ。だけん、そういった話合いができるような場をお互いでつくっていくとかしていったらいいんじゃないかなと思います。

議長、副町長に答弁者になってないですけど、副町長の話聞きたいんですけども、どがんですか。

○議長（飯開政俊君） 通告に従ってください。

○6番（坂本幸誠君） あっ。

○議長（飯開政俊君） 通告に従ってください。

○6番（坂本幸誠君） だけん駄目。はい、分かりました。

もう時間10分ありますけれども、これから先、議員と執行部が両輪になってお互い切磋琢磨して、いいまちをつくっていきましょう。これで終わります。お疲れでした。

○議長（飯開政俊君） これをもって、6番、坂本幸誠君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時0分

再開 午後1時0分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第35号 山都町介護予防拠点施設条例の一部改正について

○議長（飯開政俊君） 日程第2、議案第35号「山都町介護予防拠点施設条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、長崎早智君。

○健康福祉課長（長崎早智君） それでは、議案第35号について御説明いたします。

議案第35号、山都町介護予防拠点施設条例の一部改正について。

山都町介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年6月5日提出、山都町長。

提案理由です。山都町介護予防拠点施設あおぞらの供用廃止に伴い、山都町介護予防拠点施設条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

初めに、今回議案提出に至った経緯につきまして御説明しますので、最後のページの資料を御覧ください。

今回供用廃止とする介護予防拠点施設あおぞらについて概要をまとめております。

介護予防拠点施設あおぞらは、平成14年、旧矢部町において、県の介護予防拠点整備事業補助

金を活用して整備されました。完成後はＪＡかみましきが、通所型サービスＡ事業所として運営されてきましたが、年々利用者が減少すること、スタッフの確保も困難になってきたことなどを理由に、令和７年１１月、町に対して、事業廃止についての打診がありました。

その後、年末に開催されたＪＡかみましきの理事会により、令和８年３月３１日をもって事業廃止されることが決定され、１月２３日付で事業廃止届を受理いたしました。本年３月３１日をもって事業廃止され、明渡しを受けております。

ちなみに、当該施設は木造であるため、補助金適正化法に規定する処分制限期限は２２年間で、令和６年度で終了しております。

なお、今回事業廃止の打診があった時点で、あおぞらを利用されていた方は６３名おられました。それぞれの担当ケアマネジャーがサポートし、本人の御意向も踏まえて、次のサービス事業所を選択されております。

また、千寿苑で開催しております介護予防教室の利用に変更された方もおられます。

今回ＪＡかみましきから事業廃止の意向をお受けしまして、町内の介護事業所等の利用も検討いたしました。いずれもスタッフ不足などで、新たな事業所の運営は困難であられること、また、通所型サービスＡ事業所が、今回あおぞらが事業停止されましても、町内外合わせまして１１事業所ありまして、年間の利用状況などの実績から見ましても、充足していると判断いたしましたので、今回介護予防拠点施設としての供用を廃止することといたしました。

なお、今回の条例廃止により普通財産となりますが、まだまだ状態もよく有効な活用が見込まれる施設でありますので、今後、公有財産利活用事務手続の手順に従いまして、貸付けや譲渡なども視野に検討してまいります。

それでは、表紙の次のページを御覧ください。

改め文です。

次のページの新旧対照表で御説明いたします。

今回の改正は、介護予防拠点施設あおぞらの廃止に伴い、関連する字句や別表中の項の削除、あおぞらに関する使用料を定めた別表の削除を行うものです。

それでは、改め文にお戻りください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） 議案第３５号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

１０番、矢仁田秀典君。

○１０番（矢仁田秀典君） 確認です。この事業所自体は町の持ち物であるということが一つ。それから、介護予防拠点整備事業でされたということですが、これはもともとＪＡが造ってくれていう感じでされたのではないんだろかという確認です。

それであるなら、ＪＡが事業廃止したいからということで、勝手にてというといかんですね、するということには、ちょっと異議があるかなと。そういう部分がある。

それともう一つは、今後は関係ない事業でも使えるということですね。

確認です。この三つは、よろしくお願いします。

分かった。

○議長（飯開政俊君） 健康福祉課長、長崎早智君。

○健康福祉課長（長崎早智君） お答えいたします。まず、3点とおっしゃいましたが、J Aの要望で。

（「お願いでできたか」と呼ぶ者あり）

はい。まず、今回、矢部町時代に整備されたことのいきさつにつきまして、そこまでちょっと承知しておりませんが、当時建設されました翌年度からJ Aかみましきさんとの管理委託契約をしております、即、この介護予防事業を展開していただいております。そこにJ Aさん側からの要望があったかどうかについてまで、申し訳ありません、承知しておりません。

3点と。

（「普通財産になっとか」と呼ぶ者あり）

はい。今回の条例改正によりまして、普通財産となりますので、介護予防拠点施設としての利活用はありませんけども、その他の事業としての利活用を今後検討してまいります。

（「町のもんであり、いろんなほかに使えるようになっ」と呼ぶ者あり）

はい。今回、もともとが町の施設でございまして、今回も、この条例の廃止によりまして、普通財産に移管することとなります。多様な利活用を今後検討してまいります。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第35号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「山都町介護予防拠点施設条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号 山都町緑川生涯学習施設条例の廃止について

○議長（飯開政俊君） 日程第3、議案第36号「山都町緑川生涯学習施設条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） それでは、議案第36号について御説明いたします。

議案第36号、山都町緑川生涯学習施設条例の廃止について。

山都町緑川生涯学習施設条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月5日提出、山都町長。

提案理由です。山都町緑川生涯学習施設の供用を廃止することに伴い、山都町緑川生涯学習施設条例を廃止する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

今回議案提出に至った経緯につきまして、御説明しますので、最後のページ、3ページを御覧ください。

条例により名称を緑川清流館と定められております山都町緑川生涯学習施設について概要をまとめております。

本施設は、昭和60年に旧清和村立緑川小学校の老朽化に伴い、新たに建設されたものです。平成7年に小学校が閉校となり、平成9年に清和村立緑川生涯学習施設の設置及び管理に関する条例が制定されました。その後、平成17年2月11日に山都町緑川生涯学習施設条例が施行されて今日に至っております。

条例によりまして、宿泊施設の提供等を行う施設として活用されることになり、地元団体が管理者となって指定管理施設として運営されてきたところですが、令和3年度以降は指定管理者としての応募がなく、これまで行政財産として、町が直接管理してまいりました。令和6年度以降は、未利用状態が続いておりますが、施設の維持管理費用として年間約58万円ほどを要しております。また、地元での管理も難しいと聞いております。

これらのことを踏まえまして、商工観光課が管理する清流館としての今後の運営は困難であると判断したものです。

それでは、1枚ページをお戻りいただき、2ページを御覧ください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、増田公憲君。

○3番（増田公憲君） 昨日の一般質問をさせていただきましたけども、の中で、地元説明会もなしで、条例の廃止を提案されていくことが確認できました。

そして、さらには、6月1日の防災会議において、東緑川地区の避難所である清流館ですね、これを抹消することも確認できました。確かに、清流館は指定管理者制度から除外されたときから地元活用はなかったと思います。しかし、私が当時支所長るとき避難所として機能があるため、鍵は区長さんに渡してありました。それで、避難情報が出るたびに避難所を開設していただいたわけです。

さすがにこの提案はちょっと無謀すぎるんじゃないかと思います。まずは地元説明会を行って、納得された上で条例廃止、そして、防災会議の避難所の抹消ではないかと思います。

この提案が全く真逆で、防災会議の中で、避難所を抹消して、そして条例廃止、そして地元説明会でしょうか。説明会をされるか分かりませんけども。

宿泊施設の利用がないから廃止するとのことでしたが、しかし、避難所としての機能は引き残っているわけです。ですから、商工観光課で廃止し、総務課で清流館を避難所として復活される予定ですか。まあ、それはないと思いますが、先日、東緑川区の区長さんの夫婦においでいただいて、話を聞きました。したら、町からは全然相談もなかったということです。ぜひ、コンクリートでできておりますので、ぜひ残してほしく、避難所として活用したいというお話でした。

町長、住民に寄り添った話をよくされますが、寄り添っていないんじゃないですか。逆に突き放しているんじゃないですか。東緑川地区の皆さんには、寄り添わないのか。私は反対しますので、よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。今回、この緑川生涯学習施設につきましては、これまで、そういった宿泊施設等々に使う条例として整備していたものでございます。ですので、そういった機能については、先日から御説明してますように、やりませんので、この条例については一旦廃止をし、また、普通財産として利活用については、まだ、この処分期限もかなり残っているところでございます。できる限り有効活用を図っていくということで進めてまいりますので、条例廃止については、今までの宿泊施設等の利用としての廃止ということで御理解いただければというふうに思います。

また、避難所としての活用につきましては、ちょっと経緯については、私も十分把握はしておりませんので、改めまして、今議員の御意見も踏まえまして、適切な対応をしてみたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） この条例廃止の理由は、今言われましたように、宿泊施設等の利用がないということからというふうに言われますが、指定管理から直営になっても、この条例は廃止されてなかったわけですから、直営として宿泊施設の利用があるように、町のほうでいろいろ、施設利用を促してこられましたでしょうかというのが1点。

それと、この場所が急傾斜地崩壊特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンになっているというふうに、昨日総務課長の御説明がありましたが、これは、避難所に指定した後に、避難所ですよ、緊急避難所ですよというふうに、町が清流館を指定した後に、このレッドゾーン指定があったのかということの確認。

2点お願いします。

それと、処分期限がまだあと20年近く、20年余りあるということなので、これを売却するわけにはいかないということになりますか。

3点お願いします。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） まずは、一つ目の御質問にお答えしたいと思います。

直営で施設利用を促してきたかというところでございますが、町のホームページ等の観光施設

の中で清流館等も表示しております。というところで、施設利用、何ていうかな、を周知はしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 2点ですね、1点目レッドゾーン関係なんですけれども、ちょっとすいません、この、いつ指定された、避難所が先か、レッドゾーン先かという部分については、ちょっと今手持ちにないではっきりしないんですけれども、防災担当のほうと話している中で、本来であれば、危険区域、急傾斜とかの危険区域については、避難所は普通は設置はしないというのが大原則だそうです。これは県の指導からかなり強く言われてるそうなんですけれども、この清流館は、以前から避難所として指定してたから、避難所として、避難場所として設定できてるっていうのを聞いております。ですので、ちょっとそこの、どちらが先かというのは今お答えできないところです。

それと、先ほどの売却の部分につきましては、当然売却はできますが、補助金適正化法上の耐用年数の期間がまだ残ってますので、その分の補助金返納であったり、そういう手続が必要になってくるものと思うところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） すいません。先ほどの一般質問とはちょっと趣旨が違うので質問させてもらいます。

確認なんです、この廃止なさろうとしているこの条例を今確認していたところだったんですけれども、これ、この条例は山都町立小中学校の閉校に伴いというふうに、最初目的が書いてあって、そこに生涯学習及び文化振興の場所として活用するため、社会教育の研修を推進するとともにということで、目的が書いてありました。この条例の中では管轄が教育委員会とすると、生涯学習施設の施設は山都町教育委員会が管理するというふうに書いてあるんですけれども、これが、今現状では商工観光課の管轄になっておりますので、ちょっとこの辺りのいきさつも説明していただきつつ、もう1点は、この条例が廃止されたからといって、この施設が、いわゆる普通財産になって、様々な活用方法を模索するというので、午前中説明を受けたところなんですけれども、その際に、避難所としてこの施設を活用したいというふうに地元の要望があった場合に、その施設の管理とか、そういうのは避難所として運用する場合に、どこがどのように管理する必要があるのか、その辺り明確にしてほしいなと思ってるんですけど、御説明いただけますか。

○議長（飯開政俊君） 商工観光課長、山邊剛君。

○商工観光課長（山邊 剛君） お答えします。まず、一つ目のところでございます。生涯学習施設条例の中で、教育委員会が、生涯学習課が管理するとなっていると、おっしゃったところですが、すいません、清和村時代の条例かもです。今の、現在の山都町緑川生涯学習施設条例には、生涯学習課が管理するとかいう文言は入っておりません。申し訳ありません。

すいません。あと、ほかの質問。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。議員おっしゃったとおり、この条例が廃止されても、普通財産としては残るわけで、維持管理をこの後ずっとやっていかなきゃいけないというのが前提としてあります。その中で、地元の要望があった場合ということなんですけれども、基本的には普通財産で管理はしていきますけれども、避難所のためだけに、これを維持するのかと。そのためだけに、結局、年間費用をかけて維持をしていかなきゃいけないというのもあるので、基本的に私たち職員のほうが都度都度そこに行って、なかなか管理というのはしづらいというものがあるので、具体的にやはり地元の方の管理の協力というのが、ちょっと必要になってくるのかなと思うところです。その辺りは、昨日の一般質問でもお話ししたと思うんですけども、地元の方が、じゃあ、これをどういうふうな形で避難所として使いたいのか、根本的に、あそこの地勢を御覧なると分かると思うんですけど、谷底でかなり急峻なところで、いつ土砂崩れが起きるか分からないような場所でもありますので、じゃあ、避難を本当に地域でどう考えられるかというのを踏まえた上で、じゃあ、あそこの施設をどう使っていこうかっていう協議が、ちょっと必要になるんじゃないかなと思ってるところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 7番、眞原誠君。

○7番（眞原 誠君） では、整理させてください。今回、この条例を廃止されて普通財産になった後でも、地元の避難所として活用なさりたい方々との、管理等々の協議をしっかりと踏まえた上で、道筋が見えれば、避難所としての活用もあり得るという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。そのような御理解で結構だと思います。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 今の7番議員からのお尋ねと、それからお答えを聞いておりますと、ちょっと理解ができないところがありますので、お尋ねをします。

私は防災士として、6月1日の防災会議に参加をさせていただきました、傍聴という形で、そのときにいただいた資料の中に、東緑川地区の清流館を指定緊急避難所から削除しますと。削除の理由は、住民からの要望により清流館及び水の森交流館の管理を終了することとなったためというふうにあります。

これはまだなってないですね。今条例を、改定を上程されているわけですので、このこととの整合性。それと、今言われた、もう削除しているけれども、御要望があれば、避難所としての機能をもう1回復活させることもやぶさかではないというお答えだったのかなと思いますが、そういうふうに取り扱ってよろしいんですか。お願いします。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。まず、防災計画の中で、説明の中で、地元の方の

要望があったということの部分につきましては、地元の方から、実際もう管理できないので施設をお返しますというか、そういう話があって、基本的に、じゃあ、もう施設を管理できないので、避難所としての運営は厳しいんじゃないかという話になって、指定緊急避難場所から外したという経緯がございます。

あくまで防災計画は、そのときの防災会議でも説明したかと思うんですけども、あくまで原案として出して、今修正作業に入っている状況です。正式な運用は7月1日から運用となりますので、そこまでに、その辺の意見があって、それを踏まえた上で、そこが削除するのが適当でないという話になれば、その原案の部分の修正するという形になるかと思うところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第36号を採決します。

（「すみません。討論させてください」と呼ぶ者あり）

しばらく休憩します。

休憩 午後1時27分

再開 午後1時32分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を終わりましたので、討論の要求がありますので、ここで討論を行います。

まず、本案に反対者からの討論を求めます。

反対討論の方は挙手ください。

8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 討論の機会を設けていただいて、ありがとうございます。

私は、8番、西田由未子でございます。

山都町緑川生涯学習施設条例廃止に対する反対の意見を述べます。

緑川生涯学習施設清流館は、宿泊施設として、また、災害時の緊急指定避難所として活用されてきた施設です。令和3年以降は、指定管理施設から行政財産として町が直接管理をされていて、令和6年からの利用はないとありました。

町は宿泊施設としての利用が増えるような対策をしてこられたのかということで質問をしましたが、ホームページに載せておりますということだけでした。条例がまだ残っている以上、その宿泊施設、生涯学習施設としての利用目的達成のためには、その施設利用を促す責任が町にはもつとあったはずだと思います。

また、町が緊急指定避難所に指定しているわけですから、避難所機能も果たせるように、年間58万円かけて維持管理をしてこられた。だから住民の方は安心して避難ができていたのだと思い

ます。

ところが、防災会議資料に、住民からの要望があり、清流館及び水の森交流館の管理を終了することとなったため、指定緊急避難所から削除したと報告がありました。今の御答弁では、これは原案ですからというふうにおっしゃいましたが、原案であっても、私はその報告を聞いて、住民の皆さんとの話合いの中で了解されたのだなというふうに解釈をしました。しかし、昨日の一般質問からもありますように、住民説明会も開かれることなく、一部の方の聞き取りのみだったということが分かりました。住民の方に説明が不十分なまま、住民の要望があったからとすることは、あまりにも乱暴ではないかと思います。

そして、管理を終了することになるのは、この条例案が可決されてからのことです。順番が逆であり、行政執行手続としては、不備があると言わざるを得ません。

また、避難所として指定できない理由に、レッドゾーンであるからと言われました。私のほうで調べたところ、このレッドゾーンの指定は、県のホームページを見まして、平成25年頃ではないかと思います。ほかの69の避難所の中で、レッドゾーンのところにある避難所はありません。先ほど言われたように、レッドゾーンにはできないということですよね、前後どちらですかと聞いたのは、このことなんです。じゃあ、住民の方が避難しやすい清流館を避難所として残してほしいと言われるのであれば、防災工事をして、砂防工事なりなんなりの防災工事をして、避難所として残すべきではないかと思います。清和支所への早期避難を促しておられますが、困難な方がおられます。その方に対する手当も提案した中で、例えば、ふれあいバスでの移動支援をしますよとか、そういうことを提案した中で、納得と了解を得て、清和支所を避難所にしますから、ということを住民説明会できちんと説明をして、次の段階に行くべきだと思います。

以上、住民の方の納得と了解を得ないままに、そして手続に不備のあるままの条例改正については、反対をいたします。

○議長（飯開政俊君） 続いて、賛成者の方の討論を求めます。

賛成討論の方は挙手ください。

続いて、反対者の方の討論を求めます。

反対討論の方は挙手ください。

4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） 今、西田議員がおっしゃった中に全てが入っているものと思います。私は、こういう話を聞きまして、一方的にこの避難所を廃止するということではなくて、町が、先ほどバスでの送迎という話が出ました。町はこうするからですね、避難所を廃止しますという案をですね、一つは出してほしかったなというふうに思います。皆さん御存じのように、地理的に非常に難しいところであります。それから大川まで出るというのは、キロ数が相当数あります。それで、高齢者が住んでおるとい話も中には聞きました。そういう方たちにですね、出てくださいと、大川まで早く出てくださいというのはあまりにも、行政がするのは一方的過ぎるという案であります。

ですから、行政側から、こういう案が私どもにありますから、どうか避難所としてのレッドゾ

ーンにありますから、避難所としては指定できないので、お願いをしたいというふうな住民説明をしていただいて、納得をいただければ、私はいいと思います。

反対討論になるかならんか分かりませんが、私はそういうふうに思います。

○議長（飯開政俊君） 賛成者の討論を求めます。

賛成討論の方は挙手ください。

続いて、反対者の方の討論を求めます。

反対討論の方は挙手ください。

続いて、賛成者の方の討論を求めます。

賛成討論の方は挙手ください。

ありませんか。

なければ、これで討論を終了します。

これから採決を諮ります。

起立によって採決をします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 反対多数で否決されました。

日程第4 議案第37号 山都町営住宅条例の一部改正について

○議長（飯開政俊君） 日程第4、議案第37号「山都町営住宅条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） それでは、議案第37号について説明いたします。

議案第37号、山都町営住宅条例の一部改正について。

山都町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月5日提出、山都町長です。

提案理由です。山都町公営住宅等長寿命化計画に基づき、二瀬本団地の一部の解体等に伴い、山都町営住宅条例を改正する必要があります。これが、議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

改正条例文です。

山都町営住宅条例の一部を次のように改正する。

下町団地につきましては、浜町294－7につきまして、令和7年度中に解体済みのため、条例から削除いたします。

中尾B団地につきましても、令和7年度中に団地全部を解体したので、条例から削除します。

二瀬本団地については、二瀬本1727－2を今年度中に解体するため、条例から削除するものです。

いずれも耐用年数の超過及び老朽化による解体となります。

次のページをお願いします。

条例の別表の新旧対照表になります。

左が現行、右側が改正後案となっております。

上から下町団地、中ほどに中尾B団地、次のページに二瀬本団地、それぞれ改正箇所の下線が引いております。

次のページは、令和7年度中に解体した矢部地区の下町団地と中尾B団地の位置図になります。

次のページが下町団地内の図であり、赤文字のバツテン部分が解体した2棟4戸になります。

次のページは、着工前と竣工後の写真になります。

次のページをお願いします。

中尾B団地と小集落住宅の図で、左上の赤文字で示したバツテン部分が解体した1棟2戸となります。

次のページは、着工前と竣工後の写真になります。

次のページをお願いします。

蘇陽地区の二瀬本団地内の位置図であり、今回解体予定となっている建物は、次のページ、赤い太線で囲ってある47-1L-1と2、1棟2戸の現状の写真になります。

2ページに戻っていただきまして、下段の2行になります。

附則です。この条例は、公布の日から施行する。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 二瀬本団地なんですが、その近隣の住宅は、これまでに払下げが行われてきました。今回のこの住宅はお住まいでなかったもので、このまま廃止されるんですが、払下げの要望等はございませんでしたか。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） すいません、なかったものと思います。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「山都町営住宅条例の一部改正について」は、原案のとおり可決され

ました。

日程第5 議案第38号 山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（飯開政俊君） 日程第5、議案第38号「山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） それでは、続きまして、議案第38号について説明いたします。

議案第38号、山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月5日提出、山都町長です。

提案理由です。山都町公営住宅等長寿命化計画に基づき、橘住宅を解体することから、山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

改正条例文です。

下から3行目になりますが、第2条の表、橘住宅の項を削る。この住宅は、もともと高校の校長住宅だった建物であり、築39年で耐用年数を超過し、老朽化しており、入居予定もないため解体することとします。

また、土地は町名義ではなく、借地であり、地代も発生していることから、今年度をもって地代の支払いを終了させることとします。

次のページをお願いします。

新旧対照表です。

現行の第2条の表中、下から3段目、橘住宅を削ります。

次のページは橘団地の位置図になります。

その次のページが、橘団地の現状の写真となります。

2ページに戻っていただきまして、附則です。この条例は、公布の日から施行する。

以上です。よろしくお願いします。

（「高校の住宅じゃない。小学校」と呼ぶ者あり）

すいません、高校の住宅じゃなくて、小学校の校長先生の住宅だそうです。すいません。

○議長（飯開政俊君） 議案第38号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号 山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（飯開政俊君） 日程第6、議案第39号「山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、菊地勝也君。

○環境水道課長（菊地勝也君） それでは、議案第39号について御説明いたします。

山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月5日提出、山都町長。

提案理由です。水需要の変化に伴い、現行の1日最大給水量と実態との間に乖離が生じていることから、実情に即した計画へ見直しを行うため、山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例について改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

最後のページの資料の2をお願いいたします。

この表は、上水道事業の給水人口及び給水量の実績値・予測値となります。

現在、山都町水道事業変更認可手続の作業中ですが、近年の水需要実績や人口動態、社会動向に加え、山都町の上位計画の方針などを踏まえて、将来の水需要を推計しますが、令和2年度より17簡易水道事業及び2小規模水道施設を上水道事業へ統合していることから、令和2年度以降は、20水道施設を統合した予測値であったため、今回、上水道における実測値を整理し、その数値に基づいて、令和7年度以降の将来推計をした結果、令和7年度が算定期間中で最大値となり、今回の申請値といたしますが、先ほど提案理由で申し上げたとおり、現行の1日最大給水量と実態との間に乖離が生じているため、条例の改正を行うものです。

1ページ戻って、資料1をお願いいたします。

水需要予測の結果となりますが、下の表、赤色のアンダーラインが計画1日最大給水量となります。今回、5,500立方メートルで変更認可申請を行います。

表紙から2枚目、2ページをお願いいたします。

改め文です。

第2条第2項第3号中「4,900立方メートル」を「5,500立方メートル」に改めます。

次のページ、3ページは新旧対照表ですので、御確認をお願いいたします。

附則です。この条例は、本町が給水量を増加させることについて熊本県知事の認可を受けた日から施行する。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第39号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第40号 山都町水道事業等給水条例の一部改正について

○議長（飯開政俊君） 日程第7、議案第40号「山都町水道事業等給水条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、菊地勝也君。

○環境水道課長（菊地勝也君） それでは、議案第40号について御説明いたします。

山都町水道事業等給水条例の一部改正について。

山都町水道事業等給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月5日提出、山都町長。

提案理由です。水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給することができるよう、水道施設の更新、耐震化等を計画的に進める上で必要な財源の確保及

び費用負担の適正化を目的として、水道料金の額を改定するため、山都町水道事業給水条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

5 ページの資料、水道料金の改定についての次のページをお願いいたします。

経営の基本原則をお示ししておりますが、水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与し、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないこととされています。

次のページをお願いいたします。

独立採算制の原則です。

水道事業は、水道料金などの収入によって運営されなければならないという独立採算制であることが原則でございます。

次のページをお願いいたします。

水道を取り巻く全国的な状況としまして、施設整備の老朽化の進行、耐震化の遅れによる大規模災害時の断水の長期化のリスク、事業規模が小規模であるがゆえ経営基盤が脆弱である等の課題を指摘されており、本町もその例外ではありません。

次のページをお願いします。

こうした課題に対応すべく、施設等更新計画改定とお示ししておりますが、水道事業において安定的、持続的かつ効率的に運営するために、施設や設備等の更新・耐震化が必要となります。

そこで将来予測の確実性、施設整備の合理性及び経営状況を踏まえて、算定期間を10年間とし、計画目標年次を令和15年度とする更新計画の改定を行いました。令和6年度の事業実績及び令和7年度以降の事業予測修正、資材等の物価高騰などにより、再構成を実施しております。

事業内容については、(1)から(3)まで掲げているとおりですが、総事業費は約39億円を超えるのではないかと推計しております。

次のページをお願いします。

令和7年度には山都町水道ビジョン経営戦略の中間見直しを行い、近年の水需要実績や人口動態、社会動向に加え、山都町の上位計画の方針などを踏まえて、将来の水需要を予測し、その裏づけとなる財源について検討した部分の説明となります。上段に更新計画の内訳、中段に財政計画として、資金残高の確保と維持経費の削減、下段に料金改定について試算を行った結果を記載しております。

令和13年度の資金残高を約2億円、災害などの復旧のための費用を確保するためには、右下のグラフのとおりとなります。水道料金の改定率を20%と設定しなければ達成できないこととなります。

次のページをお願いします。

こうしたことを背景に、資料にありますとおり、昨年5月に、山都町水道事業運営審議会に対して、料金等の改定案について諮問させていただきました。これに対し、今年1月に同審議会から答申がなされ、水道料金については、現行の料金から一律20%の増額改定を行うことが妥当であること、その改定の時期は令和9年4月からが適当であるというものでした。

下の青い帯部分が、答申を基に決定した改定案でございます。基本料金と従量料金の二部料金制を維持しつつ、料金改定率を20%増額することといたしました。

次のページをお願いします。

水道料金に関する改定案です。

水道料金の額について、各用途のそれぞれ1か月の基本料金及び従量料金について、20%程度の料金改定を行い、水道料金の額を改めます。

2ページをお願いします。

改め文です。

別表1、山都町水道事業の給水区域の表を次のように改めます。

4ページは新旧対照表ですので、御確認をお願いいたします。

次のページ、3ページをお願いいたします。

附則です。施行期日は、第1項により、令和9年4月1日から施行すると規定しています。

経過措置は、第2項により、この条例の施行の日以後の使用に係る料金について適用し、施行期日前の使用に係る料金については、なお従前の例によると規定しています。

最後に、審議会からの答申にも記載がありますが、料金改定に当たっては、水道事業の現状や改定の必要性について、広報誌や資料等を活用し、分かりやすく丁寧な説明を行い、住民の理解を得られるように努めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第40号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 物価高騰の折、いろんなものが値上げになるということで、最後言われました住民の方への本当に丁寧な説明というのは大変重要だと思っております。

その中で、この水道料金を免除されるような仕組みってありましたでしょうか。すいません、勉強不足で、これはどんな経済状況のお宅でも全員支払うべきものですか。

○議長（飯開政俊君） 環境水道課長、菊地勝也君。

○環境水道課長（菊地勝也君） お答えいたします。8番議員の減免についての、かと思いますが、現在のところ減免の措置については、ありませんけれども、冬場に凍結したときの漏水に対しての修理の補助、失礼しました。水道料金に対しての2分の1の減免はございます。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号「山都町水道事業等給水条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第42号 令和8年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（飯開政俊君） 日程第8、議案第42号「令和8年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、菊地勝也君。

○環境水道課長（菊地勝也君） 引き続き御説明いたします。

それでは、議案第42号、令和8年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

まずは、6ページをお願いいたします。

補正予算第1号の説明書です。

収益的収入及び支出。

支出の部。

1款1項4目総係費につきまして、61万5,000円を補正しております。

8節旅費及び19節負担金の金額は、職員の水道技術者資格取得に必要な費用を計上しております。

次のページ、7ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

支出の部より説明しますので、次のページをお願いいたします。

1款1項1目原水施設改良費につきまして、26万4,000円を補正しております。

3節工事請負費の全額は、大矢野原地区簡易水道施設テレメータ装置回線移行工事の増額分を計上しております。これは当初予算編成時、昨年10月の見積りから、機器等の物価高騰により見積書の再提出を受け、増額を行うものです。

前のページに戻っていただき7ページをお願いします。

収入の部。

1款3項1目負担金につきまして、223万6,000円を減額補正しております。

1節工事負担金の全額は、先ほど説明しました大矢野原地区簡易水道施設テレメータ装置回線移行工事が、防衛省所管再編関連訓練移転等交付金の活用ができることとなったため、地元の工事負担金の減額を行うものです。

1款6項1目他会計補助金につきまして、250万円を補正しております。

1節一般会計補助金の全額は、先ほど説明しました再編関連訓練移転等交付金を一般会計から繰り入れるものです。

次に、前に戻っていただき、２ページをお願いします。

令和８年度山都町水道事業会計補正予算（第１号）。

第１条、令和８年度山都町の水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条、令和８年度山都町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

支出。

第１款水道事業費用、４億１,２５５万６,０００円、６１万５,０００円、４億１,３１７万１,０００円。

第１項営業費用、３億８,５３４万９,０００円、６１万５,０００円、３億８,５９６万４,０００円。

第３条、予算第４条に定めた資本的収入と資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第１款資本的収入、２億６,２００万１,０００円、２６万４,０００円、２億６,２２６万５,０００円。

第３項負担金、１,０１０万６,０００円、２２３万６,０００円の減です。７８７万円。

第６項他会計補助金、０円、２５０万円、２５０万円。

支出。

第１款資本的支出、５億８２７万７,０００円、２６万４,０００円、５億８５４万１,０００円。

第１項建設改良費、３億１,７５５万４,０００円、２６万４,０００円、３億１,７８１万８,０００円。

第４条、予算第９条中「１億３,７３１万６,０００円」を「１億３,９８１万６,０００円」に改める。

令和８年６月５日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第４２号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから議案第４２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号「令和８年度山都町水道事業会計補正予算（第１号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第９ 議案第４３号 町有の組合委託林立木の処分について

○議長（飯開政俊君） 日程第９、議案第４３号「町有の組合委託林立木の処分について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

蘇陽支所長、有働頼貴君。

○蘇陽支所長（有働頼貴君） それでは、議案第43号について御説明いたします。

議案第43号、町有の組合委託林立木の処分について。

町有の組合委託林立木を次のとおり処分することとする。

1、物件の所在。所在地・面積、山都町馬見原字鏡山1264番地1ほか6筆です。14.3ヘクタールです。

2、処分対象物件。杉、ヒノキほかです。8,531立米。

3、処分の方法。伐採を行わず、契約地の立木評価を行い町有林造林契約に基づき分収し、立木の権利を譲り受ける。

4、造林契約の相手方。一里木造林組合、代表、山本米市、現在代表者、中矢美記男氏です。ほか11組合。

令和8年6月5日提出、山都町長。

提案理由です。旧蘇陽町の組合委託林立木を処分するには、地方自治法施行令第3条の規定に基づき山都町において引き続き施行した蘇陽町町有林分収条例第4条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

資料に基づき説明します。

今回の経緯です。

当該契約町有組合委託林については、鏡山団地の各造林組合から造林契約解約申請書が提出されており、関係者と協議を重ねてまいりましたが、解約に際し立木の伐採は行わず今後も町有林として適正管理に努める方向で双方が合意に達しております。

続いて、処分の方法についてですが、先ほど申し上げましたとおり、契約地の立木を評価した上で、町有林造林契約第5条の規定に定める割合で評価額を分収し、町が立木の権利を譲り受けるものです。

立木評価の方法については、契約地内において標準地調査を行いました。具体的には、契約地内の立木密度、胸高直径、樹高を調査し材積を求積しました。

立木評価額の算出方法です。材積に売上げ単価を乗じる売上げ価格1億384万440円から、経費全般8,666万4,626円を引いた、差引き1,718万1,000円です。なお、本来の単純な差引きでは1,717万5,814円ですが、標準地調査による概算のため、1、売上げ価格から、2、市場等の経費、3、伐採等経費を引いたときに、各組合分の1,000円未満を切上げております。その後、調査費用を引いた合計を立木評価額として計上しております。

よって、分収契約者側、組合側の分担金相当額は、町有林造林契約第5条に規定されている割合である7割を乗じて1,202万6,700円となります。

次のページを御覧ください。

対象分収林地の所在地です。

次のページを御覧ください。

当該箇所の航空写真に契約林班界図を重ねたもので、各組合の位置を示しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） 議案第43号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） ちょっと教えてください。これ何年生木ぐらいだろう。

○議長（飯開政俊君） 蘇陽支所長、有働頼貴君。

○蘇陽支所長（有働頼貴君） お答えします。かなりありますけども、おおむね林齢で60年から70年となっております。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 60年、70年生っていうと、今一番切ったほうがいいぐらいの話だと思うんですよ。これ以上おいたって、あんまりいいことはないって。ていう考えからいくとですよ、これ、今後は町が契約した分収林が、町が今度はそのままいただくという感じになるんですよ。それよりも、今売って、町はいただきし、売ってしまったほうが、いいんじゃないだろうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（飯開政俊君） 蘇陽支所長、有働頼貴君。

○蘇陽支所長（有働頼貴君） 議員おっしゃられるとおり、通常の場合は、全部伐採、全伐した後で、その代金から分収の7割をお支払いするんですが、この図面、一番最後のページになりますが、場所が鏡山のほうで非常に急峻な土地でありますので、全伐した場合、災害等もありますし、過去に林地災害等も行っておりますので、一旦立木の権利を町のほうに渡した上で、定期的な適正な間伐で出したりとか、そういう形で林地保護も兼ねて、そういう、今回は立木の権利を買うという形になっております。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「町有の組合委託林立木の処分について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時32分

6 月 12 日（金曜日）

令和8年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和8年6月5日午前10時0分招集
 2. 令和8年6月12日午前10時0分開議
 3. 令和8年6月12日午前11時27分閉会
 4. 会議の区別 定例会
 5. 会議の場所 山都町役場議場
 6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 議案第44号 財産の取得について（山都町コミュニティバス購入）
 - 日程第2 議案第45号 財産の取得について（消防団小型動力ポンプ付き軽積載車購入）
 - 日程第3 議案第46号 工事請負変更契約の締結について（水の宇土川③河川災害復旧工事）
 - 日程第4 同意第5号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第5 同意第6号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第6 同意第7号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第7 同意第8号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第8 同意第9号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第9 同意第10号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第10 同意第11号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第11 同意第12号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第12 同意第13号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第13 同意第14号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第14 同意第15号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第15 同意第16号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第16 同意第17号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第17 同意第18号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第18 同意第19号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第19 同意第20号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第20 同意第21号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第21 同意第22号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第22 同意第23号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
 - 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第24 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第25 委員会報告 請願付託報告について
 - 日程第26 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について
-

7. 本日の出席議員は次のとおりである（12名）

1 番 梶 原 甲 亮	2 番 境 公 夫	3 番 増 田 公 憲
4 番 後 藤 誠 輝	5 番 東 浩 昭	6 番 坂 本 幸 誠
7 番 眞 原 誠	8 番 西 田 由未子	9 番 中 村 五 彦
10 番 矢仁田 秀 典	11 番 藤 川 多 美	12 番 飯 開 政 俊

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	坂 本 靖 也	副 町 長	坂 本 浩
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	工 藤 博 人
清 和 支 所 長	西 田 法 生	蘇 陽 支 所 長	有 働 頼 貴
会 計 管 理 者	高 野 隆 也	政 策 推 進 課 長	山 下 公 司
まちづくり課長	北 貴 友	町 民 課 長	玉 目 知 穂
健康福祉課長	長 崎 早 智	環 境 水 道 課 長	菊 地 勝 也
農業振興課長	松 本 文 孝	林 業 振 興 課 長	村 山 浩 司
建 設 課 長	西 賢	商 工 観 光 課 長	山 邊 剛
学校教育課長	鈴 木 保 幸	生 涯 学 習 課 長	平 岡 哲 也
そよう病院事務長	枝 尾 博 文	監 査 委 員	橋 本 由紀夫

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長 高 橋 尚 孝 外 2 名

開議 午前10時0分

○議長（飯開政俊君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第44号 財産の取得について（山都町コミュニティバス購入）

○議長（飯開政俊君） 日程第1、議案第44号「財産の取得について（山都町コミュニティバス購入）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） おはようございます。

議案第44号について説明いたします。

議案第44号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することとする。

番号、山まち備第1号。

品名、山都町コミュニティバス。

規格・数量、29人乗りマイクロバス1台。

契約金額、1,111万円、税込みです。

契約の相手方、熊本県上益城郡山都町今241番地1、有限会社サックス商会、代表取締役、田上文寛。

契約の方法、指名競争入札。

令和8年6月5日提出、山都町長です。

提案理由です。本件の財産を取得するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する動産の買い入れに該当し、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。物品売買契約の概要です。

矢部地区のマイクロバス（熊本200さ906）は、初年度登録から20年が経過し、一般的なマイクロバスの寿命である走行距離50万キロを超えており、故障も多いため、車両を更新するものです。

5番、納入場所は山都町バスセンター。

6番、開札年月日は令和8年5月20日。

7番、予定価格は1,210万円。

8番、契約金額1,111万円。

10番、財源内訳は一般財源となります。

次のページを御覧ください。開札調書の写しとなります。

指名業者は町内業者8社となっており、応札があったのは3社、入札辞退が5社となっております。

次のページをお願いします。物品売買仮契約書です。

山都町と有限会社サックス紹介とは、物品の売買に関して、以下のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

第1条、契約の要項です。

番号、山まち備第1号。

品名、山都町コミュニティバス。

規格及び数量、29人乗りマイクロバス1台、三菱ふそうROSA。

納入期限は令和9年2月26日です。

第2条、契約保証金については免除です。

次のページを御覧ください。最後の行です。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保

有する。

令和8年5月22日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町今241番地1、有限会社サックス商会、代表取締役、田上文寛。

次のページを御覧ください。バスの仕様書になります。

中段より下12番で、現在の車両の廃車手数料等について、見積り金額に含めることを示しております。

バスは引き続き必要であり、単なる車両の購入ではなく、更新をすることとし、既存車両の廃車手続も含めて契約をするということで、事務の簡素化を図ったものです。

また、入札の方法は指名競争入札で、町内の事業者を指名して入札しており、廃車手続を含めた仕様にするので、下取りの要素も発生し、落札額が低下することにも期待したところです。

次のページをお願いします。バスの仕様明細書です。

一番上の本体ですが、運転席1、座席22、補助席6の29人乗りとなっております。また、カーナビはテレビ機能のついていない仕様となっております。そのほかコミュニティバスとして必要な装備を備えております。

次のページを御覧ください。車両のイメージ写真です。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） 議案第44号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） このコミュニティバスは、浜町から馬見原のほう、それから高森まで行くバス路線で使われるものだと思っておりますが、それでいいのでしょうかという確認と、路線以外で使うことができるのでしょうかということと、それと、スクールバスには車椅子が乗れる仕様にしてある、新しい購入に当たってはですね。ですが、この場合はその仕様がないように見受けられますが、どうしてこの仕様になったのかということ、3点お願いします。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） コミュニティバスの車両かということですけども、町が所有する車両になりますので、場合によっては、コミュニティバスだったりスクールバスに回ることもあるかと思われます。

車椅子の仕様に関しましては、昨年度、コミュニティバスに関しても導入しておりますので、今回は車椅子の仕様ということではないというところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありますか。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） カーナビがついてないって言われたんですけども、追加のところで、カーナビがテレビ機能はなしというふうに書いてありますけれども。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） カーナビがないとは申ししておりません。カーナビがないということではなく、カーナビはテレビ機能のついていない仕様ですと申し上げております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） 下取りも含めてとおっしゃったんですけれども、下取り価格は聞いておられますかね。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） 見積りを取る際に、下取りも含めた形で見積りを出してくださいという形になっておりますので、明確にそれが、下取りが幾ら、車の車両が幾らということでは、はっきり数字として出ているものではありません。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 8番、西田由未子君。

○8番（西田由未子君） 車椅子仕様のバスについては、ほかのところでは導入も確かにしていただいておりますが、どこでどなたが乗ってこられるか分からないわけですね。だから、新しく更新されるときには、やはり全てのバスは車椅子対応にしていってほしいというふうに思います。何ていうかな、介護事業者が使われるような、ああいう仕様ではなくても、低床になって、そして、座席を移動させることで車椅子を乗せるような仕様もあるはずですよ。そういうのを皆さん見かけられたと思いますので、今度からの更新のときには、ぜひいろんな形の対応、仕様はあると思いますので、とにかく車椅子の方だけでなく、低床だとお年寄りの方も上りやすいんですよ、ステップが低床だと、低いと。そういう仕様にしていただきたいと思っておりますが、これからの方針としていかがですか。

○議長（飯開政俊君） まちづくり課長、北貴友君。

○まちづくり課長（北 貴友君） コミュニティバスは7台ありますが、昨年度導入した車椅子対応の車両以外は古い車しかありません。そのため、毎年のように入替えをしていく必要がありますが、その全てを車椅子対応の車両にすることは、ちょっと現実的ではないかなと考えております。

しかし、今後必要となった場合には、車椅子車両などの福祉車両を導入する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「財産の取得について（山都町コミュニティバス購入）」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第45号 財産の取得について（消防団小型動力ポンプ付き軽積載車購入）

○議長（飯開政俊君） 日程第2、議案第45号「財産の取得について（消防団小型動力ポンプ付き軽積載車購入）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） おはようございます。

それでは説明いたします。

議案第45号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することとする。

- 1 番号、山消整第2号。
- 2 品名、消防団小型動力ポンプ付き軽積載車。
- 3 規格・数量、1台（軽4輪駆動トラックタイプ）。
- 4 契約金額、789万8,000円、税込みです。
- 5 契約相手方、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘公一。
- 6 契約の方法、指名競争入札。

令和8年6月5日提出、山都町長。

提案理由です。本件の財産を取得するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する動産の買入れに該当し、議会の議決を経必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1を御覧ください。物品売買契約概要です。

- 1、本件の概要となります。

第8分団、こちら、今回は馬見原ですね、こちらに配備中の消防団ポンプ車について、初年度登録から24年が経過し、経年劣化が進んでおり、更新する必要があります。また、狭隘な道路が多い本町においては、小回りが利き、火災現場等で効率よく対応できる小型車両が求められます。加えて、標準の普通免許で運転することが可能であることから、軽4輪により更新することとしたものです。

2から4は重複しますので省略します。

- 5 納入場所、山都町役場。

- 6 開札年月日、令和8年5月27日。

- 7 予定価格、815万1,000円。

8番、9番は省略します。

- 10 財源内訳は、緊急防災・減災事業債780万、一般財源9万8,000円です。

次のページを御覧ください。資料2は入札結果報告書となります。

次のページを御覧ください。開札調書となります。

5社を指名しまして、税抜き718万円で、三輝物産株式会社が落札しております。

次のページ、資料4を御覧ください。物品売買仮契約書の写しとなります。

1から3は省略します。

4 納入期限は令和9年3月12日としています。

5は省略します。

6 契約保証金は免除です。

発注者山都町と受注者三輝物産株式会社とは、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、物品売買契約約款の各条項及び上記内容によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和8年6月1日、発注者、山都町長、受注者、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘公一。

次のページを御覧ください。物品売買契約約款となります。

ちょっと飛ばしまして、資料5を御覧ください。仕様書となります。

主な物品は、資料をちょっとめくっていただきまして、3ページ目の中ほどに、2の軽積載車と、また、ページを飛ばしまして、5ページ目の4の小型ポンプ、これが主な中身になります。

ちなみに小型ポンプにつきましては、通常、今各班に配備しているものはB-3級というタイプのものなんですけれども、今回はB-1級ということで、ちょっと寸法が、一回り大きく、出力も高く、通常は2栓延長なんですけれども、このタイプのポンプは4栓延長が可能なタイプになるものです。

その次のページを御覧ください。装備品等の一覧になります。

こちらは御覧いただければと思います。

最後のページ、資料6を御覧ください。

車両をイメージしていただくために、図をおつけしました。参考までに御覧いただければと思います。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 議案第45号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、中村五彦君。

○9番（中村五彦君） 時代の流れです。仕方がないのかもしれませんが、先ほどのマイクロバスが20年使ってということで、この軽トラックでですね、これが20年ぐらいもつでしょうかね。

それと、ポンプ自体が重くなると、二人おっても運べんようになりやせんかっていうのが、現状がそうだろうと思います。そういう点は考慮されましたでしょうか。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。御質問2点かと思います。

1点、長くもつのかっていう部分なんですけれども、今、各分団に入ってます積載車、それと、軽積載車も数台入ってますけれども、定期的に適正な点検を、消防団員さんにはしていただいていると思いますので、かなりもっているほうだとは思いますが。消防車両、結構多く所持していますけれども、今現状で経過年数等を見ますと、半数以上がやっぱりもう20年超えてる車両があるんですけれども、皆さん大事に扱っていただいております、保持できてますので、何とかそこは消防団員さんの協力を仰ぎたいところです。

あとポンプの重さなんですけれども、実際の重さは、さっき通常入ってるのがB－3級ということをお伝えしましたけれども、基本的に重さはそこまで変わらないです。B－3級が100キロぐらい、このB－1級が110キロぐらいの数量で、確かに重いです。ですので、二人で何とかぎりぎり抱えられるのかなと。

ここの装備の一覧を見ていただくと載ってるんですけれども、軽積載車から下ろす時は、何ですか、電動で下りるタイプにはなってますので、そこまで下ろして、その後が手作業という形になろうかと思うところです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤誠輝君。

○4番（後藤誠輝君） これ、事務的なことですが、②の入札結果報告書ですが、これに5番に、6番ですか、落札金額、落札金額が718万じゃないですかね。これ、契約金額と落札金額は違うと思いますので、単純なところでの間違いだろうと思いますけれども、括弧が、税込みで789万8,000円と、金額が逆じゃないかなと思いますが。いや、②です。②入札結果報告で、落札金額ちゅうのは、あくまでも718万じゃないですかということです。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） 一応、そうですね、落札金額だけで言うと、この税抜き金額の部分が、開札の部分の価格かと思います。この辺はちょっと記述の関係もありますので、ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） これ、何でオートマにしてあるかをちょっと聞きたいんですけども。オートマだったら、押しがけも何もできんでしょうね。

○議長（飯開政俊君） 総務課長、工藤博人君。

○総務課長（工藤博人君） お答えします。今押しがけもおっしゃいまして、私もマニュアル持ってますけれども、今の免許が、もう基本オートマがもう通常になります。マニュアルを取

ろうとすると、解除しないと、別な免許を取らないとマニュアルが取れません。そういう状況からすると、今後はやっぱりもうオートマが基本になってくるので、これであえてミッションタイプを選択するという余地はちょっとなかったかなと思っております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「財産の取得について（消防団小型動力ポンプ付き軽積載車購入）」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第46号 工事請負変更契約の締結について（水の宇土川③河川災害復旧工事）

○議長（飯開政俊君） 日程第3、議案第46号「工事請負変更契約の締結について（水の宇土川③河川災害復旧工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） 議案第46号について説明します。

議案第46号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年第4回山都町議会定例会において議決された、水の宇土川③河川災害復旧工事の請負契約のうち、請負代金額1億613万5,700円を1億689万5,683円に変更することとする。

令和8年6月12日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。資料1になります。

工事請負変更契約の概要です。

- 1 工事番号、5 災補河第151号。
- 2 工事名、水の宇土川③河川災害復旧工事。
- 3 工事場所、山都町御所地内。
- 4 当初契約年月日、令和6年12月13日。
- 5 財源内訳につきましては、変更後の全体額及び増減、備考を読み上げます。

負担金1億347万5,000円、73万6,000円の増、負担率は96.8%です。公共土木施設災害復旧事

業国庫負担金です。起債300万円、増減なしです。災害復旧事業債です。一般財源42万683円、2万3,983円の増です。変更後の請負額合計1億689万5,683円、今回の変更請負額75万9,983円の増額です。

工事内容について説明します。

復旧延長334.0メートル、14工区に変更はありません。

変更後の数量について読み上げます。変更増減につきましては、次のページで説明します。

掘削工920立米、盛土工83立米、張芝工88平米、ブロック積工1,033平米、小口止工12立米、すりつけ工77平米、仮設道路工606メートル。

7 契約の相手方、上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲司。

次のページ、資料2をお願いします。変更数量の増減表になります。

今回、主要構造物に変更はございません。仮設工において、仮設道路の敷鉄板を48メートル追加するものです。

次のページをお願いします。公共工事請負変更仮契約書の写しです。

1から3については省略します。

4 変更契約事項、変更工事請負額、増額75万9,983円。

令和6年12月13日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更事項のとおり請負契約を変更する。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは、無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和8年6月4日、発注者、山都町長、受注者、上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲司。

次のページ、資料4をお願いします。

水の宇土川③河川災害復旧工事の地図になります。御所地内です。

次のページ、資料5をお願いします。工事平面図になります。

先ほど説明しましたとおり、主要構造物に変更はございませんが、図面中ほどの上段部、赤書きで示している箇所について、工事用道路として利用する農道です。一部現況のコンクリート舗装の老朽化が著しいため、仮設用の敷鉄板で養生し通行したいものです。2か所の合計が48メートルとなります。

次のページをお願いします。資料6になります。

敷鉄板を施工する箇所で、敷鉄板施工前の写真となります。現況コンクリート舗装のクラックが著しい箇所を示しております。

以上で説明終わります。

○議長（飯開政俊君） 議案第46号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） そもそもがですよ、この工事をするときに、その農道を使うって、するっていうのが分かっとったはずって思うんですよ。そういう道路であるというのが分かっとったら、最初の設計の段階で、この40何メートル分、鉄板を入れとくべきだったんじゃないかと思うんですよ。後からこうやって、こういう状況でしたのでっていうのは、ちょっと違うんじゃないか。工事をした結果、盛土がいっぱい出ましたとか、芝の面積が広がりましたとか、そういうのは、工事上出てくるというのは、変更は考えられる。ただし、この工事用道路っていうのは、前もって分かっとったはず。入札の段階で分かっとったはずと思うんですが、いかがですか。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） この工事については、令和5年災の災害になります。令和5年災につきましては、簡素化させてやとりまして、コンサルさんが、初めに現場行って、大丈夫と思って入れとらんだったと。しかし、現場に入ろうとしたら、それも一部区間ですね、2か所で、その間は健全ということで、一部区間を、舗装が悪いんで、このままじゃもう壊れてしまうということで、今回変更で追加をお願いしたいものです。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 6番、坂本幸誠君。

○6番（坂本幸誠君） この赤のところが48メートルとおっしゃったんで、この間はどがんなっと。間は。

○議長（飯開政俊君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） この間につきましては、もう健全であるために、敷鉄板を敷いて養生する必要がないと判断した箇所になります。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「工事請負変更契約の締結について（水の宇土川③河川災害復旧工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 同意第5号 山都町農業委員の任命について同意を求める件

日程第5 同意第6号 山都町農業委員の任命について同意を求める件

日程第6 同意第7号 山都町農業委員の任命について同意を求める件

日程第7 同意第8号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第8 同意第9号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第9 同意第10号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第10 同意第11号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第11 同意第12号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第12 同意第13号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第13 同意第14号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第14 同意第15号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第15 同意第16号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第16 同意第17号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第17 同意第18号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第18 同意第19号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第19 同意第20号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第20 同意第21号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第21 同意第22号 山都町農業委員の任命について同意を求める件
日程第22 同意第23号 山都町農業委員の任命について同意を求める件

○議長（飯開政俊君） 日程第4、同意第5号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」から、日程第22、同意第23号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」までは、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 同意第5号から第23号までの山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、令和8年7月19日をもって任期満了となる農業委員会委員定数19名の任命について同意を求めるものでございます。

同意第5号、山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

次の者を山都町農業委員会委員に任命したいので、同意を求める。

令和8年6月5日提出、山都町長。

1、同意を求めるもの。住所、山都町東竹原1014番地、甲斐和男、生年月日、昭和27年7月16日、満73歳。

提案理由です。農業委員会委員を任命するためには、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同意を得る必要があります。これが、この同意を提出する理由です。

甲斐氏は、長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

以下、同意第23号まで、提案理由については、同文ですので省略し、住所、氏名、生年月日と本人の経歴等を説明いたします。

同意第6号。

山都町田小野356番地、柿田恵、昭和31年12月5日、満69歳。

長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。認定農業者OBです。農地利用最適化推進委員を1期3年務められています。

同意7号。

山都町浜町292番地、後藤康喜、昭和20年6月3日、満81歳。

農業委員会委員を3期9年務められていて、地域のリーダー的立場にあられます。農業委員会では、法律の定めるところにより、中立委員の任命が必須要件となっており、農業従事者以外の方として任命するものです。

同意第8号。

山都町畑410番地、山下照、昭和32年1月20日、満69歳。

農業委員会委員を1期3年務め、認定農業者として長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第9号。

山都町柳井原668番地、園田浩之、昭和35年4月28日、満66歳。

長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意10号。

山都町島木4794番地1、吉本康正、昭和33年4月11日、満68歳。

認定農業者として長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。農地利用最適化推進委員を1期3年務められています。

同意第11号。

山都町菅1791番地、松川陽一、昭和46年7月3日、満54歳。

農業委員会委員を1期3年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されていて、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第12号。

山都町柚木798番地、藤川道博、昭和36年3月7日、満65歳。

長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。認定農業者OBです。農地利用最適化推進委員を1期3年務められています。

同意第13号。

山都町田所286番地、今村湖一、昭和36年11月26日、満64歳。

長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意14号。

山都町下名連石373番地、藤本京士、昭和35年7月8日、満65歳。

長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第15号。

山都町川口802番地、芹口昭浩、昭和35年7月24日、満65歳。

農業委員会委員を1期3年務め、認定農業者として長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第16号。

山都町八木756番地1、本田英和、昭和28年10月29日、満72歳。

長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。認定農業者OBです。

同意第17号。

山都町伊勢543番地、山邊雄、昭和33年2月19日、満68歳。

長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第18号。

山都町柏408番地、小崎芳雄、昭和34年7月17日、満66歳。

農業委員会委員を1期3年務め、長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。認定農業者OBです。

同意第19号。

山都町御所3103番地4、木村幸則、昭和37年11月26日、満63歳。

農業委員会委員を1期3年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されていて、地域のリーダー的立場であられます。

同意第20号。

山都町長田467番地、田中秀雄、昭和28年11月30日、満72歳。

認定農業者として長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場であられます。農地利用最適化推進委員を1期3年務められています。

同意第21号。

山都町城原203番地、西田毅、昭和26年2月4日、満75歳。

農業委員会委員を1期3年務め、長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第22号。

山都町米生176番地2、門岡和美、昭和26年9月10日、満74歳。

農業委員会委員を4期12年務められています。認定農業者として長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第23号。

山都町緑川3546番地、稲葉誠一、昭和26年2月1日、満75歳。

長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

以上、農業委員会委員19名の任命について同意を求めます。

なお、全員が自治振興区または区長、区長会、個人の推薦による届出となっております。よろしくをお願いします。

○議長（飯開政俊君） 同意第5号から第23号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） 農業委員の任命については、町長が任命されるわけですが

ですね。これを見ますと、女性農業委員が一人ですか、あっ、二人。一人ですね。

たしかかですね。今、今はというか、執行部もそうですけども、女性の登用が非常に望まれるときに、もっと増やすということは考えられなかったのか。ていいますのは、今の農業の世界をいきますと、男性が主ではないということです。女性の働き場として農業界があるっていう部分が非常に大きい。その中で、この町ですね、将来の農業を考えるときには、農業委員の中には女性を増やすべきだろうと考えます。大変だろうと思うんですよね。農業委員決めんのは、大変だと思いますが、その辺はどう考えられた結果でしょうか。

○議長（飯開政俊君） 農業振興課長、松本文孝君。

○農業振興課長（松本文孝君） それではお答えをいたします。農業委員の女性の委員の登用につきましては、今回の推薦を受けるに当たりまして、令和7年の12月1日に区長宛ての文書を配付しております。その中に、女性農業委員登用の積極的な推薦についてチラシを入れさせていただいたところでございます。女性農業委員登用については、かねてからの課題となっておりまして、農業委員会三役会で時間をかけて検討したところでございますけれども、地区回しにするとか、他の団体の女性部等にお願ひし推薦をもらうとかという、いろいろな意見もございましたけれども、農業委員自体の確保も難しい状況の中で、地区への縛りを入れるのもどうかというような話もありまして、他団体となると、また毎月の総会に出席が可能なのかというような検討も実施したところでございます。

最終的には、各地区の現農業委員さんよりお願ひを行い、地区の判断に任せるということになりました。今後も引き続き女性農業委員登用については、よりよい方法を検討してまいりたいというふうに思います。

ちなみに農地利用最適化推進委員候補としては、1名の女性が推薦をされております。

以上です。

○議長（飯開政俊君） 10番、矢仁田秀典君。

○10番（矢仁田秀典君） いや、町長の考えを聞きたい。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。これまで、農業委員はたしか2名女性委員がいらっしゃると思います。今農業振興課長が申し上げましたように、また委員のほうからも御提案があったように、やっぱり今後の農業を取り巻く中では、女性の委員が増えることは、非常にやっぱり大事なことだというふうに思っております。そのため、今回の選任に当たりまして、町といたしましては、できる限りそういう体制をとっていきたいという思いで周知をし、お願ひをしてきたところでございますが、結果的には1名ということになってまいりました。

引き続きそのことについては、できる限り増えていくようなことで進めてまいればというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

これから日程第4、同意第5号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。
この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第5号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

同意第6号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第6号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第6、同意第7号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第7号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第7、同意第8号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第8号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第8、同意第9号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第9号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第9、同意第10号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第10号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第10、同意第11号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第11号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第11、同意第12号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第12号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第12、同意第13号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第13号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第13、同意第14号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第14号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第14、同意第15号山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第15号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第15、同意第16号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第16号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第16、同意第17号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第17号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第17、同意第18号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第18号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第18、同意第19号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第19号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第19、同意第20号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第20号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第20、同意第21号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第21号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第21、同意第22号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第22号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第22、同意第23号、山都町農業委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（飯開政俊君） 起立多数です。

したがって、同意第23号「山都町農業委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（飯開政俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第24 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（飯開政俊君） 日程第23、諮問第1号、日程第24、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

町長の説明を求めます。

町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） 諮問第1号から第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件は、欠員となっていた1名の新任に関する件と、令和8年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員の再任に関する件について意見を求めるものです。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年6月5日提出、山都町長。

意見を求める者。

住所、熊本県上益城郡山都町井無田1110番地2。

氏名、吉川美加。新任です。

生年月日、昭和34年6月11日です。

提案理由です。人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があります。これが、この諮問を行う理由です。

吉川氏は、山都町井無田の方で、平成25年11月から令和7年10月までの期間、山都町議会議員として御活躍されました。また、山都町立図書館ボランティアや学校協働活動推進委員としても積極的に活動しておられます。地域の状況について精通されており、住民からの信頼も厚く、人権擁護委員について深い理解をお持ちです。よって、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、ここに法務大臣へ推薦したく、意見を求めるものです。

諮問第2号も、提案理由につきましては、同文でございますので省略し、住所、氏名、生年月日と当人の経歴等を説明いたします。

諮問第2号。

住所、熊本県上益城郡山都町緑川1952番地。

氏名、奈須豊子。再任です。

生年月日、昭和37年6月25日です。

奈須氏は、山都町緑川の方で、令和5年10月1日より人権擁護委員として、現在1期目を務められております。現任期は令和8年9月30日までです。また、民生・児童委員を令和7年11月まで3期にわたって務めておられ、住民からの信頼も厚い方です。人権擁護委員としての役割についても十分な理解と見識をお持ちであり、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、ここに法務大臣へ2期目の再任推薦をしたく、意見を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 諮問第1号と第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 諮問第1号についてなんですが、今、お人柄については、町長から説

明があったとおりでございます。町議会議員をされてこられたということで、町民の皆さんの、町民っていうか、人権相談員はあらゆる人からの相談を受けなければなりません。ところが、やっぱり政治家だったということで、敷居が高くて相談しづらいのではないかという意見をいただきましたので、そういうところは考えられたのかということをお尋ねいたします。

○議長（飯開政俊君） 健康福祉課長、長崎早智君。

○健康福祉課長（長崎早智君） お答えいたします。まず今回、諮問1号で推薦をお諮りしております吉川氏の人選に至るまでの経緯をちょっと説明させていただきますが、前任の方が令和7年3月31日までの任期でおられまして、その任期内での辞意を表明されておりましたが、当時、私も清和の支所長を務めておりましたが、その経緯で、朝日地区ですね、その当時が国道から南側の地区からお二人、人権擁護委員がおられましたので、ぜひ後任の方は国道より北側のほうから推薦いただきたいという御要望もありまして、朝日地区の自治振興会ですとか、区長さん方に適任の方がおられませんかということで、推薦を依頼しておりました経緯がございます。そこで、数名御推薦をいただいていたところですが、やはりそれぞれ自営でしたり、お勤めでしたりがありまして、お引受けいただける方がいらっしゃらなくて、前任の方が半年間在任期間を延長されて、令和7年の9月末で、10月からが欠員状態となっておりました。ちょうどその時期、10月までで吉川さんのほうが議会を勇退されましたので、今回、この人権擁護委員さんのほうの推薦候補者としていただけないかということで、当時御相談をさせていただいたところです。

その際に、政治に関わられていたとか、そういったところについてまで配慮が至ってなかったところはありますが、それ以外でも地域活動について積極的に取り組んでおられるという状況については十分承知しておりましたので、そこまでの思いは至っておりませんでした。御相談申し上げまして、快諾いただき、今回諮問をさせていただいているところです。

よろしく願いいたします。

○議長（飯開政俊君） 町長、坂本靖也君。

○町長（坂本靖也君） お答えいたします。人権擁護委員につきましては、非常に多岐にわたる相談を受ける役割だというふうに思っております。吉川さんにおかれましても、確かに議員のほうで御指摘いただきますように、これまで町会議員としてされましたところがあります。多岐にわたりまして、いろいろな見識もお持ちの方であるというふうに考えております。住民の皆様方におかれましても、吉川さんは、これまでも地域活動なんかにも積極的に参加をされておりますし、これからもそういった敷居の高いようなことがないように、御本人も、地域の中で相談をしやすい、そういった人権擁護に関して、活動もしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、ぜひここにつきましては、御承認をいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） ほかに。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 課長の答弁からは、ちょうど欠員があったけども、自治振興区ですね、とか、地域にお諮りしたけども、推薦に至らなかったということで、たまたま議会を、議員

をやめられたから、そこでお願いしたら快諾された。

では、清和の支所長にお尋ねしますが、これまでは、先ほど課長のお話にもありましたけれども、だから国道から北側のほうからということで、自治振興区の会長さんたちに御相談しましたということだったんですが、じゃあ、今度は、この方をするに当たって、自治振興区の会長さんたちにお諮りをしたっていう段取りはされなかったでしょうか、お尋ねします。

○議長（飯開政俊君） 清和支所長、西田法生君。

○清和支所長（西田法生君） お答えします。自治振興区の会長の方々に、この件についてお諮りをしたということはございませんでした。

以上です。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、藤川多美君。

○11番（藤川多美君） 何でも、推薦するというのは、地域からの推薦が一番必要なんですけど、今回、一本釣りでしたっていうことを、再度そのことを課長に答弁を求めます。

○議長（飯開政俊君） 健康福祉課長、長崎早智君。

○健康福祉課長（長崎早智君） 今回の推薦候補者の人選に当たりまして、改めまして、地元の方々にお諮りをしていないことにつきましては、おわびいたしますが、お人柄ですとか、これまでの活動等について、地元の方も御理解いただけるものと思っておりますので、改めまして、よろしくお願いいたします。

○議長（飯開政俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） これで質疑を終わります。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案に同意する旨答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨答申することに決定しました。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案に同意する旨答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨答申することに決定しました。

日程第25 請願付託報告について

○議長（飯開政俊君） 日程第25、「請願付託報告について」を議題とします。

請願第1号、熊本県立矢部高等学校学生寮の建設に関する請願書について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、眞原誠君。

○総務常任委員長（眞原 誠君） 総務常任委員会で請願審査をいたしました結果の報告をいたします。

令和8年6月12日。

山都町議会議長、飯開政俊様。総務常任委員長、眞原誠。

請願審査報告書。

本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

事件の番号、令和8年請願第1号。

付託年月日、令和8年6月5日。

件名、熊本県立矢部高等学校学生寮の建設に関する請願書。

請願者、熊本県上益城郡山都町北中島982-1、熊本県立矢部高等学校同窓会、会長代行、江藤和洋。

審査結果、採択。

審査意見です。矢部高校同窓会から提出された本請願は、町に提出されている矢部校学生寮建設の要望について、議会からも後押しして欲しいというものであった。請願理由にもあるとおり、矢部高校は山都町の未来にとってなくてはならない存在であり、そのためには町内外から入学してくる生徒たちの生活拠点となる寮は必須の施設であるとする。寮建設の財源や建設後の運用など、解決すべき課題はあるが、運用面では地元住民で組織されるNPOがこれまで7年間独自に学生寮を運営してきた実績があり、町としてはゼロからのスタートではない。今年3月に設立された矢部高校コンソーシアムからも、「町外生徒の生活の基盤となり、併せて地域活性化のための交流拠点としての寮の建設に向けた取り組みを加速させたい」と発言されており、議会も伴走する形で協力していくべきであるとの結論に至った。

以上、報告いたします。

○議長（飯開政俊君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 質疑なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「熊本県立矢部高等学校学生寮の建設に関する請願書」は、採択とす

ることに決定しました。

日程第26 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（飯開政俊君） 日程第26、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申出がありました。

当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯開政俊君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。令和8年第2回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時27分

令和8年6月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第1号	令和7年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	6月5日	報告	済
報告第2号	令和7年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6月5日	報告	済
報告第3号	令和7年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	6月5日	報告	済
報告第4号	令和7年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について	6月5日	報告	済
報告第5号	株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	6月5日	報告	済
報告第6号	一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	6月5日	報告	済
報告第7号	有限会社「清和資源」の経営状況について	6月5日	報告	済
議案第32号	専決処分事項（令和7年度山都町一般会計補正予算第10号） の報告並びにその承認を求めることについて	6月5日	原案承認	
議案第33号	専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその 承認を求めることについて	6月5日	原案承認	
議案第34号	専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報			

	告並びにその承認を求めることについて	6月5日	原案承認
議案第41号	令和8年度山都町一般会計補正予算（第1号）について	6月5日	原案可決
議案第35号	山都町介護予防拠点施設条例の一部改正について	6月11日	原案可決
議案第36号	山都町緑川生涯学習施設条例の廃止について	6月11日	原案否決
議案第37号	山都町営住宅条例の一部改正について	6月11日	原案可決
議案第38号	山都町一般住宅及び復興一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	6月11日	原案可決
議案第39号	山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	6月11日	原案可決
議案第40号	山都町水道事業等給水条例の一部改正について	6月11日	原案可決
議案第42号	令和8年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	6月11日	原案可決
議案第43号	町有の組合委託林立木の処分について	6月11日	原案可決
議案第44号	財産の取得について（山都町コミュニティバス購入）	6月12日	原案可決
議案第45号	財産の取得について（消防団小型動力ポンプ付き軽積載車購入）	6月12日	原案可決
議案第46号	工事請負変更契約の締結について（水の宇土川③河川災害復旧工事）	6月12日	原案可決
同意第5号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第6号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第7号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第8号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第9号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第10号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第11号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第12号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第13号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第14号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第15号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第16号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第17号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第18号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第19号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第20号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第21号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第22号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意
同意第23号	山都町農業委員の任命について同意を求める件	6月12日	原案同意

諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

6 月 12 日 原案同意

諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

6 月 12 日 原案同意

請願付託報告について

6 月 12 日 採 択

会議規則第 120 条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員